

令和3年第2回定例会（12月議会）
予算特別委員会会議の概要

書記 山内 雅 絵 録

招集年月日時 令和3年11月25日（木曜日）

本会議終了後

招集場所 議事堂 本会議場

本定例会（12月議会）における案件

- 1 議案第193号
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
- 2 議案第194号
令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第195号
令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第196号
令和3年度秋田県電気事業会計補正予算（第1号）
- 5 議案第197号
令和3年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 議案第198号
令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年11月25日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程 （日程協議）

本日の出席状況

出席委員

委員 長	原 幸 子
副委員 長	三 浦 茂 人
委員	北 林 康 司
委員	鶴 田 有 司
委員	川 口 一
委員	柴 田 正 敏
委員	佐 藤 賢 一 郎
委員	加 藤 鈇 一
委員	近 藤 健 一 郎
委員	工 藤 嘉 範
委員	竹 下 博 英
委員	北 林 丈 正
委員	高 橋 武 浩
委員	今 川 雄 策

委員	佐 藤 信 喜
委員	鈴木 健 太
委員	杉 本 俊 比 古
委員	佐々木 雄 太
委員	鈴木 真 実 郎
委員	小山 緑 郎
委員	児 玉 政 明 達
委員	住 谷 康 人
委員	宇佐見 康 人
委員	島 田 薫 望
委員	瓜 生 豪 望
委員	高 橋 豪 望
委員	土 谷 勝 悦
委員	三 浦 英 一
委員	渡 部 英 治
委員	東海林 洋
委員	佐 藤 正 一 郎
委員	吉 方 清 彦
委員	鳥 井 修
委員	石 田 寛
委員	小 原 正 晃
委員	薄 井 司
委員	石 川 ひとみ
委員	加 藤 麻 里
委員	加賀屋 千鶴子
委員	松 田 豊 臣
委員	小 野 一 彦
委員	鈴木 洋 一

欠席委員

委員	小 松 隆 明
書記	山 内 雅 絵
	議会議務局議事課 安 杖 千佳子
	議会議務局政務調査課

会議の概要

午前10時21分 開議

出席委員

委員 長	原 幸 子
副委員 長	三 浦 茂 人
委員	北 林 康 司
委員	鶴 田 有 司
委員	川 口 一
委員	佐 藤 賢 一 郎
委員	加 藤 鈇 一
委員	近 藤 健 一 郎
委員	工 藤 嘉 範
委員	竹 下 博 英

委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	佐藤信喜
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	土谷勝悦
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	東海林洋
委員	佐藤正一郎
委員	吉方清彦
委員	鳥井修
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	石川ひとみ
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	小野一彦
委員	鈴木洋一
欠席委員	
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
説明者	
教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)	広報監
	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治
会計管理者(兼) 出納局長	
	奈良聡

議会議務局長	千葉雅也
人事委員会事務局長	真壁善男
監査委員事務局長	智田邦英
労働委員会事務局長	岡崎佳治

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。第2回定例会12月議会を通して会議録署名員には、川口一委員、土谷勝悦委員を指名します。

なお、各分科会の会議録署名員は、各分科会長に一任します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。資料1「付託議案一覧表」を御覧ください。先ほどの本会議において、議案第193号、議案第194号、議案第195号、議案第196号、議案第197号及び議案第198号、以上6件が本委員会に付託されました。付託された議案のうち、議案第193号については全ての分科会において、議案第196号及び議案第197号については産業観光分科会において、議案第194号、議案第195号及び議案第198号については建設分科会において、それぞれ審査を行います。

資料2「審査日程(案)」を御覧ください。12月7日は午前10時30分から部局長説明を行い、同日の部局長説明終了後と、翌8日、9日は各分科会において議案の審査を行います。各分科会の運営は、各分科会長に一任します。12月13日は午前10時30分から分科会報告を行い、16日と17日は午前10時から総括審査を行います。12月20日は午後1時30分から討論・採決を行います。

資料3「会派別割当時間」を御覧ください。総括審査はこの時間を目安に議事進行します。質疑者は各会派で決定し、資料4の「総括審査質疑事項提出書」に質疑事項を記載のうえ、12月13日の午後3時まで提出願います。その後、質疑順を決定しお知らせします。

なお、今議会における総括審査の審査日程を2日のままとするのか1日に変更するのかについては、12月13日に予定されている議会運営委員会において協議することとなっており、1日に変更された場合には同日の分科会報告の際に審査日程の変更をお諮りするとともに、新たな「会派別割当時間」をお知らせします。

審査日程(案)について御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。審査日程は、原案のとおり決定されました。

本日はこれをもって散会します。

午前10時25分 散会

令和3年12月7日(火曜日)

本日の会議案件

- 1 審査日程 (日程協議Ⅱ)
- 2 議案第193号
令和3年度秋田県一般会計補正予算(第7号)
(部局長説明)
(分科会)
- 3 議案第194号
令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)
(分科会)
- 4 議案第195号
令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)
(分科会)
- 5 議案第196号
令和3年度秋田県電気事業会計補正予算(第1号)
(部局長説明)
(分科会)
- 6 議案第197号
令和3年度秋田県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
(部局長説明)
(分科会)
- 7 議案第198号
令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算(第2号)
(部局長説明)
(分科会)
- 8 議案第222号
令和3年度秋田県一般会計補正予算(第8号)
(部局長説明)
(分科会)

本日の出席状況

出席委員

委員長	原 幸子
副委員長	三浦茂人
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
委員	佐藤賢一郎
委員	加藤鉦一
委員	近藤健一郎
委員	工藤嘉範
委員	竹下博英

委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	佐藤信喜
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	土谷勝悦
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	東海林洋
委員	佐藤正一郎
委員	吉方清彦
委員	鳥井修
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	石川ひとみ
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	小野一彦
委員	鈴木洋一

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	佐藤宏生
議会事務局議事課	山崎裕介
議会事務局政務調査課	安杖千佳子
議会事務局議事課	齋藤淳子
議会事務局政務調査課	今野武俊
議会事務局政務調査課	高橋健
議会事務局議事課	藤澤直洋
議会事務局政務調査課	畠山秀樹
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	村上忍
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	安原駿平
総務部総務課	柴田穰
企画振興部総合政策課	田中紀子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	土井芳晴

健康福祉部福祉政策課 長 澤 明 子
 生活環境部県民生活課 高 橋 和 也
 農林水産部農林政策課 落 合 和 秀
 観光文化スポーツ部観光戦略課
 伊 藤 正 人
 産業労働部産業政策課 木 村 高 志
 建設部建設政策課 鎌 田 大 将
 教育庁総務課 石 塚 祐 樹
 警察本部総務課 高 岡 義 明

委 員 石 田 寛
 委 員 小 原 正 晃
 委 員 薄 井 司
 委 員 石 川 ひとみ
 委 員 加 藤 麻 里
 委 員 加 賀 屋 千 鶴 子
 委 員 松 田 豊 臣
 委 員 小 野 一 彦
 委 員 鈴 木 洋 一

会 議 の 概 要

午前10時31分 開議

出席委員

委 員 長 原 幸 子
 副委員長 三 浦 茂 人
 委 員 北 林 康 司
 委 員 鶴 田 有 司
 委 員 川 口 一
 委 員 柴 田 正 敏
 委 員 小 松 隆 明
 委 員 佐 藤 賢 一 郎
 委 員 加 藤 鉦 一
 委 員 近 藤 健 一 郎
 委 員 工 藤 嘉 範
 委 員 竹 下 博 英
 委 員 北 林 丈 正
 委 員 高 橋 武 浩
 委 員 今 川 雄 策
 委 員 佐 藤 信 喜
 委 員 鈴 木 健 太
 委 員 杉 本 俊 比 古
 委 員 佐 々 木 雄 太
 委 員 鈴 木 真 実
 委 員 小 山 緑 郎
 委 員 児 玉 政 明
 委 員 住 谷 達 人
 委 員 宇 佐 見 康 人
 委 員 島 田 薫 望
 委 員 瓜 生 豪
 委 員 高 橋 豪 悦
 委 員 土 谷 勝 一
 委 員 三 浦 英 治
 委 員 渡 部 英 洋
 委 員 東 海 林 正 一 郎
 委 員 佐 藤 清 彦
 委 員 吉 方 清 彦
 委 員 鳥 井 修

説 明 者

教育長 安 田 浩 幸
 警察本部長 久 田 誠
 総務部長 松 本 欣 也
 総務部危機管理監(兼) 広報監 土 田 元 裕
 企画振興部長 鶴 田 嘉 裕
 あきた未来創造部長 小 野 正 則
 観光文化スポーツ部長 嘉 藤 正 和
 健康福祉部長 佐 々 木 薫
 生活環境部長 柳 田 高 人
 農林水産部長 佐 藤 幸 盛
 産業労働部長 佐 藤 徹 治
 建設部長 佐 藤 秀 治
 会計管理者(兼) 出納局長 奈 良 聡
 議会事務局長 千 葉 雅 也
 人事委員会事務局長 真 壁 善 男
 監査委員事務局長 智 田 邦 英
 労働委員会事務局長 岡 崎 佳 治

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。

初めに、資料1「付託議案一覧表」を御覧ください。昨日の本会議において、議案第222号が本委員会に追加付託されました。この議案の審査を行う分科会は、総務企画分科会福祉環境分科会及び産業観光分科会であります。関係分科会における議案の審査順等の運営は、関係分科会長に一任します。

資料2「審査日程Ⅱ(案)」を御覧ください。この議案の追加付託を踏まえた今後の本委員会の審査日程は変更せず、当初の予定どおりとします。

資料2の「審査日程Ⅱ(案)」について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。審査日程は、原案の

とおり決定されました。

次に、付託議案に関する部局長説明を行います。
初めに、11月25日に付託された議案第193号から議案第198号までの議案6件を一括議題とします。

各部局長の説明を求めます。

総務部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

企画振興部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

あきた未来創造部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

観光文化スポーツ部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

健康福祉部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

生活環境部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

農林水産部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

産業労働部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

建設部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

会計管理者（兼）出納局長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

議会事務局長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

警察本部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

教育長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

人事委員会事務局長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

監査委員事務局長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

明書（12月議会）により説明】

労働委員会事務局長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

委員長

次に、昨日追加付託された議案第222号を議題とします。

関係部局長の説明を求めます。

総務部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会 追加提案分）により説明】

観光文化スポーツ部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会 追加提案分）により説明】

健康福祉部長

【令和3年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会 追加提案分）により説明】

以上で、各部局長の説明は終了しました。

ただいまの説明を踏まえ、各分科会において、鋭意、審査をお願いします。

委員長

本日はこれをもって散会し、12月13日月曜日、午前10時30分から委員会を開き、分科会報告を行います。

散会します。

午前10時58分 散会

各分科会の概要

12月7日（火）開催の以下の分科会の概要については、分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

令和3年12月8日(水曜日)

本日の会議案件

- 1 議案第193号
令和3年度秋田県一般会計補正予算(第7号)
(分科会)
- 2 議案第194号
令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算(第1号)
(分科会)
- 3 議案第195号
令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
(分科会)
- 4 議案第196号
令和3年度秋田県電気事業会計補正予算(第1号)
(分科会)
- 5 議案第197号
令和3年度秋田県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
(分科会)
- 6 議案第198号
令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算(第2号)
(分科会)
- 7 議案第222号
令和3年度秋田県一般会計補正予算(第8号)
(分科会)

本日の出席状況

出席委員

委員長	原 幸子
副委員長	三浦茂人
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	川口 一
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
委員	佐藤賢一郎
委員	加藤 鋏一
委員	近藤健一郎
委員	工藤嘉範
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	佐藤信喜
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木 真実

委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷 達
委員	宇佐見 康人
委員	島田 薫
委員	瓜生 望
委員	高橋 豪
委員	土谷 勝悦
委員	三浦 英一
委員	渡部 英治
委員	東海林 洋
委員	佐藤 正一郎
委員	吉方 清彦
委員	鳥井 修
委員	石田 寛
委員	小原 正晃
委員	薄井 司
委員	石川 ひとみ
委員	加藤 麻里
委員	加賀屋 千鶴子
委員	松田 豊臣
委員	小野 一彦
委員	鈴木 洋一

書記

議会事務局議事課	佐藤 宏生
議会事務局議事課	山崎 裕介
議会事務局政務調査課	安杖 千佳子
議会事務局議事課	齋藤 淳子
議会事務局政務調査課	今野 武俊
議会事務局政務調査課	高橋 健
議会事務局議事課	藤澤 直洋
議会事務局政務調査課	畠山 秀樹
議会事務局政務調査課	阿部 秀樹
議会事務局議事課	伴藤 崇
議会事務局政務調査課	村上 忍
議会事務局議事課	松江 翔一
議会事務局政務調査課	安原 駿平
総務部総務課	柴田 穰子
企画振興部総合政策課	田中 紀子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	土井 芳晴
健康福祉部福祉政策課	長澤 明子
生活環境部県民生活課	高橋 和也
農林水産部農林政策課	落合 和秀
観光文化スポーツ部観光戦略課	
	伊藤 正人
産業労働部産業政策課	木村 高志
建設部建設政策課	鎌田 大将
教育庁総務課	石塚 祐樹
警察本部総務課	高岡 義明

各分科会の概要

1 2月8日（水）開催の以下の分科会の概要については、分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

令和3年12月13日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第193号
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（分科会報告）
- 2 議案第194号
令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
- 3 議案第195号
令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
- 4 議案第196号
令和3年度秋田県電気事業会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
- 5 議案第197号
令和3年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
- 6 議案第198号
令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算（第2号）
（分科会報告）
- 7 議案第222号
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第8号）
（分科会報告）

本日の出席状況

出席委員

委員長	原 幸子
副委員長	三浦茂人
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	川口 一
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
委員	佐藤賢一郎
委員	加藤 鋳一
委員	近藤健一郎
委員	工藤嘉範
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	佐藤信喜
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木 真実

委員	小 山 緑 郎
委員	児 玉 政 明
委員	住 谷 達 人
委員	宇佐見 康 人
委員	島 田 薫 望
委員	瓜 生 豪 望
委員	高 橋 豪 望
委員	土 谷 勝 悦
委員	三 浦 英 一
委員	渡 部 英 治
委員	東海林 洋 一
委員	佐 藤 正 一 郎
委員	吉 方 清 彦
委員	鳥 井 修 寛
委員	石 田 正 晃
委員	小 原 正 司
委員	薄 井 ひとみ
委員	石 川 ひとみ
委員	加 藤 麻 里
委員	加賀屋 千鶴子
委員	松 田 豊 臣
委員	小 野 一 彦
委員	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	山 内 雅 絵
議会事務局議事課	山 崎 裕 介
議会事務局政務調査課	安 杖 千佳子

会 議 の 概 要

午前10時28分 開議

出席委員

委員長	原 幸子
副委員長	三浦茂人
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	川口 一
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
委員	佐藤賢一郎
委員	加藤 鋳一
委員	近藤健一郎
委員	工藤嘉範
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	佐藤信喜

委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	土谷勝悦
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	東海林洋
委員	佐藤正一郎
委員	吉方清彦
委員	鳥井修
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	石川ひとみ
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	小野一彦
委員	鈴木洋一
説明者	
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)	広報監
	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治
会計管理者(兼)出納局長	
	奈良聡
議会事務局長	千葉雅也
人事委員会事務局長	真壁善男
労働委員会事務局長	岡崎佳治

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。

初めに、先ほど開催された議会運営委員会における協議の結果、今回の総括審査の審査日程は2日間のままとすることが決定されましたので報告します。

次に、分科会報告を行います。議案第193号、議案第194号、議案第195号、議案第196号、議案第197号、議案第198号及び議案第222号、以上7件を一括議題とします。

各分科会長の報告を求めます。報告は演壇において行ってください。

初めに、総務企画分科会長の報告を求めます。

佐々木雄太委員(総務企画分科会長)

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会総務企画分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第193号のうち、総務部、企画振興部、あきた未来創造部、議会事務局及び人事委員会事務局に係る部分並びに議案第222号のうち総務部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案の総額は、21億8,837万円の増額であり、その歳入内訳は、特定財源として国庫支出金18億5,453万円、繰入金1億735万円、県債8,790万円などを増額するほか、一般財源として繰越金3億円を増額し、繰入金2億3,868万円を減額しております。

なお、本分科会所管部局については、総務部関係で1,974万円の増額、企画振興部関係で3,323万円の増額、あきた未来創造部関係で1,842万円の減額、議会事務局関係で1,169万円の減額、人事委員会事務局関係で676万円の減額、総額1,610万円の増額であります。

また、債務負担行為については、総務部関係で広報事業について、企画振興部関係ではDX戦略推進事業について、あきた未来創造部関係では国際教養大学施設設備等整備事業について、議会事務局関係では議会広報紙作成事業などについて、契約手続きを今年度内に進める必要があることから、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては当局からそれぞれ説明を聞き質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、企画振興部関係の「DX戦略推進事業に係る債務負担行為の限度額の設定について」であります。

この事業は、本県における官民の課題をデジタル技術の活用により解決するため、広くICT企業等から提案を募り、県や県内企業等の相談側とマッチングするプラットフォームを構築するものであります。

これについて、行政や企業が課題を解決する場合、

従来は各企業等が独自に相談先などを探して対応していたと思われるが、このプラットフォームを構築する狙いは何かとただしたのに対し、取引実績のある企業から情報を得たり提案を受けることは有用である一方で、既存システムの延長線上の提案となり、新たな取組が生まれにくい面もあると考えている。

この事業では、プラットフォームの管理運営者がデジタル技術の目利き役となって、県内外のICT企業等をリスト化し相談者側とマッチングを図ることにより、デジタル技術を活用した課題解決実績のあるベンチャー企業など、これまで取引のなかった企業の知見を生かした新たな気づきの創出や課題解決につなげてまいりたいとの答弁がありました。

次に、あきた未来創造部関係の「咲きほこれ！あきたウーマンパワー応援事業」108万円についてであります。

この事業は、女性の挑戦や活躍への意識改革を促進するため、働く女性のネットワークを官民一体で構築し、相互研鑽を行うラウンドテーブルを開催するものであります。

これについて、女性の挑戦や活躍への意識改革を図るとのことだが、この事業を通じて具体的に何を目指すのかとただしたのに対し、県が実施した意識調査で、女性の管理職登用が進まない理由として女性自身が管理職に就くことに消極的であることが挙げられており、女性企業経営者の講演や働く女性のワークショップなどの取組を通じて意識改革を図り、前向きに管理職を目指す女性を育ててまいりたいとの答弁がありました。

これについてさらに、女性管理職を増やすためには女性だけでなく企業経営者の意識改革なども必要だと思うが、どのように取り組むのかとただしたのに対し、ラウンドテーブルの報告会を定期的で開催するなどして、取組の成果を経営者にフィードバックすることを考えている。

また、別事業ではあるが、あきた女性活躍・両立支援センターによる啓発や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援などを通じて、経営者の理解促進に取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、福祉環境分科会長の報告を求めます。

吉方清彦委員（福祉環境分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会福祉環境分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第193号のうち健康福祉部及び生活環境部に係る部分並びに議案第222号のうち健康福祉部に係る部分であ

ります。

今回の一般会計補正予算案は、健康福祉部関係で26億597万円の増額、生活環境部関係で4,761万円の減額、総額25億5,836万円の増額であります。

また、債務負担行為については、健康福祉部関係で療育手帳発行システム更新事業について、契約手続きを今年度内に進める必要があることから限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては当局からそれぞれ説明を聞き質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

健康福祉部関係の「日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業」9億6,323万円についてであります。

この事業は、日常生活や経済社会活動の回復に向けワクチン・検査パッケージ制度の定着等を図るため、無料でPCR等検査を受けられる環境を整備するものであります。

これについて、当該事業の対象者は県内にどれくらいいるのか。また、PCR等検査は検査した時点での感染の有無しか分からないためイベントの参加や旅行の都度検査を受ける必要があるとすれば、同じ人が何度も検査を受けることは可能なのかとただしたのに対し、無料化の対象者は、県内のワクチン未接種者約17万5千人のうち健康上の理由で未接種の人と12歳未満の子供である。

一人当たりの検査回数に制限は設けていないが、1か月に何度も検査を受ける場合は申込の際に理由を伺うことにしているとの答弁がありました。

また、対象者の中には車を運転できない人もいることからPCR等検査ができる場所をバランスよく設置する必要があると思うが、どのくらい設けることにしているかとただしたのに対し、整備箇所は県内で50箇所を見込んでいる。現在、秋田市、大館市及び大仙市に民間の検査センターが開設されており、まずはそこでの実施を進めていく。

また、薬局に検査できる場所を整備することで県民が身近な所で検査を受けられるよう、全国チェーンの薬局や県薬剤師会の会員である薬局にも協力を依頼し、事業を進めることにしているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、農林水産分科会長の報告を求めます。

北林文正委員（農林水産分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会農林水産分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第193

号のうち農林水産部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、農林水産部関係で1億8,015万円の増額であります。

また、債務負担行為については、漁港施設等が冬季風浪等で被災した場合、速やかに復旧するために必要な事業について限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては当局から説明を聞き質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、「飼料高騰緊急対策事業」3,584万円についてであります。

この事業は、配合飼料価格の高騰により大きな影響を受けている畜産経営体の生産基盤の維持・強化を図るため、自給飼料生産に必要な施設・機械等の整備に対して支援するものであります。

これについて、近年の飼料価格高騰の要因及び今後の見通しをどのように分析しているか。また、県内の畜産業における飼料自給率はどうなっているかとただしたのに対し、今般の飼料価格高騰は、アフリカ豚熱の流行により激減した中国の豚の飼育頭数が回復してきたことに伴う飼料需要の増大や、世界的なコロナ禍からの経済回復による海運運賃の上昇等が影響している。こうした状況は今後もしばらく続く見込みであり、畜産経営にとって大変厳しい状況と認識している。本県における飼料自給率は全国平均より高く、肉用牛で45%、乳用牛で54%となっているが、更なる向上を目指して自給飼料を増産し、飼料費を抑えるなどの経営改善を促してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「漁業効率化技術実証事業」1,910万円についてであります。この事業は、ICT機器を活用した操業情報のデジタル化や海況データの共有を図り、効率的な漁業経営を実践するモデル的な漁業者を育成するものであります。

これについて、操業情報のデジタル化や海況データの収集によって、今後秋田県の海のデータベースが構築されるとどのようなことができるようになるのかとただしたのに対し、現在は水産振興センターにおいて水温や潮流等のデータに加え底引き網船の漁獲情報を収集しており、更に本事業によって沿岸漁業者の操業状況等の情報を蓄積することとしている。今後、秋田県沖の漁場の予測情報に加え電子操業日誌など漁師個人が持つ漁場情報を組み合わせ、効率的な漁業生産に役立ててまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、産業観光分科会長の報告を求めます。

高橋武浩委員（産業観光分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特

別委員会産業観光分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第193号のうち観光文化スポーツ部及び産業労働部に係る部分、議案第222号のうち観光文化スポーツ部に係る部分並びに議案第196号及び議案第197号であります。

今回の一般会計補正予算案は、観光文化スポーツ部関係で9億2,463万円の増額、産業労働部関係で3,541万円の増額、総額9億6,004万円の増額であります。

また、継続費については、観光文化スポーツ部関係であきた芸術劇場整備事業について総額及び年割額を変更しようとするものであります。

また、債務負担行為については、観光文化スポーツ部関係で県有体育施設整備・改修事業及びあきた芸術劇場管理運営費について、契約手続き等を今年度内に進める必要があることから限度額を設定しようとするものであります。産業労働部関係では経営安定資金利子補助金について無利子融資の実施に伴い限度額を設定するほか、県立技術専門校の託児サービス委託について契約手続きを今年度内に進める必要があることから限度額を設定しようとするものであります。

次に、公営企業会計補正予算案は、電気事業会計について収益的支出で3,141万円の減額、工業用水道事業会計について収益的支出で48万円の減額であります。

審査に当たっては当局からそれぞれ説明を聞き質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

はじめに、観光文化スポーツ部関係の「県内空港利用促進緊急対策事業」8,316万円の増額についてであります。

この事業は、コロナ禍の長期的な影響を受けている秋田空港及び大館能代空港の利用を促進し、航空ネットワークの維持・拡充を図るものであります。

これについて、航空運賃の一部をキャッシュバックするキャンペーンを実施する際、併用できる支援策を実施している市町村もあることから手続きを一本化するなど、利用者の利便性に配慮した工夫はできないのかとただしたのに対し、制度としては併用を可能としており、関係市町村と調整のしやすさを一本化することが理想だが、限られた期間の中で速やかにキャンペーンを開始することも重要である。これらのバランスをとりながら、利用者の利便性の向上に向け委託事業者等と検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、産業労働部関係の「職業能力開発支援事業」1,997万円の増額についてであります。

この事業は、コロナ禍で離職した方の再就職やアフターコロナを見据えた県内企業の人材育成を支援するため、技術専門校が行う職業訓練に必要な設備機器を整備するものであります。

これについて、人材育成は新秋田元気創造プランの素案でも大きく取り上げられている。例えば、自動車産業は100年に1度の大変革期にあり、従来の部品製造は大幅に減少する見込みだが、そうした変化に対応できる人材がこの事業で育成されるのかとただしたのに対し、メカトロニクス系の訓練分野では設備の自動化や省力化に対応した訓練を行うための機器を整備するほか、建設系ではドローンの操縦訓練を行うための機器などを整備し、IoT（Internet of Thingsの略。世の中に存在する様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。）やAI（人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもののこと。）などの新しい技術を身につけ、これからの大きな変化にも対応できる技術者を育成してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、建設分科会長の報告を求めます。

佐藤信喜委員（建設分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会建設分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第193号のうち建設部、出納局、監査委員事務局及び労働委員会事務局に係る部分並びに議案第194号、議案第195号及び議案第198号であります。

今回の一般会計補正予算案は、建設部関係で1億2,816万円の減額、出納局関係で642万円の増額、監査委員事務局関係で543万円の減額、労働委員会事務局関係で654万円の増額、総額1億2,063万円の減額であります。

また、繰越明許費については、建設部関係で地方道路交付金事業などにおいて15億7,623万円を繰越ししようとするものであります。

また、債務負担行為については、建設部関係で道路改良や春期の道路損傷への対応など、早期発注が必要であり施工時期の平準化に資する事業のほか、道路施設等の維持管理業務委託などについて、契約手続きを今年度内に進める必要があることから限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計の債務負担行為については、能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計の維持管理業務委託について、港湾整備事業特別会計の向

浜ふ頭の整備に係る事業などについて、契約手続きを今年度内に進める必要があることからそれぞれ限度額を設定しようとするものであります。

次に、公営企業会計補正予算案は、下水道事業会計について収益的支出で866万円の増額であります。

また、債務負担行為については、臨海処理区管路包括管理費などについて、契約手続きを今年度内に進める必要があることから限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては当局からそれぞれ説明を聞き質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

建設部関係の「秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区の管路包括管理に係る債務負担行為の限度額の設定」についてであります。

これは、臨海処理区において県と関連7市町村が管理する管路施設を対象にその維持管理を民間業者へ委託するものであり、契約期間が複数年にわたることから債務負担行為を設定しようとするものであります。

これについて、対象は管路の総延長が約900キロメートル、マンホールポンプは389か所と膨大な数の施設の維持管理が必要となるほか、各市町村にわたるこれらの施設の点検や緊急時の応急対応の実施に当たり専門的な知識やノウハウが不可欠と考えるが、受注業者はどのような形態を想定しているのか。また、今回の設定額は妥当と言えるのかとただしたのに対し、受注業者の条件や形態については、今後入札審査会で決めていくことになるが、これまでの実績や技術の伝承、確実な業務の履行確保など幅広い観点から検討していきたいと考えている。また、設定額の算定においては適正な積算を行っており、維持管理費用の負担軽減や業務の効率化を図るとともに、受注者の安定的な業務運営による人材の確保や設備投資の充実に繋がるよう、業務を包括化し複数年契約としているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、教育公安分科会長の報告を求めます。

今川雄策委員（教育公安分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会教育公安分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第193号のうち警察本部及び教育委員会に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、警察本部関係で1億7,973万円の減額、教育委員会関係で1億2,591万円の減額、総額1億4億564万円の減

額であります。

また、継続費については、教育委員会関係で鹿角小坂地区統合校整備事業について新たに設定するほか、比内支援学校整備事業について工事単価の上昇や工期延長等に伴い総額及び年割額を変更しようとするものであります。

また、繰越明許費については、警察本部関係でヘリコプター維持管理事業において4億5,193万円を繰越ししようとするものであります。

また、債務負担行為については、警察本部関係で交通安全施設整備・維持管理事業について、消雪期の早い段階において横断歩道や停止線等の再塗装を実施する必要があることから、教育委員会関係では統合型校務支援システム導入等推進事業及びミュージアム活性化事業などについて契約手続き等を今年度内に進める必要があることから、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては当局からそれぞれ説明を聞き質疑を行いました、その主な内容について申し上げます。

初めに、警察本部関係の「交通安全施設整備・維持管理事業」に係る債務負担行為の限度額の設定についてであります。

これについて、年間ではどの程度の数の横断歩道等を再塗装していて、今回設定しようとする限度額の4,000万円では何か所程度の実施を予定しているのかとただしたのに対し、今年度は県内の横断歩道約9,800か所の2割弱に当たる約1,700か所のほか、延べ100キロメートル以上の一時停止線等について再塗装工事を実施したところである。それに対し今回の限度額では、通学路における横断歩道 約600か所などの再塗装工事を予定しているとの答弁がありました。

これについてさらに、消雪期の早い時期に再塗装が必要な危険箇所は通学路以外にもあると思われるが、限度額を引き上げてより多くの箇所について対応する考えはないかとただしたのに対し、請負業者のマンパワーを考慮しても一定の期間内で対応できる箇所数には限度があることから、まずは新入学児童等の安全確保を図るため優先順位をつけながら、通学路における全横断歩道の約4分の1に相当する箇所数について対応することとしており、その他の危険箇所についてはその後順次対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係の「統合型校務支援システム導入等推進事業」に係る債務負担行為の限度額の設定についてであります。

これについて、本システムの導入により教員の働き方改革が図られるとのことだが、どのような効果があると見込んでいるのかとただしたのに対し、他

県の導入事例を見ると校務処理について大幅な効率化が図られており働き方改革に大きく寄与することが期待されるほか、生み出された時間を教材研究等に充てることで教育の質の向上にもつながるものと考えているとの答弁がありました。また、児童生徒の個人情報や成績情報などを扱うシステムであることから、セキュリティの管理には十分に配慮すべきと考えるがどうかとただしたのに対し、不正アクセスへの対応に関してはシステム自体の強靱さが求められることから、こういったセキュリティシステムを搭載するかについて企画提案の審査でも重視していきたいと考えている。また、運用面においても全体的な管理ルールを策定するなど、不正な利用が行われないよう対応してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

以上で各分科会長の報告は終了しました。

各分科会長に対する質疑を行います。質疑は質疑者席において、答弁は演壇において行ってください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

分科会長に対する質疑はないものと認めます。

本日はこれをもって散会し、次回は12月16日木曜日、午前10時から委員会を開き、総括審査を行います。

総括審査の質疑者は各会派で決定し、本日午後3時まで「総括審査質疑事項提出書」を提出願います。その後、質疑順を決定しお知らせします。

なお、各質疑者が質疑補助資料を配付する場合は、質疑当日の午前10時前までに必要部数を事務局に提出してください。

散会します。

午前11時00分 散会

令和3年12月16日(木曜日)

本日の会議案件

1 議案第193号

令和3年度秋田県一般会計補正予算(第7号)
(総括審査)

2 議案第194号

令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算(第1号)
(総括審査)

3 議案第195号

令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
(総括審査)

4 議案第196号

令和3年度秋田県電気事業会計補正予算(第1号)
(総括審査)

5 議案第197号

令和3年度秋田県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
(総括審査)

6 議案第198号

令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算(第2号)
(総括審査)

7 議案第222号

令和3年度秋田県一般会計補正予算(第8号)
(総括審査)

本日の出席状況

出席委員

委員長	原 幸子
副委員長	三浦茂人
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	川口 一
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
委員	佐藤賢一郎
委員	加藤 鈺一
委員	近藤健一郎
委員	工藤嘉範
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	佐藤信喜
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木 真実

委員	小 山 緑 郎
委員	児 玉 政 明
委員	住 谷 達 人
委員	宇佐見 康 薫
委員	島 田 生 望
委員	瓜 生 豪
委員	高 橋 勝 悦
委員	土 谷 英 一
委員	三 浦 英 治
委員	渡 部 英 洋
委員	東海林 正一郎
委員	佐 藤 清 彦
委員	吉 方 修
委員	鳥 井 寛 晃
委員	石 田 正 司
委員	小 原 ひとみ
委員	薄 井 麻 里
委員	石 川 千鶴子
委員	加 藤 千鶴子
委員	加賀屋 豊 臣
委員	松 田 一 彦
委員	小 野 洋 一
委員	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	山 内 雅 絵
議会事務局議事課	佐 藤 宏 生
議会事務局議事課	山 崎 裕 介
議会事務局政務調査課	安 杖 千佳子

会 議 の 概 要

午前 9時59分 開議

出席委員

委員長	原 幸子
副委員長	三浦茂人
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	川口 一
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
委員	佐藤賢一郎
委員	加藤 鈺一
委員	近藤健一郎
委員	工藤嘉範
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	佐藤信喜
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木 真実

委員	佐藤 信喜
委員	鈴木 健太
委員	杉本 俊比古
委員	佐々木 雄太
委員	鈴木 真実
委員	小山 緑郎
委員	児玉 政明
委員	住谷 達
委員	宇佐見 康人
委員	島田 薫
委員	瓜生 望
委員	高橋 豪
委員	土谷 勝悦
委員	三浦 英一
委員	渡部 英治
委員	東海林 洋
委員	佐藤 正一郎
委員	吉方 清彦
委員	鳥井 修
委員	石田 寛
委員	小原 正晃
委員	薄井 司
委員	石川 ひとみ
委員	加藤 麻里
委員	加賀屋 千鶴子
委員	松田 豊臣
委員	小野 一彦
委員	鈴木 洋一

説明者

知事	佐竹 敬久
副知事	神部 秀行
副知事	猿田 和三
理事	陶山 さなえ
教育長	安田 浩幸
警察本部長	久田 誠
総務部長	松本 欣也
総務部危機管理監(兼)広報監	
	土田 元
企画振興部長	鶴田 嘉裕
あきた未来創造部長	小野 正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤 正和
健康福祉部長	佐々木 薫
生活環境部長	柳田 高人
農林水産部長	佐藤 幸盛
産業労働部長	佐藤 徹
建設部長	佐藤 秀治
会計管理者(兼)出納局長	
	奈良 聡
議会事務局長	千葉 雅也
人事委員会事務局長	真壁 善男

委員長

おはようございます。ただいまから本日の委員会を開きます。

総括審査を行います。質疑者の順序は総括審査質疑事項一覧のとおり、議事の進行は総括審査会派別割当て時間を目安として行います。会場に設置したタイマーは、会派別割当て時間の残り時間若しくは超えた時間を表示します。

各質疑者は、会派別割当て時間を遵守されるようお願いいたします。また、執行部各位におかれましては的確かつ簡潔な答弁をされますようお願いいたします。

それでは質疑を行います。初めに、杉本委員の質疑を行います。

杉本俊比古委員

おはようございます。トップバッターということのでいささか緊張しておりますが、何とかよろしくお願ひします。

初めに、新秋田元気創造プラン（素案）についてお伺ひします。今年度までを期間として運用している第3期ふるさと秋田元気創造プランを引き継ぐ新プランの素案が、今議会に示されました。新プランについてはほかの委員会でもいろいろと質疑があったようで、私もこれを所管する総務企画委員会ではありますが、そこでの質疑を踏まえながら、主に人口減少対策の視点から知事にお尋ねしたいと思っています。

この新プランに込める知事の思いについて伺ひます。このプランは第4期プランではなくて新プランとしていますが、私はこれまでの佐竹県政の総仕上げと未来への架け橋を意識したものと受け止めています。この新プランでは今の社会を大変革の時代とし、この素案のタイトルにも入れ込んでいますが、「第1章 時代の潮流と本県の現状」、「第2章 秋田の目指す将来の姿」に知事のこの新プランに込めた思いが端的に示されているように思います。

そこでお伺ひします。この計画期間内あるいは任期中に、これだけは是非にと考えている秋田の変革とはどのようなことか、知事の思いをお聞かせください。

知事

残すところあと3年ですので、そう簡単に物事が目に見えるように変わることはないと思いますが、少なくとも私は今ちょっと皆さん方とは違った考えを持っています。今世の中は地域にこだわらず、世界を見る……。そしてこの技術社会……。今まではそうスキルがなくても仕事にありつくと。これからは、技術革新あるいは情報化——そういう意味でスキルが非常に必要です。ですから、子供たちがこ

の地域に残ろうとも県外に出ていこうとも、たくましくしっかり生き生きと、一生を悔いなく生き抜く。そういう力を子供たちに与える仕組みづくり、あるいはそのきっかけづくりに力を入れていきたいと思えます。

杉本俊比古委員

将来を担う子供たちへの本当に熱い思いをお聞かせいただきました。今の話とはちょっとそれるかもしれませんが、元気づくりのプレーヤーはやはり県民であろうと思います。元気づくりのプレーヤーの示し方ですが、この新プランでは計画期間内に創造する4つの元気として、「強靱化（レジリエンス）」、「持続可能性（サステナビリティ）」などを掲げています。3期プランでの人口減少の克服、県内産業の稼ぐ力、あるいは健康長寿社会の実現などの4つの元気を思えば、やや県民に伝わりにくい面があるのではないかと感じます。一つ一つの元気を創造していく言わばプレーヤーは、申し上げるまでもなく一人一人の県民であるわけで、その耳に分かりやすく届くように表現するべきだと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

知事

最近いろいろな論文などを見ると、今の数値目標を作るというのが——人口などそういうものに対してはもう昭和の考えだ。世界の潮流として——世界の人口は今のところある程度増えていますが、いずれ発展すれば減少になります。そういうことで、人口減少などをダイレクトに目標に捉えても、なかなかそう簡単にはいかない。むしろその過程——それを結果論として、その過程においてどういふことをすることによって、強制ではなく県民、市民あるいは国民にその動機を与えるかに中心を置くべきだという風潮になっています。ですから、例えば産業の振興といっても、これからの中心になるグリーン化あるいは多様性といったものにしっかりと取り組むことによって産業の振興に結びつき、その結果ある程度の人口減少の歯止めになるという……。そうなると、何をやるのかというのは、人口減少問題についてダイレクトに何人にするかというよりも、その過程において何をやるのかというターゲット、あるいはそれを包括するような趣旨を中心を置いて、目的を持って行うという……。ただ、お示しするときには、そういう順序立て——解説というのですか、そういう筋立てをしてお示ししないと分かりませんので、いずれ様々な県民に対するPRあるいは広報紙あるいは様々な冊子といったものを十分に分かるように作っていきたくと思っています。

杉本俊比古委員

今の知事の考え、話は3期プランを運用している今も折々に伺っており、本当に子供たちを育成して

いくための過程が大事だという話でした。

いずれ、3期プランの検証は計画期間を終えてから行うということですが、今時代の潮流が相当変わってきている中で、やはり第3期プランについてはしっかりと検証し、更に新プランにつなげていくという考えだということでもよろしいでしょうか。

知事

そもそも、本来は行政がコントロールできる部分——例えば道路や圃場の整備率など——そのような行政が様々な施策の上でコントロールできる指標を作って、それに向かって予算化することはできます。ただ、人間の自由度に関わる部分、あるいは世界の流れとリンクする部分、これをあまりハードに固め過ぎますと、逆に県民からも遊離しているということに……。ですから、今の昭和の時代の官製の数字づくりというよりも……。今まではずっとある目標を作って——コントロールできる部分もできない部分も目標は作ります。しかし、そういう意味からすると、それがいいのかどうか。例えば、最近こういう話があるのです。婚姻率を高めることは結婚を強制することだと。こういう数字は行政が捉えるべきではないという意見が多くなっています。ですから、結婚できるような仕組みづくり、あるいはそういう基盤づくりのほうはある程度目標はあっても、結果論としての数字を行政がコントロールすることは実は日本の歴史上ないのです。中国の一人っ子政策——世界でもそういう数字を出してやっているところはないのです。そういうことからすると、そこら辺のこれからのプランニングの仕方について、やはりそういう多様性という意味からも、あまり個人の自由度に関することに踏み入る数字はダイレクトには避けるべきだと。しかし、それを構成する誘導要因については行政の様々な施策にも関連しますので、ある程度あってもいいのではないかと考えています。

杉本俊比古委員

今の話——それこそ人間の自由度にあまり制限すべきではないといった話、環境づくり、基盤づくりのほう的大事だという話だったと思うのですが、やはりいろいろと数字を意識して頑張っている自治体——これまでの考え方は古いのかもしれないですが、頑張るためのエネルギーにしているところもあるわけでそのような視点から、この新プランの目標について委員会でもいろいろと様々に議論がありました。成果指標とモニタリング指標の2つを規定しています。このうち、人口の変動に関わる指標を私なりにピックアップした1枚紙を資料として配らせていただいておりますが、改めてこれを見ると、合計特殊出生率は成果指標として年度ごとの目標値が示されている一方で、総人口や社会増減、自然増減は

モニタリング指標とされて、目標値的な数値は示されておられません。その中には、3期プランでは目標が示されている、私なりに考えれば非常に重要なものもあるように思います。今議会の我が会派の鈴木健太議員の目標設定に関する一般質問に対して、知事が「より高い目標の達成を目指す努力型の成果目標の設定を」と答弁されていましたが、私なりにいろいろと整理してみた資料を見ても、特に成果指標の部分——3期プランでも追求してきたことを改めて思いますし、この新プランでも高く掲げていこうという思いが感じられます。一方で、3期プランに数値目標を掲げて、今その成果が見え始めている人口の社会減に関するものや、日本一という目標を掲げて県民参加型の活動が各地で繰り広げられている健康寿命などはモニタリング指標となって数値目標は掲げられていない内容となっています。御覧いただいている資料は私なりの整理ではありますが、人口変動に関わるものだけ見ても、このモニタリング指標の考え方の導入により結果として目標が見えにくくなった印象を受けますが、知事はどのようにお感じでしょうか。

企画振興部長

成果指標はもちろん努力型ということで、頑張っようやく手が届くという目標値を掲げることにはしています。その前に、今回の新プランの中では、成果指標とモニタリング指標を分けて考えることにし——今までの3期プランの中で代表指標として掲げていたものの中でも、毎年7月下旬くらいに前年度の施策、政策の進捗状況の評価をすることにはしています。ただ、今掲げている代表指標はその施策の取組状況を定量的に判断する指標として取り扱ってきているのですが、その半数以上が7月の下旬までに前年度の実績を把握できないということで、評価業務の中では大きな課題となってきています。そうしたこともあって、代表指標として表されているものについてはそれだけではなく、外的な要因だとか社会経済情勢の状況だとか——そういった様々なものによって大きく変動があるものについては今回モニタリング指標という取扱いで、その状況も我々で精査、検証しながら、当年度の実績を踏まえて翌年度の事業の展開に結びつけていきたいということで考えたものです。

知事

補足します。昔の計画というのは10年間だったのです。かつて、相当前には10年先の目標を作ったあとはそのまま。要は統計が遅いものだから——2年後でないとできない統計もあるのです。統計が2年か3年後にしか出ないものがあるからそのまま。やはり、ある目標を作ったそのまま作りっ放しというよりも——あと、その間に同じことをやることに

なるのか……。あるいは、場合によっては途中でその指標の統計的なものを取り、それによって途中の施策が変わってくるという……。あるいは重点化。こういうことはフレキシブルにできますので。逆に、固定してあとはそのままというよりも、モニタリング指標にしてその状況により弾力的に施策を変更していくというほうがより施策の実効度が上がるのではないかという見方もしています。

杉本俊比古委員

このプランはあえて新プランとうたっていますが、第3章のプロジェクトを見ると、いの一に賃金水準の向上を掲げています。知事も折々おっしゃっていますが、やはり秋田県の政策としてこの目標に向かって頑張っていくのだと示すことによって、秋田に関心を持つこともあるのではないかと思います。そういう思いからすれば、例えばモニタリング指標になっている1人当たりの県民所得や若者の県内定着率などを示して感じていただくという考えもあると思うのですが……。例えばこの計画期間内の目標数字として示さないにしても、モニタリング指標を折々に検証して1年先、2年先の目標を示すとアナウンスする考えということではよろしいでしょうか。

企画振興部長

モニタリング指標は目標値を設定しない形にはしていますが、政策の進捗状況、取組状況などをきちんと検証する過程で——翌年度に取組状況を評価する段階において、モニタリング指標で示されている項目についても例えば政策レポート的な形で——賃金水準の向上や人口減少の対策に対する取組などがどのような形で進捗しているかについて、新たに政策レポートといった形でプラン全体の評価としてきちんと取り組んでいきたいと考えています。

それから指標の数も、これまで3期プランでは代表指標と成果業績指標を合わせて185掲げていましたが、新プランでは成果指標とモニタリング指標を合わせて217と数も増やして——目標値の設定をしていないものもありますが、できるだけきめ細かく分析、検証していきたいと考えています。

杉本俊比古委員

今おっしゃった、分析して県民に、広くは県外の方々にもお示するというものが人口変動の要素にもなると思いますので、ただ単に統計値を発表するというだけではなく、そのアナウンスの仕方について十分アピール性のあるような工夫も是非してもらいたいことを希望します。

企画振興部長

今委員がおっしゃったとおり、そのような形でできるだけ分かりやすい形できちんと公表して、今後の発展につなげていきたいと考えています。

杉本俊比古委員

最後に、時間がありませんが、今議会に同じく案として示された秋田県人口ビジョン（素案）についても端的に伺います。

平成27年の人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇や社会減の収束などによって2060年に目指す本県人口を62万人としていました。今回の素案ではその5年後ということになりますが、2065年の目指すべき本県人口は約51万人と下方修正されています。このことについて知事の認識をお伺いします。

知事

これは大きくとればいいわけですが、実際の今の流れ、傾向値、あるいは最新の統計から再度割り出すとやはり下方修正せざるを得ないということです。

杉本俊比古委員

下方修正せざるを得ないその結果を踏まえて、また新プランにもその結果を溶け込ませていかなければいけない部分も多々あるのではないかと思います。このプランを成案にする過程で、そうした視点からの検討もしっかり行わなければいけないと思いますがいかがでしょうか。

知事

大分将来のことですので、そのときに秋田県があるのかどうかも分かりません。また、日本の体系がどうなっているか、20年先は全く分かりませんので、40年先をあまり見据えても、今の状況でいけばある程度そうなるだろうということです。ただ、なかなか簡単にはそうならないと思いますので、逆にある時期に増える可能性もあるし、例えば——こういう例はあまり良くないのですが、日本で大災害が起きて秋田のような安全なところに非常に多く人が移住するということもあるのです、あり得ます。ただそれは別にして、やはりそういう将来というよりもここ数年でどんどん変わりますので、この数年をしっかりとどのように捉えて施策をやるかが一番重点だと。ですから、あまり将来をあだこうだと言っても、なかなかそんなにうまくはいかない。逆に言えば、今最善を尽くすほうにエネルギーを使うという意味合いも持ってある程度の状況を設定すればたまたまそうなるだろうということです。それが完全にそうなるかどうかは誰も分かりません。そういうことで、当面今この現状をどのように打破するか全力を尽くすことが我々の責務でないかと思えます。

杉本俊比古委員

知事の任期の取組が非常に大事だと思いますので、是非よろしくお願ひします。

時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

委員長

以上で杉本委員の質疑は終了しました。

次に、佐藤信喜委員の質疑を行います。

佐藤信喜委員

おはようございます。私からは、農業振興についてというタイトルで記載させていただきましたが、今回の新プランを含めての質問とさせていただきたいと思っています。

農業の食料供給力の強化については新プランでも記載されていますが、食料供給力強化ということで考えると、平成11年頃からよく食料供給基地という言葉が議員の皆様、先輩議員の間でも話題になってきていると思います。同時に食料自給率も話題になるはずなのですが、令和元年の食料自給率を見るとカロリーベースで205%、東北では1位となっていて、平成30年度と比較しても15%伸びている。また、生産額ベースでは163%、東北4位ではあるものの、平成30年度と比較すると13%伸びている。今こういった数値を見ますと、秋田県の食料供給力が年々高まってきていることは間違いありません。これを更に強化していくという意味合いのタイトルだと思いますが、まずタイトルをこれに設定した意味、思いをお聞かせください。

農林水産部長

日本全体を見たときに、国として食料をできるだけ自給していくということは当たり前なことだと思うのですが、例えば昨今のコロナ禍においても日本は6割くらいを海外に依存しており、新型コロナウイルスがまん延している状態のときには一時輸出国が輸出を止めるといった様々な出来事が起こっています。そういう意味で、うちの県全体としてこれからどういう方向で産業振興すべきかといったときに、農業においてはやはり広大な農地がありますのでこれを使って国に貢献していくことだろうという思いがあり、そのようなタイトルにさせていただきました。

佐藤信喜委員

私も多分そうだろうと思っています。今この新プランを全体的に見たとき、指標の中で水田の作付面積の主食用米を除く部分を4年かけて5,000ヘクタールほど伸ばしていきたいということで、米の消費量が年々減少していく中で水田のフル活用による食料自給率の向上は非常に大事なことだと思います。今世界情勢を見ていくと、野菜ばかりではなく麦や大豆など、やはり日本として自給率の低いものを強化していくべきではないかと私も思っております。こういった輸入に頼っている作目などへの作付転換が重要ではないかと感じているのですが、そういった作目の中で、本県の気候や土壌に合った作目はあるのでしょうか。

農林水産部長

国もそうですが、日本として自給率が非常に低いものを代表する農産物が小麦と大豆です。そういうこともあって、これはもう国策的な形ですが、小麦、大豆、あとは畜産物ですね——畜産物は、肉は結構国内で生産されていますが餌が海外依存なので、実は食べれば食べるほど自給率を下げてしまいますので何とかしなければということで、まず小麦、大豆、飼料作物を3大自給率品目として、国でもいろいろな生産調整の中でも力を入れています。その中で、うちの県としては小麦はなかなか難しいのでまず大豆に力を入れているところで、面積的には大体1万ヘクタール弱くらいあり全国第3位ですので、そういう意味では一定の貢献はしていると思います。

そのほかの様々な園芸品目についても自給率だけでは語れない部分もあり、やはり農家が食べていかなければいけないので収益性も非常に大事です。そういう意味で我々は、園芸品目でも比較的自給率の低いもの、若しくは自給率だけでは語れない市場性があるものという観点の中で品目を選定し、重点品目として枝豆やシイタケ、ネギを進めさせているところです。そういう意味では自給率だからというよりも市場性を評価する中で——ある程度自給率の低いものはチャンスのあるなしで——例えば枝豆などは、輸入はそれなりにあるのですが、業務用の冷凍枝豆はほとんど海外物です。ですが、生鮮で食べるものは日本のほうが絶対的においしいので海外からなかなか入ってこない。そういう意味では、輸入品と差別化できて一定の需要があるものということで、うちの県は枝豆に着目して面積を拡大してきたということ。一方シイタケやネギは置き換えを狙ったものというか、国産志向が高いものをあえて狙っていくものであり、そうした形で使い分けをしながら品目を選定しているという現状です。

佐藤信喜委員

小麦は適さず、大豆が1万ヘクタールほどあるということですが、5,000ヘクタール作付面積伸ばしていくとすれば、大豆の周りなどを転作として更に強化していくという認識でよろしいでしょうか。

農林水産部長

結論からいえば、そういうことになると思います。実は今、大豆は国際的に需給が逼迫しており、中国が輸出国から輸入国に転じたということもあってなかなか調達しづらくて、国産の大豆の相場も結構上がっています。これは多分この後、中国も人口が多いし餌としても結構使うので、なかなかそう簡単に需給が緩む——海外が増産してくるでしょうが——ということもあって今割と注目されているのが大豆かと。うちの県にとっては稲作との作業の相性、組

合せがいいし、意外と機械でできるし結構機械装備を持っているので、そういう意味では大豆には適合性があると思います。

もう一つ、ほかに収益性のある部分というところ、ある程度機械化できるもの、面積を潰すものとなると機械化できる野菜ということになって、例えば今大潟村で取り組んでいるタマネギ、あとは最近増えてきているキャベツやニンニクといった機械化できるものはこれからもう少し力を入れていって、米からの置き換えにより全体の収益力なり自給率の向上に寄与していきたいと考えています。

佐藤信喜委員

分かりました。いずれ米というか水田のことを考えていくとやはり転作に必要ですし、そういった中で大豆等の生産をしながら秋田県として国内の生産の供給をしていくということであれば、本当に全力で進めていただきたいと思っています。担い手不足などいろいろな課題はあると思うのですが、一方で、食料供給力強化——秋田県が食料供給基地であるということを実際に力強く発信しながら、秋田県の農産物をしっかりと全国に広めていただきたいという思いです。知事は、そういった思いを受け、この新プランに向けてどのように農業を振興していくのかお聞かせください。

知事

最近私はいつも4つの安全保障と言っています。4つというのは食料、エネルギー、国土保全、防衛。このうち農業は、今の状況からするとがらっと変わっています。例えば大豆は、日本に寄って下ろして中国に行くと。しかし、中国が大量に日本の何倍も買いますので、日本に下ろす船賃が無駄ですので、真っすぐに行ってしまうと。ですから、日本に大豆がほとんど入らないという。そういうことからすると、安全保障の面からカロリーのあるそういったものが中心……。ただ、園芸作物は生存に必ず必要不可欠ではないけれども換金性が高いという意味からすると、やはり本県の強みは最後に何かあったときに、要するにカロリー——人間の生存に必要なこれを作る能力が非常に高いと。先般も大仙市の農家の方々と話したときに大豆をやるべきだと。また、県産の大豆の品種改良も要望されています。ですからそういう意味からすると、当面のそういう基幹食料の生産能力を維持しながら換金作物でバランスをとりつつ農業の振興をやっていくという強い思いがしています。

佐藤信喜委員

今コロナ禍になって農業の方々是非常に元気がなくなっている状況で、私も新しいプランの中で夢を持てるような取組を進めていくことができたいと思っていますので、何とかそういった思いを

受けながらしっかりと秋田県農業を前に進めていた
だきたいと思います。

次に、農地の集積、集約化ということでお聞きし
ます。農業の担い手不足が深刻化する中であって、
本県の広大な農地を維持、活用していくためには農
業法人等に農地を集積、集約化していくことが重要
だとは思いますが、受け手側からは生産効率を求
めるあまり条件不利地であったり遠距離農地を敬遠
するといった事例が発生してきているほか、出し手
側は貸したくないといった思いから遊休農地化にな
り病害虫の発生が原因となる事例が発生しているよ
うです。高齢農家や小規模農家からは「うちの農地
を誰も借りてくれないのだ。」といった思いを聞く
こともあります。そういった農地も含めて、県では
農地の利用集積、集約化をどのように進めていくべ
きだと考えているのでしょうか。

農林水産部長

うちの県の集積率は、大体農地の7割がいわゆる
担い手の方々が経営している形で、これは全国でも
3番目と高くなっています。この大きな原動力の一
つになっているのが、恐らく圃場整備だろうと。圃
場整備して、その農家の方々が一つの会社を作り、
そこに農地を全部出すという形が、集積率を押し上
げている一番の原動力になっていると思います。

あともう一つ、平成になってから圃場整備が始ま
ってきたのですが、当時は個別の担い手を育成しよ
うとしていて、結構大規模な個別の農家も——20
町歩、30町歩やっているような方もいるので、そ
ういう方々が積極的に規模拡大してきたことがこれ
までの高い集積を支えています。

ただ委員御指摘のとおり、最近受け手側がそろ
そろ手いっぱいになってきて進みにくいという状況が
あるのもまた事実です。現場でいろいろと聞いてみ
ると、やはり遠いなど様々に理由はあるのですが、
皆さんが一番おっしゃられるのは圃場が分散してい
ると。農地が集まってくるときは個々の農家の事情
によって——病気になった何になったとばらばらで
——あちこちにある農地を担い手がその都度受けて
いる状態ですので、絵にしてみるとかなりパッチ
ワークのような、モザイクのような形になってきて
いて、担い手同士が近くにいるのにお互いに遠い農
地に行っているという分散を指摘する声が非常に多
くあります。これに手を付けないわけにはいかない
ということで、なかなか難しいのですが、今年3地
区ほどモデル地区を設定して、何とか集積したもの
を集約という形で——面的に集約するため担い手同
士で交換したりといったことをできないかというこ
とで、今その問題に取りかかろうとしているところ
です。

佐藤信喜委員

先ほど圃場整備の話があり、農地が分散化してい
るという現状把握もされていると思います。今回、
秋田県農業公社のウェブサイトを見たとき、未貸付
農地情報というものがありませんでした。そこには北秋
田市、五城目町、秋田市、由利本荘市、大仙市、横手
市が載っていて、合計で109筆、12町2反歩の
農地が未貸付けとなっているようでした。特に横手
市では47筆、4町5反歩と、そこで公表されてい
る中では最も多い数値となっていました。中身を見
ると、1筆当たり2反歩未満の面積の農地が90筆
で6町6反歩、3反歩以上が5町5反歩と多くが小
区画になっています。こういった農地は圃場整備に
向かわせなければいけないという思いもありますし、
こういった現状がもう目の前にあって、3年間借り
たいという農家でも担い手がなければこの台帳か
ら消えていくということでした。消えていくとい
うことは、もう遊休農地や耕作放棄地になっていく
のは間違いないと思いますので、そういった点では早
めの対応をしていただきたいと思いますがいかがで
しょうか。

農林水産部長

農業公社（(公社)秋田県農業公社）という中間管
理機構（耕作できない農地を借り受け、担い手農家
に貸し付ける国の制度を担うため、全都道府県に設
置された農地中間管理機構のこと。）でいったん借
りて担い手に貸してあるが、何らかの事情で担い手
側が急に受けられなくなって返されたものなど様々
な農地があります。その中で、確かに未貸付地はリ
ストを見ると小規模のところが多くて、ある意味自
然というか仕方がないと思うのは、今の担い手の方
々は大きい機械を持っているので10アール、20
アールくらいの区画だと効率が悪くて、平場だっ
たらまだいいのかもしれませんが、遠い山間部のよ
うな山あいにあるとなると機械を運んで行ってそこ
でやってということが——恐らくそれをやるともっ
とほかのことができなくなる、多分そういうこと
があると思います。

そういうこともあって、今国でもいったん農地の
棚卸しをしようではないかという——本当に農地と
して守っていくべきところとある程度緩衝地帯的な
形で管理していくところ、若しくは林地に戻すところ
という——大きな農地制度とは言いませんが、農
地の利用区分をはっきりさせて、いったん棚卸しし
ようかといった話も今全国で議論されていますので、
その辺を踏まえながら、小区画や山あい辺りの農地
は対処していかなければいけないと思います。

あともう一点、平場でも最近遊休化してきて病害
虫の発生要因になっているところがあり、地域から
そういう声もありました。そのため、今年度から地
域で保全管理できる事業をモデル的に立ち上げて、

今5地区で対策に取り組んでいます。

佐藤信喜委員

ありがとうございます。今は地元の三種町でも、虫が発生しないように若手農家が自分たちで耕作放棄地になりかけたところを耕起しながら農地を守ろうという取組をしていて、そういったところからの要望等もあります。いろいろと話を聞いていくと、農業委員会では作業受委託——例えば耕起で1反歩当たり田んぼで5,000円とか——各市町村でそういった作業受委託料金を決めているようですが、若い担い手からは、遊休農地化を防いでいくためにそういった制度を作っていただけないかといった要望も受けます。できることならば、農地所有者が適正な管理に係る負担金として出してくれればいいのではないかという意見もありましたが、今部長が言っていたように地域で農地を保全することは非常に重要だと思います。担い手側のこういった話もある一方で、高齢者や小規模農家からは「何とかこの農地を借りてくれ。」「これをどうかしてくれ。」という思いもある中で、これからどのように全体的に考えていけばいいのかをお聞かせください。

農林水産部長

耕作放棄地の場合——耕作放棄地であっても地主がいますので、やはり最終的には地主の意向ということになります。先ほど委員が言われたとおり多分、荒らしてでもいいから貸したくないというものもあるだろうと……。それを強制的に集約等することは法的にできないことなので、飽くまでも地域としてどうするかを話し合い、それがベースになっていくのだと思います。

そういう中——先ほど言ったのですが——今年度、遊休農地再生利用モデル事業を立ち上げ、今まではそれを担い手に引き継がせようという形で進めていたのですが、なかなかうまく担い手が見つからないというのでストップしていた事例がありました。地域で灌木とかそこら辺を再生して取りあえず更地状態にし、年に数回草刈りして維持管理していく。多面的な直接支払いなどにより最終的には地域で管理していく仕組みを作ろうと、今年度から事業を行っています。まずはそうした形で行ってみて、その成果や普及性を確認していきたいと。飽くまでも地域で問題意識を持ち解決に当たってもらうところが原理原則になるのではないかと。そして我々が、その使いやすい仕組みをどのように用意するかということではないかと思っています。

佐藤信喜委員

地域、地域と、やはり地域の話が出ます。正にそのとおりだと思います。ただ、農業公社のウェブサイトには未貸付農地が増えてきているというデータもありますし、全県を見渡したときに地域でこうい

った話し合いの場をしっかりと設けて、将来この農地をどうしていくのかを真剣に考える機会を県として創出していただきたいと思います。県として、そうした協議の場、話し合いの場の創出を進めていくことを考えていただけないでしょうか。知事、いかがでしょうか。

知事

飽くまでも私有地ですので、行政がどこまで立ち入れるか……。ただ、全体の管理あるいはその状況、農業環境を維持するということからすると、これを注意深く見守りながら必要な手を打っていくということは、これからもやっていかなければならないと思います。

委員長

以上で佐藤信喜委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は午前11時とします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き質疑を行います。

渡部委員の質疑を行います。

渡部英治委員

2年ぶりの総括審査ということで、会派の皆さんから1人4分くらいずつ時間をもらいまして、会派の持ち時間の全てを使って質問させていただきます。質問は長く、答弁は短く、よろしく願います。

初めに、佐竹知事の政治スタンスについて伺います。最近知事の発言が話題となっていて、議会でも知事に真意をただしたり発言の撤回を求めたりする場面がありますが、私は今日はそのことをとやかく言うつもりはありません。国に対してしっかりと提言をしたり苦言を示すことは、知事のスタンスだと思っています。ただ、私が今日言いたいのは、知事は県政のトップリーダーです。したがって、県民に目を向け、もっともっと県民に熱いメッセージを送ってほしい、このことを改めて申し上げたいと思います。

そういうことで今必要なのは、知事が先頭に立って——新プランもできますが——人口問題をはじめとする諸問題に全庁を挙げて取り組むといった姿勢

が必要だと思いますが、その点も踏まえて知事の御所見をお願いします。

知事

いずれ県政課題については私も自ら——当然職員も同じ意識を持って——単に仕事の上だけでなく日常においても、そういう県の考え方あるいは施策の方向について県民の皆さんに分かっていただくように、いろいろな面で機会を捉えながら話すという——いろいろなメッセージの発信といったことを全庁の意識を共有して行うことは当然であります。

渡部英治委員

やはり知事の発言は非常に影響力があるのです。例えば9月議会の総括審査で、鈴木健太委員のコロナ禍における自粛の解除やまちの活性化といった内容について、知事が率先してなるべくまちを元気にするような交流の場を設けると言った途端にいろいろなところで人が多く出ています。それに呼応して今度は各市町村が3密を避ける基本ルールにのっとった形でまちに出るという話をしたらやはりちょっと元気が出ていたという感じがしますが、新型コロナウイルスへの対応も含めていろいろな形で県民にメッセージを送るといった姿勢についてはどのように考えますか。

知事

いろいろな形でメッセージ——別に私は出たがり屋ではありませんが、テレビにしょっちゅう出ます。自分で言うのもなんですが、スーパーに行くとき若い奥さん、あるいは娘さんからかなり「頑張ってください。」とか「応援しています。」とか「一緒に写真を撮りましょう。」などと声をかけられ、相当目を向けていただいている。ということは、多分いろいろな面で私の言葉が伝わっているということではなかろうかと。少し難しいお年寄りには私をあまり好きではない方がいらっしゃるようですが、一般的にまちに出ますと自分でも言うのはなんですが非常に人気があるのではないかと思います。

渡部英治委員

今私が聞こうと思っている部分が……。やはり今知事が言ったように、よく若い人や主婦の方から声をかけてもらっているということは、身近な知事として非常にいいことだと思っています。

ところで、知事がこれからの県政運営の一助にしている知事への手紙があります。これもまた直接県民から声を聞くことになると思うのですが、実際にはどのように活用しているのか。例えば件数とか、本当に知事が直接見ているのか、そこら辺も含めてお答えください。

知事

広報から毎月1か月分をまとめて報告されます。かなり長いものもありますので熟読とまではいかな

いものもあるかもしれませんが、全部に目を通しています。回答が必要なものは起案が来て私も見て、場合によっては回答を修正することもあります。この5年間くらいを見ますと、令和元年は二百四、五十件、令和2年が700件近いです。今年も結構多いのです。新型コロナウイルスの関係で相当増えています。3分の1くらいが県政に直接関係あること、あとの3分の1は県政というよりも国や市町村、あとの3分の1はよく分からない。よく分からないのは、意味不明というのが実は結構多いのです。自分の訴えたいことを行政に直接関係あるかないかは別にして延々と書いてくる——メールが多いのですが——あと最近では県外からが多いです。県外の方は、全国の知事全てに出しているのではないかと。内容はよく分かりませんが、何を言っているか分からないのが3分の1です。ただ、県民から来るのは非常に行政に直接関係あるものから、しっかり回答していますし、回答のしようがないものや匿名のものも結構多いので、それぞれ整理しながらしっかり対応していると思っています。

渡部英治委員

知事が直接目を通していているというのは分かりました。これも知事の姿勢として、可能な限り現場に足を運び県民や事業者と率直に意見を交換することは当然好ましいことで、トップセールスも含めていろいろとそういったものを尊重していますが、私が思うには、今これから大きな変革をしていくわけで、多様化している中、副知事、理事、県庁の幹部及び職員がこぞって——全庁が現場主義を徹底しているいろいろな県民要望をきっちり把握して対応していく。職員に対してこういった呼びかけをしていくことが必要ではありませんか。

知事

以前も、記者会見も全て私というよりも、例えば部長や課長でも何かあればなるべく県民に知ってもらうこと、あるいは広報すること——記者会見であればより広報できますのでやるようにと言っています。私は出たがり屋ではないのですが何でも出るので、逆に職員が少し萎縮する部分はあるかもしれませんが、私にしてみれば大変エネルギーを使いますので、職員にいろいろな面でそのようにやってもらえれば非常に助かりますし効果が上がると思いますので、今の委員の言葉をしっかり聞いてもらって頼みたいと思います。

本県は私の出番が多過ぎるのです。私も悪いのですが、何でもかんでも知事なのです。ただ、相手はやはり知事に——私でなければ困るということが多いものですから行きますが、まずそこら辺……。立派な副知事や理事、部長がいますので、できれば皆さん、十分に活用をお願いします。

渡部英治委員

知事は出たがり屋ではないというよりも、皆さんからの出てもらいたいという声だと思いますが、今知事の話の聞いていると——今日は会派の皆さんからそろそろその話はやめろと言われていますが——知事とリーダーのあるべき姿をずっと話してきた中で、どうしても登場する人物がいるのです。それは鬼平犯科帳の長谷川平蔵なのです。知事が任せるところは任せて、最後はきっちりと大事な部分で出てくると。これは鬼平犯科帳の長谷川平蔵なのです。残念ながら亡くなってしまいましたので（テレビドラマで長谷川平蔵を演じた二代目中村吉右衛門氏が2021年11月に亡くなった。）、そういう意味ではこの話もこれで終わりだと思いますが、リーダーとしていろいろな部分で任せるところは任せる、やはりそういう姿勢は——今知事自ら言いましたからあえて答える必要がないかもしれませんが、その辺はどうですか。

知事

大変貴重な御示唆ですので、そういう点について十分に私自身も認識したいと思います。

渡部英治委員

ここまでのことを踏まえて、是非今日は知事に話したいことがあるのです。それは県政協議会についてです。県政協議会は、秋田県議会会議規則第14章第129条にて平成20年度から、議案の審議等に関し執行機関との協議又は調整を行う目的で、全議員の構成により議長が招集することになっています。なお、当局出席者や会議形態は明記されず、これまでは慣行に従って今日に至っています。あえてこの件を取り上げたのは、我々はどちらも県民から選ばれた知事と議会でありますので、その関係をこの機会に是非知事から再認識いただきたいということで申し上げます。

まず、私どもの会派の議員に対して、地元の方からこんなことを言われています。「県政協議会は知事と自民党会派だけなのか。」と。「ほかの会派は何をやっているのですか。」と。中には、「本当に議会に行っているのか。」ということも言われています。もちろん各会派ごとに開催されていますし、当局からは知事も副知事もそれぞれ出席し、しっかりと協議していることは説明をしています。しかし御承知のとおり、報道は知事が出席された部分しかされていません。

ここで知事がどのように感じるかはこれから聞きますが、知事に伺いたいことは、私はこの県政協議会の在り方に異を唱えろとか、あるいは副知事がどうこうということではないのです。しっかりと知事と同様に各会派の対応をしていますから、これについてどうこう言うことではありません。ただ、広く

県民の声に真摯に耳を傾けるという佐竹知事の姿勢からすると、例えば4回ある議会の中、1回くらいは他会派の、いわゆる自民党会派以外の会派が一堂に会した場に出席するような協議会があってもいいのではないかと。そして、猿田、神部両副知事は自民党の会派に行くと。これは正にリフレッシュになるのではないかと。私は、当局、議会の両輪のためのリフレッシュの場になると考えます。そういった思いに対して、知事は当然ながら議会の意向は確認しなければなりません。先日柴田議長に、「何とか検討してほしい。」と会派を代表して申入れをしています。柴田議長からは、「議会全体として検討しなればできない。」という回答でしたが、まず知事がそういうことを仮定しながらもそういう思いに至らないかどうか、そのことをお聞かせ願います。

知事

私も県庁勤めが長いのですが、昔は今のように議会への予算の説明（予算議案提案前に県政協議会を開いて事前説明すること。）などはなかったのです。単に項目だけだばんばんと。県政協議会はなかったのです、若干世間話的なのを。だから、今の状況で議員のおっしゃることもよく分かりますが、自民党会派は人数が多いものですから、逆に言いますと同じ時間帯で1人当たりの質問の時間は自民党会派の方のほうがずっと少ないです。少数のところに行けば、同じ時間帯だと1人当たりの時間が相当多くなります。ですから、そう簡単にこれはどうかということからは言いかねるという……。ただ、県政協議会とは別に、例えば秋田市の場合は全会派の会長を全部同一に介して、懇談会、協議会をやるということもあります。ですから、県政協議会とは別にいろいろな県政の話題について、全会派の会長、あるいは副会長まで人数を絞って自由討論——これは今の会議規則とは別に年に1回か2回はこういうことはあってもいい、議会とは関係なくやってもいいと思っていますが、今のルールをどう変えるかは私からはちょっと言いかねるということです。

渡部英治委員

想定内の回答だと思っていますが、当然議会でも在り方を決めなければいけない。今知事が言った、かつては政党懇（政党懇談会）という形で行われていました。政党色というのがいいのかどうか……。今はやはり超党派的な形で、均等な形で協議の場を設けていると。これは県民の目にもそのように映ると思いますし、県民自体が——やはり知事がいろいろな方々から声を聞く、我々も県民の声を出す、そういったことを通じながら県政の運営の糧にする、そして県全体の活性化を図るということを是非検討してください。このことについては、当然議会が決めるべきことかもしれません。しかし、受けて立つ

という気概は持ってほしいのですが、その辺はどうですか。

知事

受けて立つとかというよりも、これは先ほど言ったように同じ時間であれば——逆に多数会派からすると1人当たりの発言の時間が短いですから時間を相当短くするとかそういうことも出ますので、いろいろな技術論もありますのでそう簡単に私からいい悪いはちょっと言いかねます。ですから、それは議会で是非御協議願います。

渡部英治委員

分かりました。私の意図する一石を投じることになると考えましたので、これは後の問題にします。

質問を変えます。新秋田元気創造プランの素案について伺います。まず、先ほど杉本委員から様々な質疑がありましたので重複しないようにしますが、杉本委員とのいろいろな質疑応答を聞いて——これ率直に申し上げますよ——何のための新プランなのかという気がしました。新プラン——知事は今まで3期12年間積み上げてきたふるさと秋田元気創造プランの集大成として、知事の残りのそういう部分になるとすれば、むしろもっと県民にアピールする、あるいは夢と希望と元気を与えるといった内容かと思って話したのですが、どうも先ほどの話では、これは言葉尻を捉えるわけではないですが、秋田が消滅するかもしれないなどとすごくショッキングな言葉も出てちょっと驚いたのですが……。知事が意図するのは例の問題発言とは違うのかもしれませんが、やはりもう少し夢を与えるような新プランの策定ではなかったのかと思うのですがどうですか。

知事

集大成というよりも、これから時代ががらっと変わる。ですから、これから何が大事か、何が主流か、人口問題は結果論であって逆に今何をすべきか、どういう目標を持つべきかのほうに——全く時代が変わって今までの思考ではもう立ち行かないということを示すのが今回の新プランの一番の主眼です。エネルギーや強靱性、持続性、多様性……。ですから、今までとは相当違った、単にプラス思考だけではどうにもならないという……。今どう変わるべきかを示すほうにかじを切っているという——多分日本がこれ一番苦手なのです。もう世界は時代が変わり全く別の発想です。このように我々も、県全体が変わらなければならないのです。県民の皆さんの思考をがらっと変えないともう立ち行かないということを示したいというのが、今回のプランの主眼です。

渡部英治委員

それではそれを踏まえながら、個々に聞いていきます。

まず、新プランの名称です。これは飾りのために

持ってきたのではないのですが、3期プランは知事の3期目の重みですよ。これと、第2期あきた未来総合戦略の部分の思いがあって、今まではふるさと秋田元気創造プランという名称で展開していました。今回の新プランは、今年度で3期が終了し新たなプランということで、今言ったことを含めて発想を転換していくということかもしれませんが、ふるさとという言葉が抜けて「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」という名称になっています。知事に聞いてみたいのですが、なぜふるさとが抜けたのでしょうか。

知事

私はあまり名前などには無頓着ですので、逆にあってもなくても。ふるさと志向とあまり言うと、今の若い方は嫌がります。秋田はありますから、あまり長いのもなんですので新という字を付けて——これ別に考えがあったわけではないですが、自然にすっと出たという……。あまり他意はありません。

渡部英治委員

私は名は体を表すにすごくこだわるほうなので、高質な田舎の実現も知事と相当議論した経緯があります。知事は、6月の4選を果たした後の最初の議会で私の質問に答えている部分があるのですが、せっかくだから読み上げます。「様々な方の新しい発想やアイデアに耳を傾けながら県政の新たな方向性を見だし、希望に満ちたふるさと秋田を次の時代に引き継ぐため、この4年間全身全霊で取り組んでいく所存であります。」と、このように力強く私に答えているのです。ふるさと秋田ということ強調しているのです。私12年間ずっと見ていて、ふるさとが抜けるというのは……。やはりふるさと秋田ではないかと。そして高質な田舎なのではないかと。今回の新プランの10年後のおおむね描く姿も、高質な田舎の実現とうたっています。これについて知事はあまり考えていなくて、そうすると鶴田部長が考えたのですか。部長、どうですか。

企画振興部長

名称については、こちらでもいろいろと案を考えながら、こういったものもどうかということ知事にも見ていただきながら今の素案に至っていますが、ふるさとという言葉自体——私ももちろん故郷に対する思い入れは強く持っていますし大切な言葉だと感じてはいますが、先ほど知事も申し上げましたように、今までの1期、2期、3期のプランの継承というよりは、コロナ禍等様々な時代の大きな変化がありましたのでまずは全く新しい視点で今回のプランを作りたいということから、名称についても新ということに大きくアピールする意味でも新秋田ということに付けたらどうかと考えてきたところでした。

渡部英治委員

今部長が言っていることは、そういう意味合いがあるとするれば、そこら辺はきっちり説明を……。知事は名前よりも中身だと言っていると思いますが、やはり大事だと思うので説明してください。

次に、第2期あきた未来総合戦略に関係してです。今回、新プランに統合されるのです。この中に統合の意義とかいろいろと載っていますが、この中で統合により「本県の最重要課題である『人口減少問題の克服』をはじめとする諸課題と、その解決に向けた重点的な取組分野を明確に示すとともに、県政の期間となる総合的な計画をより分かりやすいものにするため」とありますが、これまでの2つに分かれていることの問題や統合することの意義についてはどのように考えていますか。

あきた未来創造部長

今回新しいプランを作るに当たり、今までの第2期あきた未来総合戦略と統合しますが、その目的として、このプランの最終的な目標についても人口問題の克服が掲げられています。あきた未来総合戦略もそういう目的に向かって作られたものでして、県民目線で見るときには同じような戦略とプランが同時並行的にあり、しかも目標年次が異なる、そういうプランが2つ存在するということが非常に分かりづらいのではないかとということで、今回新しいプランを作るに当たってこの戦略とプランを統合し、県のプランがあきた未来戦略に置き換わるという位置づけにすることとしたものです。

渡部英治委員

狙いは分かりました。そこで知事にお尋ねします。これまで総合戦略はあきた未来創造部が、3期プランは企画振興部が推進部門としてやってきていますが、今回統合することによって推進体制は変わるのか、あるいは場合によっては組織再編といったことを考えているのかお聞かせ願います。

知事

組織体制は同じです。プランは一緒でも全庁の全てに関わりますので、トータルの統括機関が企画振興部で、あきた未来創造部は人口問題、あるいは少子化対策の部分にある程度ウエートがあるということです。国土強靱化や産業は、農政や建設などそちらになりますので。いずれそのように役割分担はしっかり行い、庁内の連絡体制は部長会議で全体を統括してやっていきます。

渡部英治委員

せっかく作る新プランですから、今言った形でしっかりやってほしい。

賃金水準に移ります。賃金水準の向上は、総務企画委員会でもいろいろと議論があったようで、新聞報道にもありましたが、新プランの人口減少克服のために掲げた数値には目標が示されていないと。中

には非常に曖昧で物足りなさを感じると、複数の方からいろいろな疑問視する発言がありましたが、実は私も全く同じように感じていました。賃金水準の向上については、6月議会で最低賃金の問題も含めて知事と議論したのですが、賃金の関係——人口減少問題の克服にもつながるということですが、こういった部分に対して知事はどのように考えていますか。いろいろとやり取りがあったわけですが。

知事

賃金の問題は国政でも大変大きな問題です。今、日本の賃金だけが上がらない。雇用側も大分意識が変わっています。先般ある商工団体と協議した際、何と商工団体のほうから最低賃金を大幅に上げてくれと。なぜかといいますと、これが本来の姿かどうかは別にして、外国人労働者が今日本に来ません。幾ら頑張っても、日本の最低賃金が一番安いものですから、韓国、ニュージーランドあるいはオーストラリアのほうに行きます。日本の最低賃金を見て、東南アジアからは幾ら頑張っても来ないと。ですから、外国人労働者の導入も賃金が上がらないことには来ないと。そういう意味からすると、雇用者側もこれは相当意識しています。また、誘致企業には前と違って全て地元で本社並みをお願いしまして、それは相当効果が出ています。ただ、当然地元企業に対するいろいろな支援や統合といったものをしていく、そうして地元企業の力を付けることによって賃金も上げることが出来ますので、労使とも賃金目標は立ててくれるなど。賃金の目標は——国も最低賃金は憲法25条——最低賃金です。あれはいいのですが、上の賃金——目標値は無理です。これはいいか悪いかは別にして、競争の激しいところほど賃金は上がると。ですから、ある意味で競争の環境を県が整えながらそれに何とか乗っていけるような様々な支援策を作ることによって、相対的に賃金を上げていくという仕組みづくりが必要だと思っています。

渡部英治委員

今国の話が出ましたが、行政改革大綱——政府の方針が出ましたが、今知事の話聞いていて、俗に言う国の賃上げ税制といったことが本当に賃金水準向上の役割をなすのか。例えば今回、大企業が30%、中小が40%と大幅な軽減策になるわけですが、こういったことを政府がやっていくことにより効果がどの程度あるのか、どういう見解をお持ちですか。

知事

一般論として、そう大きな効果はなからうと。逆に言えば中小企業の赤字企業のほうがあると。というのは、黒字企業は賃金を上げた分の30%、40%が控除です。法人税全体の40%ではないのです。ですから1割上げると全体で3%が控除です。30

%というのは上げた分の30%ですから、10%上げると3%、ですからそこはそう簡単にはいきません。ただ、赤字企業は——政府は中小企業に対してはいろいろな補助金——2分の1を3分の2、あるいは相当補助率を上げるということをうまく活用すれば、これはある程度効果があるのではないかと思います。

渡部英治委員

具体策はこれからいろいろなことを考えていくと思いますが、先ほども知事は企業誘致の話をしていました。私は6月議会で猿田副知事に、新たな県市連携の企業誘致の基盤整備事業の話をして、大仙市が第1号でやるということで今進めているようです。今どちらかというと企業誘致の進んでいるところと地域によっていろいろと温度差があるのですが、今の制度はバランス的にやっていくということでは非常にいい政策だと思いますが、やはり県の均衡ある発展のためには、今の状況やこれからのそういった部分について、あえて部長ではなくて副知事に伺います。

副知事（猿田）

第1号として大仙市が取り組んで整備に着手しており、そこにも市内の企業が入居する予定で事業が進められています。それ以外でも、例えば能代の工業団地もほぼ完売状態になって、その周辺について能代市がこの事業を活用して整備をする。あるいは大館市。横手の第二工業団地も今調整が進んでいまして、将来的には横手市でもこの事業を活用してさらに整備しようという計画が進んでいます。

渡部英治委員

先ほど杉本委員からも指標の話が出ましたが、ここで成果指標とモニタリング指標についてお聞きしたいと思います。

これは20ページにあるのですが——時間の関係で私は中身には触れませんが——あえて成果指標とモニタリング指標と、目標数値を設定するものと設定しないものと簡単に分けていますが、そもそもこのモニタリング指標というのはどこから出てきたのか。私が調べて見たら、感染症の分析や長年掛かってやるような——国土交通省の場合は人口動態等に関してあるのですが——北海道部分がどうのというようにすごく限定されている、正にモニタリングのことで、サンプルを集めてやっていくと。これと、今の大事な新プランの指標としてモニタリングと出てくるのとは非常に疑問を感じたのですが、その辺はどういう考え方ですか。

企画振興部長

いろいろな形でモニタリング指標という言葉遣いをしているものがありますが、県の総合計画あるいは県政運営方針的なレベルのもの、それから地方版

総合戦略も含めたようなもので都道府県レベルでいろいろと調べてみたのですが、その中で本県のように指標の中でモニタリング指標という形ではっきりと示したものはありませんでした。ただ他県におきましてもモニタリング指標という言葉は使わないまでも、成果指標を補完するものとして注視して見ていきたいと思います。補完指標という形で定義づけている県もあれば、注視していく指標ということで県政の目指す姿に向かってどれだけ近づいているかを確認していくということで注視する指標という言葉遣いで定義づけている県もありました。まだ4県ほどと少数ではありますが、本県では成果指標という形で、県の施策がきちんとダイレクトに直結するような形で取組成果が表れる、評価できるものはいのですが、それ以外のところで、先ほども申し上げましたが、これまでの代表指標の中では評価すべき時期に評価する実績が分からないものがあるほか、様々な社会経済情勢や外的要因により、なかなか目標値をきちんと定めることが難しいといったものもありましたので、そういったものをモニタリング指標という言葉で様々な制度から導き出される検証結果も含めて注視していきたいということで名づけたものです。

渡部英治委員

いろいろとそういう説明があるかもしれませんが、先ほど言ったモニタリングという表現は、県の立場だと分かりますが県民からすれば、なぜ目標を二本立てにするのか。努力目標というのが本当に県民に伝わるのかといった部分は、私は非常に疑問があります。

しかも、このプランの根幹をなすのは、目指すべき将来の人口や賃金水準の向上と前面にうたっているわけです。先ほど杉本委員も言っていますが、新たな秋田県人口ビジョン（案）で、2065年に目指すのは当初の59万人から51万人と約8万人下方修正したと。60万人の8万人といえは約2割近いですね、これ大変な数字ですよ。簡単に下方修正していますが、やはりこの姿勢も含めて、先ほどのモニタリング指標も含めて、そんな悠長な考えでいいのかと思います。知事どうですか。

知事

全般的に下方修正は、全国レベルでせざるを得ない状況です。本県の構造からいけば、女子の婚姻率は低くないです、全国10位です。男子の婚姻率が低分低い、要するに女性のほうが少ないと。都市部は女性が多くて男性が少ない。逆に本県では男性が多くて女性が少ない。ですから、この婚姻率を上げるには、やはり女性の地元への定着が必要です。今むしろ人口よりもこっちのほうが途中経過で非常に重要な問題で、これをどうにかしないことにはとい

うことで、先ほど言ったとおり婚姻率あるいは出生数に行政があまりにも深く立ち入ることについては非常に否定的な論理が一般的になっています。むしろその状況を満たすような手法のほうを重視するようになっていくべきだと思います。

いずれ人口問題は、2065年とかあっちのほうになれば……。今の状況でそこを上げてても下げてても、まだ遠い将来です。ただ、遠い将来ですがこの10年間くらいでその状況が決まりますのでこれは重要な問題ですが、そう簡単に上げることはできない状況——逆にあまりにも上げ過ぎますと、これは絵に描いた餅と。そこでこういう状況を正直に、今の状況だとうなります。ただいずれそれについても補正である程度こういうことで遠い将来にはこれくらいにはなりますという指標は出ていますので、そこら辺の説明をしっかりとやっていくことになると思います。

渡部英治委員

その部分については分かりますが、いずれ人口減少の関係もそういう数値で想定していますので、先ほどの鶴田部長の説明を聞いて分からないわけではないのですが、やはり目標は二本立てではないと思います。目標は一本にして数値にできるものとできないものという形にして、モニタリング指標というのはやめてほしいのです。目標は一本にして、数値にできるもの、できないものとやったほうが、むしろ県民もすっとんと落ちてくれます。そのことで——今素案ですよ。素案から成案まで考えてみる、という思いはありませんか。

企画振興部長

本議会で初めて新プランの素案をお示しし、議員の皆様からも、委員の皆様からも様々な御意見を頂いているところです。また、その後総合政策審議会の企画部会も今月——来週予定していますし、来月も総合政策審議会自体を開催予定です。そうした中で、また有識者やそういった方々からの御意見も頂きながら、また一方で12月10日からパブリックコメントも始めていますので県民の皆様からいろいろな御意見を聞きながら——モニタリング指標と成果指標の辺の位置づけなどについても御意見が頂けるものと考えていますので、そういった中でいろいろと考えていきたいと思っています。

渡部英治委員

分かりました。そこをしっかりと検討してほしいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての絞って伺いたいと思います。まずは、知事に端的に伺います。最近のコロナ禍は一見落ち着いてきていますが、オミクロン株が出てきていて、年末年始は大丈夫でしょうか。

知事

今のところ日本ではオミクロン株の市中感染はありませんので、現時点では水際対策がうまくいっているのだと思います。市中感染がありますと少し危ないかと。この年末年始、我々も最大限、警戒も緩めずにやっていますので、何とか持ちこたえていただいて3回目の接種につなげていければ、そんなに大きな問題にはならないのではないかと考えています。

渡部英治委員

県では、今の新型コロナウイルスの第6波に備えて医療供給体制を整備するとともに、基本的な対応の徹底を県民にも呼びかけていますので、それはそれとしていいわけなのですが、今岸田首相が、「オミクロン株も出て最悪の事態を想定している、非常に厳しく対応していく。」ということで、やはり我々もいたずらにそれに神経をやる知事がよく言う要らぬ誹謗中傷とか、そういった心配がないようにしっかりと冷静な行動をとるとか……。そういった意味では知事が出すいろいろな県独自の呼びかけは非常に大事だと思っています。年末年始に帰省する方もいます。かといってそれを周知だけするのではなく、お互いにそこら辺は注意し合いながら……。秋田県民はしっかりと守るといって、こういう県民性で今までもいい効果が出ていますから、そういう点をやはり徹底してほしいのですがどうでしょうか。

知事

いずれ年末に県民に対して注意あるいは喚起、あるいは現状の状況を情報発信しますので、その中で皆さんがしっかりと行動を注意しながらやっていただければ、まずそう厳しい制限は必要ないかと。今PCRの検査体制も十分に整いつつありますので、そういうことでまずしっかりと県民に対し、年末に情報の発信します。

渡部英治委員

あとやはり3回目のワクチン接種がすぐ決め手になると思っています。ワクチンについては今言うのもなんですが、前の菅総理のワクチン政策が功を奏していると。今結果が出ています。我々は今度3回目に向けて、なかなか確保が難しいなどいろいろな課題がありますが、やはり各市町村に向けてもしっかりと確保できるように国でしっかりと対応してもらいたいのですが、その辺はどうでしょうか。

健康福祉部長

3回目の追加接種に向けては、今一部医療従事者等を中心に県内でも既に始まっておりますが、今後国では前倒しといったことも可能性として示されています。今現在2月までのワクチン供給について既に計画は示されています。モデルナ社の薬事承認（医薬品や医療機器などの製造販売を厚生労働大臣

が承認すること。)も多分近日中に出されると思いますが、これが前倒しになった場合、更にワクチンの供給計画を調整していく必要もありますので、そこら辺のニーズとといいますか、実際に接種する状況把握を的確に行った上で、必要に応じて国に要望、あるいは県内の市町村間での調整など、そして接種者の確保につきましても県医師会等と御相談しながら、市町村をしっかりとサポートできるように努めてまいりたいと思っています。

渡部英治委員

健康福祉部長から前倒しの話がありましたが、今医療従事者はそういう対応をしています、高齢者施設などの関係者についての確保はどういうものですか。

健康福祉部長

国で今どういった方々を前倒しするのか——全部一律にやった場合には現在手持ちにあるワクチンでは多分ある時点で間に合わなくなってしまうことは想定され得るのですが、その中で高齢者施設や障害者施設などの対象者を前倒しにしてはどうかということは国で検討されています。そういったものに対応できるようにいち早く情報収集しながら、そして1回目、2回目で接種した段階であったいろいろな課題等も整理しながら、具体的な対応例なども——好事例といったものも示しながら市町村をサポートした上で、接種者については引き続き医療機関等と相談しながら対応してまいりたいと思っています。

渡部英治委員

新型コロナウイルス対策の中でもう一点、例の10万円給付に関係して伺いますが、新型コロナウイルス経済対策の柱として打ち出した、いわゆる18歳以下の子供への10万円相当の給付金——これについては国の方針転換があり、またしても自治体が振り回されている格好になっていますが、最終的に3択の状況に落ち着いたようです。ただその関係で、そもそもの目的がちょっとかすんだという話もあります、県内市町村はほぼ現金支給——一括になるのか、分割になるのか——そういった方向になるようですが、これはやはりいろいろな対応があり、補正予算の関係だとか年内になるとかならないとか、いろいろとまちまちになっていくというのは……。県民からすると、「あそこは早い。」、「ここは早い。」といろいろなことがあります。県が調整するわけではないとは思いますが、こういった一連の国の対応での市町村の状況を知事はどのように見えていますか。

知事

若干混乱した面があって、市町村も大分困ったと思います。昨日か今日か、正式に3択出ましたので、大半は一括現金給付になるのではないかと思います。

ただ、市町村によって時期は相当幅があると思います。どうしても事務的に人数が少ないところ、秋田市のような大きいところと若干時間の差異はやむを得ないと。いずれ、どこの市町村も年末年始頑張っていて、なるべく早くやるようにということで、頑張っていてやるということは当然であろうと思います。

渡部英治委員

通告していませんでしたが、観光文化スポーツ部長に伺います。県内も冬割とか、これからの状況によっては国のGo To Travel(新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ旅行需要を喚起するため、宿泊を伴う旅行および日帰り旅行代金の最大5割を国が補助する観光支援策のこと。)の再開とかいろいろとあるわけですが、市町村にもいろいろと独自の支援部分があるのです。使い勝手がいいとか悪いとか、あるいは加盟店がどうのといろいろなことがあっても、ある程度独自性といいながらも臨時交付金を使っていますから目的は同じだと思いますが、県は市町村とどのような連携を取っているものですか。

観光文化スポーツ部長

宿泊施設に対する支援については、4月から県民割事業をやっています。また、11月の中旬からは冬の観光需要拡大ということで冬割キャンペーンをやっています。県で想定している事業につきましては始まる前の段階で、県としてこういうことをやっていますので各市町村についてもそれぞれの事情に応じて一緒に連携してやりましょうということで、始まってからということではなくて始まる前にこういう形で事業を行いますと市町村に対して周知を図っているところです。

渡部英治委員

いずれ県民に喜ばれる、そしていろいろな業界に効果があるこういったことを引き続きやってほしいと思います。

最後に、サキホコレの先行販売です。知事は11月6日に県内外で先行販売されたときに、県の新品種米のサキホコレのデビューはまずまずのスタートを切ったと言っていました、ただちょっと課題も——いわゆる知名度の関係、露出度の関係といったことで若干課題があるという話をしましてこの課題が的中した格好で、一部では値段も上がったもの、首都圏の販売店で一部残ってちょっと値段を下げたとかその部分だけクローズアップされると、サキホコレの認知度あるいはせっかくの食味が生かされていないといった心配があるのですが、まずいろいろな組立てをした中で、私は当初の見通しが若干甘かったかという率直な感じを持ったのですが、農林水産部長に聞きますがどうですか。

農林水産部長

甘かったと言われれば甘かったのかもしれませんが、そもそも今回総量で400トンちょっとということでそんなに多くないというか、全く少ない量なので、ある程度知名度不足はあるのだろうと想定していました。

ただ、誤解ないようにお願いしたいのですが今までの状況は、県内はいいのですが首都圏でも米穀専門店だったり百貨店だったり——あそこはもともと対面販売しているところなので——そういうところではほかの県のいろいろな新品種が出たときよりもずっと反応はいいという手応えを感じている声もあります。量販店でも大体は好評です。ただ、あの売れ残った1店舗は数千袋のうちの数袋がキャンペーン期間が終わってしまって、賞味期限の関係もあって値引き販売したということでした、その点については突き詰めて考えると、やはりバイヤーと卸、あと我々産地側とのサキホコレを高級ブランドに育てていくという認識が甘かったのだろうと、そこは反省点として、今後のためには大変いい勉強になったと思います。

渡部英治委員

これで最後の質問にします。知事にお尋ねします。せっかく全国公募によって名称を決定し、これは知事が最終的に判断したと思いますが、ただやはり知名度とか何かそういったことになると名前というのはインパクトだと。青天の霹靂（青森県で育成され、2015年から一般販売が行われているブランド米のこと。）とかいろいろな部分がどの程度売れているかは別にしても、やはりそういったことで耳に入ってきます。これから来年の本格デビューに向けて、今回アンバサダーとして新規に6名委嘱したといいますが、もっともっと思切ったPRや施策が必要だと思えます。例えば前に金農旋風（2018年8月に行われた第100回全国高等学校野球選手権記念大会における秋田県代表の金足農業高校の快進撃とそれに伴う社会現象のこと。）のときにあきたこまちが売れたとか、スポーツの力ももちろんあります。いろいろな部分がありますが、やはりありとあらゆる部分で——知事も先頭になってセールスもやっていますが——何かインパクトのある、サキホコレを食べてみたい、あるいは食べたらおいしいといった形がもっとも必要ではないかと思いますが、最後に知事からそこを。

知事

これからまたいろいろな手法を考えながらやる必要はありますが、山形のつや姫はちょうど私が見ていましたが、農協がめちゃくちゃ商品——農協の費用で小さな袋を、もうすさまじい量をばらまいたと。あれが一番の……。国の陳情のときに山形は、国への贈り物は駄目ですが、試供品ということで省庁の

机の上にぼんぼん、ぼんぼんと。海外に行っても、ロシアに行ったときにすさまじい数、あれをばらまいているのです。あの手法は、やはり山形はすごいのです。問題は、山形は農協の金でやっているのです。これ秋田が試供品を1,000やるのであれば、山形は1万やるのです。陳情のときに、国の要望——誰にもばばと配るのです。やはり山形はすごく宣伝に金を——自分の金でやるのです。これももう少しやっていたら、これもまた全部県というもまた——県も応援しますが、受益者負担の原則で——ここら辺がやはり山形のつや姫があのようになったという、これが一番の要因ではないかと。

副委員長

以上で渡部委員の質疑は終了しました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とします。

午後 0時 4分 休憩

午後 1時29分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き質疑を行います。

北林丈正委員の質疑を行います。

北林丈正委員

私は通告に従いまして、県内空港県民利用促進事業について1点集中で質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、この事業の目的ですが、この資料には航空ネットワークの維持拡充を図ると書かれていますが、これは具体的にどの路線を維持したいとか、どこを拡充したいとか、そういう目的はありますか。

観光文化スポーツ部長

今回の県内空港利用促進緊急対策事業ですが、コロナ禍で秋田空港、大館能代空港共に利用の落ち込みが著しいということで、全国的に見ますと路線の休止ではなく廃止になっているところも出てきます。そういったことで我々としても大変危機感を持っていて、まず両空港の全ての路線の維持を図ることを目的にこの事業を始めるものです。

北林丈正委員

今全国的に廃止になっている路線もあるということでしたが、そういう危険性のあるところは県内で今現在ありますか。

観光文化スポーツ部長

具体的に航空会社から、そういった話を聞いているところはありますが、緊急事態宣言終了後でもなかなか需要が戻っていない路線もありますので、基本的にどこということはありませんが、やはり全体的に底上げを図っていかなければならないと考えています。

北林文正委員

今回の助成では、一律に往復どこの路線でも5,000円をキャッシュバックするという事です。そうすると、おのずと秋田空港の東京便の利用が圧倒的に多くなると考えますが、この比率は全体のどのくらいになると予測していますか。

観光文化スポーツ部長

今すぐには羽田・秋田便が全体でどのくらいになるかは手元にはないのですが、ちょうど今回1月、2月に実施しますので、コロナ禍前の令和元年1月、2月で見ますと、秋田空港の利用者が約9万人、大館能代空港が1万人ということですので、割合としては秋田が9、大館能代が1というのがコロナ禍前の割合です。

北林文正委員

秋田空港と羽田線は大変安定した乗客があつて、今コロナ禍で多少減便にはなっていますが絶対に廃止になったりはしない路線です。そういう中で一律にやると、やはりそこにたくさんの予算が投じられることになるので、予算執行の点でちょっと無駄になるのではないかと気がしますが、そういう検討はされなかったのですか。

観光文化スポーツ部長

確かに羽田秋田便はかなり本数もありますし、乗っている人もそれなりに需要はあると思いますが、今回大館能代空港に関して県がキャンペーン——5,000円をキャッシュバックする事業をやるということで、地元の市町村にもいろいろと協力をお願いして、これまで往復で5,000円程度のキャッシュバックをしていた市町村も——例えば北秋田市なども1万円にするとということ、あと能代市、大館市も1万円にしますと、それからこれまで実施していなかった鹿角市、小坂町も1万円の支援をすることになりまして、往復で1万5,000円の支援ということになり、これもかなりインパクトはあると思いますので、大館能代空港でも需要の掘り起こしはかなり期待できるのではないかと考えています。

北林文正委員

今大館能代空港の話がありましたが、御承知のように1便に減って、今は県の支援で2便飛んでいますが、非常に乗客の戻りが悪くて搭乗率も恐らく二、三割程度にとどまっています。今話にあったように

地元で既に同じような助成をしている中で、それに県が上乘せして更に「県の支援があるから乗ろう。」という人が果たしてどのくらいいるか疑問に思うのです。大体、この助成によって大館能代空港をどのくらい増やす予定ですか。

観光文化スポーツ部長

御承知のように1月、2月は非常に搭乗率の悪い月でして、仮に搭乗率が3割くらいだとした場合にまず5割程度まで持っていきたくて、ビジネスについては一定の利用があると思いますので、それを観光需要で取り戻したいと考えていまして、短期間ですが、予算上は大館能代空港で約1,400人分くらいを見込んでいます。

北林文正委員

仮に1,400人が増えたとして、これが安定した2便化、またそういったものにつながっていくのか。あまりにも数字が少ないのではないかと思うのですがどうでしょうか。

観光文化スポーツ部長

この事業は、我々としてもできれば早めにやりたかったところです。できれば今年の春からでもやりたかったわけですが、このコロナ禍の状況で「県外からどんどん来てください。」とか、あるいは県民の方に「県外に出かけてください。」と言えるような状況になかったものですから、なかなか予算計上のタイミングがなかったということで、今回の12月補正になったわけです。したがって、実際に実行できる期間が45日くらいしかないということで非常に短期間になってしまいますが、この期間の中でも我々としてはできることをまずしっかりとやっていきたいということで、期間限定にはなりますが需要を掘り起こして、できれば来年度の3便化につながるような取組にしたいと考えています。

北林文正委員

健康福祉部長にお聞きしますが、今まで医療関係、福祉関係の施設で職員に対して東京に行くことをある程度規制したりということがあったようなのですが、今現在、職員が東京に行くことに対する規制をどのように認識していますか。

健康福祉部長

県で一律に県外への移動を要請しているような段階ではありませんが、ただ伺ったところによると、まだ一部医療機関、施設等では県外の方との接触あるいは移動について一定のルールの下に動いているところがあることは承知しています。

北林文正委員

私も地元の福祉施設に聞いたのですが、強制ではないがやはりあまり勧めないというか、そういう雰囲気も相当残っているようです。知事、こういう事業で県民の方に「飛行機を使ってどんどん東京へ行

ってください。」と言う以上は、やはり何がしかの、そういう職場においては「もう規制はしないでください。」などのメッセージを発する必要があるのではないのでしょうか。

知事

県としての規制というかお願いはしませんが、やはり医療機関といったところでは自主的にそれぞれの経営者の判断で相当慎重に動いているようです。ただこれを、県からそうした個別の事業体に対して解除して「どんどん行ってください。」というところまではなかなかいかないと。ただ、今のところ東京もああいう状態ですので、いずれ職種に限らず十分に注意しながらであれば、前のような厳しい県際交流を自粛するようなことは必要ないとはこれまでも言っていますし、また年末年始にかけて情報発信しますが、いずれ十分に注意しながら、ある程度の旅行等については今までとは違う緩和の情報発信も行う予定です。

北林文正委員

大館能代空港は1,400人分を見ているということでしたが、やはりそういった状況を見ると、私はなかなかこの枠も使い切れない可能性があると思っています。県民に限るとというのが非常に間口が狭いわけですので、やはりもうちょっとこれを広げないといけません。その点についてはどう思いますか。

観光文化スポーツ部長

今回の事業の考え方ですが、各航空会社からは、首都圏から地方への需要は相当回復しつつあると聞いています。一方で地方から首都圏等に出ていく利用が非常に回復が遅いと。秋田はそれが顕著であるとよく言われています。したがって、県内の方に乗っていただいて——これを使って乗っていただくことを後押しするメッセージも含めてこの事業を考えたいところです。

北林文正委員

全く制限なくというのは難しいかもしれませんが、例えば能代市の場合は、市内に扶養者のいる学生は使ってもいいというのがあります。親族が秋田にいる人もオーケーということにすれば、東京に行っている学生、あるいは東京にいる孫とか、しばらくコロナ禍で親の顔も見えていないという人などの利用が大分掘り起こせる気がするのですが、このように秋田県に関係のある人は多少これに含めるということを検討してもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

観光文化スポーツ部長

能代市でそういう人を対象にしているというのは、我々も承知しています。確かにそういった効果が全くないとは思いませんが、やはりビジネスとかそう

いった規制については、こういう制度があるなしにかかわらず、ある程度一定の動きはあるのではないかと考えています。これは期間が非常に短い間での実施になりますので、今後、今年度に限らず必要に応じて来年度も考えていきたいと思っております。その際には、今回の実績を見ながらどういったことを対象にしていくかについても検討してまいりたいと考えています。

北林文正委員

私は、是非これは検討していただきたいと思えます。先ほども言ったように、私自身は、地元だけで助成が往復1万円あって、それに5,000円追加されたからといってどれだけ増えるかについては、非常に効果が薄いのではないかと考えています。是非もう少し間口を広げるようお願いしたいと思えます。

それから、大館能代空港は、羽田空港の発着枠コンテストを取って3便化が形の上では実現しましたが、まだ一度も3便は飛んでいません。同時にこれを取った鳥取、石見、山形、三沢と下地島については全て飛んでいるのです。休んでいる日もあるとは思いますが、一回も飛んでいないのは大館能代空港だけなのです。このことを知事は御存じですか。

知事

ほかのところでは、若干の間引きはありますがそういう状況のようです。ただ、たまたま時期的に観光シーズンとしても大館能代空港の関係、そう今の時期は——冬の時期がなかなか難しいことは確かです。ですから、やはりそういう旅行社の予約状況を見ながら——今航空会社も大分赤字ですので、相当シビアにやっています。ただ、私どもが考えているのは、雪解けるとこの春から例の縄文遺跡群（ユネスコの世界遺産に登録された北海道・北東北にある縄文時代の遺跡群の総称のこと。）のキャンペーンも張りますので、そうしたものに合わせて一気に、相当しっかりと広報もしながら、ある程度様々な優遇措置を地元観光関係あるいは旅行社とも協働しながら……。ちょうど協議会（函館・津軽・秋田広域観光推進協議会）で春以降どのように縄文遺跡群を売り出しながら観光誘客するかということで今プランニングしていますので、それに合わせて重点的にやっていきたいと思っておりますし、その際にいろいろな優遇措置について相当幅広にやっていきたい。来年当初から、4月以降考えていきたいと思っております。今はそういう状態です。

北林文正委員

三沢空港も同じように発着枠コンテスト（国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストのこと。）——大館能代空港よりも下の順位ですが、ここはトライアル（2021年夏から冬ダイヤの1年

間をトライアル運航期間（評価対象期間）として実施し、実績を有識者が再度評価して1便の最終的な配分先を決定すること。）ということで沖縄の下地島空港と競い合っているわけです。そういうことで今こういう状況でも4便飛ばして、何とかして沖縄に勝たなければいけないということで頑張っているわけです。ですから、春からということですが、もっともっと頑張っていかないと、今3便化どころか2便もおぼつかないという状況で、もう少し本腰を入れてもらいたいと思いますけれども。

知事

青森県は星野観光（長野県に本社を置き各地で高級感のある温泉旅館やリゾートホテルを運営する株式会社星野リゾートのこと。）、あそこら辺が——ほかのところもそうですが、民間の大手の観光の資本が入っているところが非常に——自分の提案するパッケージに組んでやっているということで……。実は本県では、県南にそういう大きな民間資本が入っていますので……。ほかのところも大半は——大手の県外資本が入っているところは非常にうまくいっているのです。問題は本県はそういう状況ではないものですから、なかなかそう簡単にはいかないということは確かですが、いずれ春にかけてというよりも今から準備しながら、もう当然これはそういう前触れは早めにやっつけていこうと思っていますし、そういうことで今努力したいと思います。

北林丈正委員

大変厳しい状況ということなのですが、岩手県の安比スキー場と大館能代空港に無料のシャトルバスが12月24日から走るということで、これは観光庁の空港の二次アクセスを実証する事業（地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業）として行われるのですが、このことは御存じですか。

観光文化スポーツ部長

その件については承知しています。

北林丈正委員

これは大変いいチャンスといえますか……。ただ、私も今回の質問をするに当たって調べていく中でたまたま分かったのですが、ほとんど周知されていない状況で、これはやはり東京、首都圏に対して、安比に行くには大館能代空港が大変便利だということを知ることがあると思いますが、今回の中で旅行商品造成強化事業（県内空港を利用した旅行商品造成強化事業）という予算もあります。この中で何かこういったことを周知していくことはできないものでしょうか。

観光文化スポーツ部長

旅行商品の造成については、既に当初予算で利用促進協議会（大館能代空港利用促進協議会）の負担

金として計上して、例えば縄文遺跡群を大館能代空港を使って回るようなパック商品の売出しもしています。今回安比スキー場については、八幡平市に大館能代空港の利用促進協議会の会員に入らせていただいていますので、我々としては県内のスキー場に行っていただきたいという気持ちもあるのですが、スキー場を——空港を使って岩手県あるいは青森県の南部のほうも含めたいろいろな誘導に使ってもらうのも重要だと思いますので——利用促進協議会のウェブサイトには載っていたと思いますが、どういう形でPRできるかは空港ビル（大館能代空港ターミナルビル株式会社）、あるいは利用促進協議会ともよく相談しながら進めていきたいと思っています。

北林丈正委員

今県外のスキー場だからという話があったのですが、大館能代空港は北東北3県のどこにでも非常にアクセスがいいということで政策枠の予算もとったと思うのです。だから、大館能代空港に来て県外に行くことは一向に構わない。私はそれをどんどん進めるべきだと思いますが、その辺の認識がちょっと……。私は県外のスキー場に行くから秋田県は応援しないのだというのはおかしいと思いますがいかがですか。

観光文化スポーツ部長

おかしいといえますか、今弘前市、それから八幡平市、そのほか弘前の周辺の青森県の市町村にも利用促進協議会に入らせていただいています。県内に限らず大館能代空港を使って周遊してもらいたいというのは先ほど申し上げたとおりですので、利用促進協議会と相談して、どういった形でPRしていくかは進めていきたいと思っています。

北林丈正委員

広域的な観光を進めていかなければいけないのですが、やはり地元の利用促進協議会は地元の市町村ですので、青森県、岩手県と折衝していくとすれば県が前面に立たないと進んでいけないと思うのです。ですから、そこの辺をもう少し、県がそういうものを進めるところに入る、若しくは県庁の中にそういう組織を作って引っ張っていくとか、部局横断的にまとめていくことが必要だと思うのですが、そういう点で猿田副知事——是非私は副知事に先頭になってもらって、そういったことを進めてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

副知事（猿田）

御提案のとおり、隣県とも広域観光を進める観点から連携をしていきたいと思っています。

北林丈正委員

質問を終わります。以上です。

委員長

以上で北林丈正委員の質疑は終了しました。

次に、薄井委員の質疑を行います。

薄井司委員

それでは質問を始めたいと思います。18歳以下への10万円相当の給付についてであります。今回の給付金（国の子育て世帯への臨時特別給付金のこと。）事業の制度設計は、良く言えば人の話をよく聞いて柔軟に対応したとしていますが、実際はやはり二転三転し、苦し紛れの解決策だったと思っています。このような給付金事業については初めてのことでなく、過去にいろいろとやっていますが、やはり結構職員に負担が掛かっているという状況があります。全国の自治体職員が新型コロナウイルスワクチンをはじめ、コロナ関連業務で多忙を極め、更に今回の給付金事業で追い打ちを掛けられており、あちこちからいろいろな声が聞こえています。迷走した末に方針を転換したことに対して、秋田県政のトップとして知事は率直にどのように思っているのか、考えをお聞かせください。

知事

私も委員と同じような考えで、これは非常に迷走して自治体も大変混乱してようやく決まったようですが、やはり最初の制度設計を相当しっかり政治的に——これよく政治決着といいます。こういうものは事務的にどうなのか、物理的にどうなのか、これをしっかり現場を踏まえて、その中で一番いい妥協点がある程度探っておいて決定するのが一番いいのですが、実務のほうをややおろそかに、また目的もばらばらで、そういう面からすると非常に……。私は最初に記者会見でも、こういうものはある程度、所得関係は別にして一括で全て平等にやったほうがいいのではないかと—but—そういう流れの市町村もあるようですが、やはりこういうことは今回の政府も十分に踏まえて、今後の政策決定についてはしっかりと現場を踏まえながらスムーズにいくようにしていただきたいと思います。

薄井司委員

私ももうちょっと、1週間でも早くこの結果が出ていれば、また違った形でいろいろと進めることができたと思っています。

新聞等ではそれぞれの自治体の部分は出ていますが、県内の市町村の意向が、県全体としてどのようになっているのかが見えてこないと思いますので、県内市町村の意向がどのようになっているのかお知らせください。

健康福祉部長

今回の対応について、昨日国から県に3つの選択肢ということで通知がなされていて、市町村にも速やかに周知を図っているところです。それより先に、国の対応が決まる前から、いろいろと独自で

といいますか、考えを固めていたところについては一定の方針は決まっているところもありますが、大方のところは——昨日の国の通知を受けて現在検討中というところがまだ多いようです。ただ、既に方針が決まっているところは、ほとんどが現金による一括支給といった方向で動いているように承知しています。

薄井司委員

今回の対象者——児童手当受給者、それから高校生相当と言えいいですか、高校生の年齢になる部分と、あと公務員世帯となっていると思うのですが、大体どれくらい的人数が対象になっているのか把握していれば教えていただきたいと思います。

健康福祉部長

細かい内訳は手元にありませんが、全部で12万世帯ということで承知しています。ただ、今国から申請を必要としない中学生以下の分ということで内示を頂いていますが、全体60億円のうち43億円程度ということですので、申請をしないで受給できる方は3分の2くらいと感じています。

（※35ページで発言訂正あり）

薄井司委員

そうすれば、所得制限の部分もいろいろと出てくるのですが、県として所得制限を設ける部分についても把握はできていないということですか。それぞれの自治体で把握していて、それを集計して大体これくらいだというのは把握していないのですか。

健康福祉部長

どういった支給方法を考えているかという調査はしていますが、その対象がどの程度か、何人かというところまでは承知していません。

薄井司委員

それではなかなか数字のところ——ほかの県であればいろいろと一括現金支給と出ているのですが、秋田県の場合はまだそこまでいっていないような印象を受けているのですが、今回の3択の中で知事としてはどれが一番いいのか、そこら辺をどのように思っているのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

知事

これが生活支援だとすると、なるべく早く行ったほうがいいのではないかと。消費喚起ということでのクーポンもありますが、そこはなるべく生活支援だとすると早めに、早めにということで、多分そういう状況を選ぶところが大半ではないかと思っています。

薄井司委員

確かにいろいろと議会の関係やもう終わっているところもあって、私は一括でしていただきたいと思っています。そこら辺のところについては、例えば知事が一括で今年中に何とか頑張ってもらえな

いかと自治体に対しての希望を申し述べることはできないものですか。

知事

これは市町村も県も同じ自治体で、地方自治法上、市町村長の権限に対するものについてそこまで県が方向性を恣意的に出すのはうまくないのではないかと。ただ、私としては多分一括のほうが多いのではないのかということです。

薄井司委員

児童手当関係の部分については、まず5万円で作っているところもあるようですが、やはりいろいろと地方自治法上の専決（地方公共団体の議会の権限に属する事項を、所定の要件の下で、その地方公共団体の長が議会の議決を経ることなく決することのできる専決処分のこと。）を使って10万円で作るという方法があると思っているのですが、そこら辺はどうでしょうか。

健康福祉部長

昨日の国からの通知にQ&Aが付いていますが、その中に議会の対応として開会中であれば追加での上程、閉会中であれば臨時議会の開催、そしてあるいは首長による専決、こういったものも御検討いただきたいといった旨は書かれていますので、市町村でもそういった方向性で検討はされているものと考えています。

それから、すみません、先ほど私が対象者について12万世帯と言ってしまいましたが、12万人でした。申し訳ございません、訂正させていただきます。

（※34ページの発言を訂正）

薄井司委員

いろいろと何か自治体の権限もあって、それぞれ独自のやり方をしているということだと思うのですが、やはり県の姿勢としてこういった方向でということではできないものなのか、そこら辺をもう一回…。知事、できないものですか。

知事

市町村長の権限ですので、やはり市町村長が自分のところの状況を踏まえながら、最善の手法を選んでいただきたいと思っています。やはり国も3択と言っているときに、県がこれで何かに絞るということは、これはちょっと無理であろうと思います。

薄井司委員

1つ提案ですが、今回所得制限の部分について、横手市では設けないと新聞に出っていますが、例えば県でその部分を負担するという考えはないですか。

知事

これは市町村の独自の判断ですので、そこまでは考えていません。

薄井司委員

今回は18歳未満ということで制限されていますが、実際容易でないのはコロナ禍で大学生も非常に大変な状況になっているということですが、例えばちょっと年齢を広げて20歳までということは考えられないですか。

知事

市町村は国の交付金ですので。単独分は全部単独ですので、納税者の意識からすると、県が一般財源を使ってそこまでやることについて大方の賛成が得られるのかどうか。そういう使い道の方は何かを削ることになりますので、そう簡単にはいかないと思います。

薄井司委員

なかなかいい答えが出てこないと思っているのですが、ほかの自治体では基金をいったん取崩ししてでも立て替えて10万円一括給付しようというところもあります。県民が困っているとき、こうした給付で他県よりも遅いとか、クーポンは春以降などということになると自治体間の格差が生まれてしまう可能性もあると思っていますので、やはりここは知事の思い切った政治判断で、例えば「県内25市町村全ての現金給付を年内にやろう。」といったアドバルーンでもいいですが上げてもらえれば、本当に県民が佐竹知事4選して良かったと拍手喝采していただけると思うのですが。政府の細かな条件はまだまだ見えてこないところもあるのですが、是非秋田県としては県民のため、市町村のため、この場で年内一括給付の検討や県独自の対策を打ち出していきたいのですが、再度確認したいと思います。

知事

いずれ自治法上の規定を守るのが私の責務ですので、この範囲から逸脱することについては私もちょっといたしかねます。ただ何回も言いますが、一括で10万円、それが一番いい方法ではないかということは私の私見です。

薄井司委員

大変ありがたい言葉です。ありがとうございます。

質問変わります。官民協働による賃金上昇への取組について伺います。来年度からスタートする新秋田元気創造プランの素案では、人口減少克服に向けて柱に据えた賃金上昇についてうたわれており、労働生産性、就業率を高めることによって実現を目指す方針が打ち出されているのですが、やはり今までも議論されているように具体的な数値目標がなかなか示されていなかったと。賃金という民間労使にとっての生命線に対して、行政がどのように実効性のある取組を行っていくのかについても具体的には示されていません。分科会審査の内容が新聞報道等でも指摘されていますが、実効性のある取組を今後示

していけるのか、そこら辺をお伺いします。

産業労働部長

例えば若者の県内定着に向けても、企業の賃金水準の向上を図ることが重要ですので、企業が生産性の向上を図ることで安定的な収益が見込めるようになっていくことが必要であると考えています。そのための支援策について、企業からのアンケート等をとっていますので、それを踏まえて今個別の事業について検討を進めているところです。

薄井司委員

これまで本県の県内総生産やそれに基づく1人当たりの県民所得は全国最低水準、最低賃金も同じく全国最低水準となっており、平成30年度の名目GDPも3兆5,206億円で、全国41位です。1人当たりの県民所得も269万円で36位になっています。これについて、これまでと同じように例えば労働生産性や就業率の向上といった民間任せの間接的支援を行うだけでは、到底改善できないと思っていますし、やはり政策的に今までとは違ったギアチェンジをしていかなければいけない状況になっているのではないかと思いますがいかがですか。

産業労働部長

御指摘のとおり、県内の製造品出荷額等は低い水準にとどまっていますが、幅広い業種があり、企業の場合——例えば製造業であればそういった生産性の低さが原因になると考えています。その部分を引き上げるために企業の取組——例えば販路開拓や新たな製品の開発等といった取組について支援を行ってまいりたいと考えています。

薄井司委員

秋田県で生まれてくる子供の数は、今から20年前の平成13年生まれの人で8,874人いました。その年に生まれた子供が今成人を迎える今日では4,499人と、僅かこの20年間で半減という大変危機的な状況となっています。このことには、未婚化、晩婚化や各家庭における出生数の減少といったことも要因として挙げられますが、やはり一番大きいのは20代、40代の就職、結婚、出産といった時期に差しかかる若者、現役世代の社会減の要因が極めて大きいことに尽きると思います。このことについてはどのように考えていますか。

あきた未来創造部長

人口減少の中においても、この社会減——最近ではコロナ禍の影響もあり若干抑制が図られてきているところですが、まだまだ若年者の県外流出がなかなかとまらないという現状です。そうした中であって、若者の方に県内に戻ってきてもらう、若しくは定着してもらうというためには、やはりまず秋田にそういう魅力のある働き場所が必要であろうと思っています。今素案で提出しているこのプランで

も賃金水準の向上という形で定着、それから回帰してもらおう、そういう土台となる提案がなされているところです。

あわせて、その後の結婚、子育てといった観点から見たときに、やはり経済的な不安を覚えている方が多くいらっしゃると思いますので、賃金の上昇は将来的な経済的な不安を解消することにもつながることですので、賃金水準の向上というこのカテゴリーについてはそういう社会増減、それからその後の自然増減にもつながる施策だと思っています。

薄井司委員

分かりました。県内の高等学校の卒業者の進路状況調査によれば、県内就職を選んだ者は1,444人、県外就職を選んだ者は561人となっており、県内就職率はコロナ禍を背景としても72%となっています。しかし、富山県では県内就職者数は1,665人、県外就職者数は僅か85人で、県内就職率は95%を超えているというのが実態としてあります。同じ東北でも山形県では80%を超えている。こうした若年層の県内就職率、定着率の差が毎年毎年積み重なって少子化につながっていくと思っていますし、他県との人口の格差、人口減少のスピードの差につながっていくというのが現状ではないかと思っています。

それで、今回県で賃金アップを目指すという方針を掲げていただいたことは——全世代の働く者の賃金をアップしていくことは、行政にとっても企業にとっても大変時間とエネルギーとコストが掛かることだとは認識していますが、まず若者の人口流出に歯止めを掛ける。給料や条件だけで選んでしまう、そして県外企業へ就職を選んでしまう、一度行ってしまえばなかなか帰ってこないという若者の社会減を、官民を挙げて賃金アップによって歯止めを掛けていくという取組はできないのかと思っています。

今年3月の新卒で県内、県外を合わせた就職者数は2,005人おり、県内就職を選んだとして——特に離職率の問題はいろいろと議論されているところですが——就職後3年間に限り、例えば若者応援手当のようなものを賃金に上乘せしていくという提案です。県内の若者に対して県内就職を促進することを考えてはいかがかと思っています。3年経過後に手当が消失し、賃金がる形になりますが、3年間秋田県で就労することで県内での仕事や生活に慣れる時間が出来て、その後の就職や県外流出の可能性も低くなるのではないかと。たまたま森林組合との懇談会の中でもそういう話が出まして、やはり3年あればある程度目標を持って継続していくという話もお聞きしました。ですから、財源との兼ね合いがあるのかもしませんが、これを何とか官民一体となってやっていかないと駄目かと考えています。

それで、例えば2,005人の新卒者の賃金を月額2万円上げるとして、県が6,500円、市町村が3,500円、民間が1万円、これを3年間頑張っ
て賃上げに貢献していくということも考えられるのではないのかと思います。大体4億5,000万円くらい掛かります。知事、いかがですか。

知事

様々な雇用に対する奨励金等がありますが、給与そのものに補填することは行政の鉄則から相当外れています。これは、逆に言えばすべきことでないです。ただ奨励金、これはまた別なものです。ですから、給与そのものに充当するという考え方は、行政はとてできません。これは、民主主義の今の日本のどうか、普通の行政の通則です。若者が就労することに対するきっかけづくり、あるいは就労の福利厚生あるいは今——例えば女性の地元就職が少な過ぎるのです。ですから、そういう意味で政策的に女性の就労に対する県の思い切った支援、いろいろな奨励金といったものはある程度考えることは……。ですが、給与そのものへの充当は、ちょっとこれは無理筋ではないでしょうか。

薄井司委員

今ちょっと——この次に話そうと思ったら知事から話があったのですが、女性の活躍支援という形にする場合、えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度のこと。）という制度があって、厚生労働省（厚生労働省）で認定している制度ですが、やはりこういったえるぼし認定、それからくるみんな認定（次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等の計画を策定し、計画に定めた目標を達成して一定の基準を満たした企業の申請により厚生労働大臣が認定する制度のこと。）、それからユースエール認定（青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度のこと。）をされた事業所に対して一定の支援をしていくのは可能だと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

知事

先ほども言ったとおり、本県の女性の既婚率は別に低くないです。ただ、男性が異常に低い。これは女性が少ない、要するに女性のほうが県外流出が多いということです。この女性を引き止めるために、そういう女性の働きやすい仕事づくりに対する様々な県の支援は考える余地がありますし、現に今そういう方向性のものを何かできないかと検討中です。

薄井司委員

例えばえるぼし認定企業があるとなれば、是非そういった企業を対象に支援をお願いしたいと思いません。

質問を変えます。国道101号峰浜水沢バイパスについて、秋田県の公共事業評価専門委員会で実施妥当との評価を受けたようですが、この委員会で審議されるまでの過程について、ちょっと教えていただきたいと思いません。

建設部長

峰浜水沢工区については地元などの要望もあり、現地状況も危険なことから調査、概略設計を行い、その結果をもって知事を議長とする公共事業新規箇所選定会議で県として事業化するのが良いのではないかという方針を出し、それを第三者委員会の公共事業評価専門委員会で審査していただいたということになります。

薄井司委員

分かりました。この峰浜水沢バイパスは今後どのような事業内容になるのか、またどのようなスケジュールで事業を進めていくのか、答弁していただきたいと思いません。

建設部長

峰浜水沢工区は、八峰町の峰浜小学校付近から能代カントリークラブ付近までの計画延長1,900メートルの道路改良工事です。そのうちの北側半分が道路の沿線に家屋が連檐（れんたん。軒を連ねること。）していますので、バイパス化する計画であり、残る南側の半分は現道拡幅ということで考えています。公共事業評価専門委員会で実施妥当の評価を受けていますので、来年度の事業化を目指して現在手続を進めているところです。

なお、来年度の事業化が実現すれば、事業化した後地元住民に対する事業説明会を開催し、その後路線測量や道路詳細設計、用地測量、用地買収、工事と進めていくこととなります。

薄井司委員

分かりました。私も何度も通っているのですが、大型トラックなどと擦れ違うときに大変危険な状況に遭遇することがあります。来年着工ということで、是非工期を短縮するくらいの気持ちでやっていただきたいと思っていますが、知事いかがでしょうか。

知事

いずれ私もあその場所、よく分かります。是非用地買収についても協力していただければ、スムーズに進むと思いません。

薄井司委員

分かりました。よろしくお願ひします。

次に、食品衛生法改正に伴う県の支援についてお

伺います。この問題については、テレビや新聞等で何度も取り上げられ、議会でも同様に議論されています。営々と守り継がれてきた秋田の食文化を法改正によって衰退しないように工夫をし、守り続けなければならないと考えています。今議会の一般質問の答弁では共同利用施設を促進するとなっていますが、方針として共同施設、共同利用について、どの程度造って、予算はどのくらいで、県内スケジュール的にはどのようになっているのか。あともう一点、県の支援はどうするのか、そこら辺を具体的に教えていただきたいと思ひます。

農林水産部長

正に今、その予算の検討をしているところで、規模やどういう内容かといったことについてはお答えできる段階にはありません。ただ、一般質問でも答弁したとおり、共同利用施設だけではなく、ビジネスとして成り立つ規模での個別の施設整備、つまりちゃんと採算をとれるようなものであれば、個別の方であっても対象にしたいという方向で検討しているということです。あと箇所数とか事業量というのは、正にこれから市町村と一緒に事業がスタートしてからという形になると思うのですが——その前には要望なりそこら辺は大体把握はしますが、その後具体的なタマがどれだけ起きてくるかということに関わりますので、今から幾らにするとかというのは今の段階で言えるような状況ではありません。

薄井司委員

分かりました。当会派の小原委員の地元もありますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

個人の場合もいろいろな支援は継続できると思うのですが、夢プラン（新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業）の女性支援の拡充などは検討はしていますか。

農林水産部長

まず、夢プランそのものをどうするかということからの検討をしているところで、今のくくりでいきますと、夢プランの6次化という枠組みの中でそれこそ個別の方でも補助していますので、そこら辺については新しい事業の仕組みの中で、女性というくりにするのか、6次化という形にするのかというのはこれからになると思ひます。いずれどちらにしても、農業の大きなくくりの中では6次産業化の中で1つの漬物というものを位置づけて推進していく、促進していくという考え方で今検討しているところではあります。

薄井司委員

その他のところでお伺ひしたいと思ひます。

今日の新聞報道にありましたが、国土交通省のデータの改ざんについて掲載されていました。過去にも毎月勤労統計調査（賃金、労働時間及び雇用の

変動を明らかにすることを目的に厚生労働省が実施する調査のこと。）も、厚生労働省でもありましたが、こういう不正が発覚しているその延長線上にあったと思ひます。これについて知事、どのようにお考えでしょうか。

知事

内容はよく分かりませんが、いずれ統計上のものについて生数字を、生のものを提出者に無断で書き換えるということは、統計の趣旨から反することですので、そういうことについては非常に遺憾なことだと思ひます。

薄井司委員

私も毎月勤労統計調査を担当したことがあるのですが、数字がみんな改ざんされて都合のいいように使われていたという印象があります。このことについては県ではないという、関わっていないという報道がありましたが、その事実関係について再度確認したいと思ひます。

建設部長

昨日のマスコミ報道を受けまして、県でまだ資料が残っていた平成30年度以降の3年間分につきまして緊急的に内容を確認しました。内容を確認したところ、マスコミ報道されているような事実は確認されませんでした。そして平成29年度以前に関してはもう資料がありませんので当時の担当者に、全てに取れているわけではないのですが、取れる範囲内で電話連絡等で確認したところ、そのようなことはしていないという話がありました。しかしながら、昨日、非常に限られた時間内での確認や作業でしたので、現在資料確認の精査、また昨日確認が取れなかった職員への追加の調査をしているところではあります。

薄井司委員

今後どういう事実が判明してくるか分かりませんが、担当した職員が上司の命令を受けてやっとならば、職員の処分の関係も出てくると思うのですが、そこら辺はある程度しっかり対応していかないと、やはり職務上の問題であれば職員のことについてはしっかりフォローしていかなければならないと思ひますが、知事いかがですか。

知事

これは国の指定統計（統計法に基づき総務大臣が指定し、公示してきた統計体系における中心的統計のこと。）で、法定受託事務（本来国や都道府県が果たすべきであるが、その適正な処理を特に確保するため法令により都道府県や市町村等に処理を委任する事務のこと。）で国からの指示ということになれば、国の指導に従うということになれば県の職員がそのときにそれに従わないということができたのかどうか……。これは県の問題というよりも国の問題ですので、万が一そういうことがあっても、県の

職員を責めるわけにはいかないと思います。

薄井司委員

是非そういうことで、よろしくお願いします。

以上で終わります。

委員長

以上で薄井委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は午後2時45分とします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時44分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き質疑を行います。

瓜生委員の質疑を行います。

瓜生望委員

それでは、早速質問に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

新プランの素案の中の重点戦略6「教育・人づくり戦略」に関する部分についてお伺いします。

まず初めに、学校教育における部活動の果たすべき意義をどのようにお考えかを知事よりお聞かせください。

知事

学校は勉強の場ですが、やはり共同生活あるいは部活動を通じていろいろな交友関係、あるいは部活動を通じて教育の現場では体験できないような、経験できないような様々な経験、これが人生においていろいろな面でまた生きるということで、単純に勉強だけではなく、そういう共同生活、あるいは同じ目的を持って頑張る集団に入って心を強くする、あるいは体力を鍛えるということでいろいろな面で効用があると思います。

瓜生望委員

ありがとうございます。今知事がおっしゃったとおり私も同じような考えでして、子供たちの教育という観点からすると、確かな学力の育成、そして秋田の未来を支える高い志にあふれる人材の育成なども大変重要なのですが、それを達成するためにも強い体と心の育成が本当に一番大事ではないかと思っています。

皆さんよく御存じの言葉だと思うのですが、心技体という言葉があります。この言葉を秋田県出身の

元中日ドラゴンズの監督である落合博満さんは体技心だと言い換えて、「仕事や勉強に打ち込むときには体力が必要である、人間の生活を根本的に支えているのは体力、技と心は序列を付けにくい、技術を持っている人間は心を病まない。」と著書に書かれています。

先ほど知事もいわれたとおり、もちろん学校の諸活動の中でも様々な経験をすることはできますが、部活動ではチームや個人で目標を設定して様々な課題にチャレンジしていくことで体が作られていきます。そして、その過程で困難に打ち勝っていくことで心も作られていく。そのような経験は、正に未来が見えないこの状況下において、本当に必要な生き抜く力の育成につながっていくものだと思いますので、是非部活動を県を挙げて更に推進してもらいたいと思っています。その一方で県内の部活動は、部活動に所属しない生徒の増加や、少子化の影響によって単一チームで活動できない状況が、主に中学校で見られることが多くなっています。

合同チームを組んでいる幾つかのチームの先生やコーチへこの状況を聞き取ったところ、平日は合同チームの活動はほぼできていないということでした。良くて土曜日のみという現状で、実質この合同チームにおいては部活動がなかなかできていないという状況でした。教育長にお聞きしますが、そういった活動実態は把握されていますか。

教育長

年々少子化の影響で学校の規模が小さくなってきて、入学したけれども部員が少ないとか、あるいは部活をやっていない、やりたい部活がないとか、様々な状況があるのは承知していますし、そういった中でやはり大会に出るために合同チームを組んでというのが、中高とも年々増えてきているという状況は承知しています。

瓜生望委員

このままの仕組みを続けていくのであれば——これから少子化は更に進みます。今教育長が言われたように、やりたいことができない、やりたい部活がない、そうやってきっかけを失う子供たちは今後今より確実に増えていってしまうのではないかと考えています。

今回いろいろと調べていて、隣の岩手県の取組だったのですが、「いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから」という提言（令和元・2年度岩手県「中学校スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議における審議のまとめ）が出されていました。こちらは県が主導して計画を策定しまして、市町村との明確な役割分担ですとか、拠点校部活動——単一校ではなく、例えば市町村単位、広域単位でA校

では野球部があって、そこにその町の野球をやりたい方が集まるような拠点校部活動といったものの導入など、将来に向けてしっかりとスケジュールを明確にしていました。

本県においても、県が中心となって中長期的な視点での計画の下、部活動を持続可能にさせる根本的な仕組みづくりをしていくのと同時に、未来を生き抜く力を育むという観点からも、部活動の推進を新プランへもっと明確に盛り込むべきではないかと考えるのですが、知事と教育長、お二人の御所見をお聞かせください。

知事

総論的な話は県の計画にもあると思いますが、ただ中身の問題については教育の問題ですので、そこはどのような表現をするか。細々に書くというよりも、県の新プランには総論の心と体を鍛えるという、そういう観点からの課外活動という捉え方もあると思いますが、いずれ現場のことですのでなかなかそう簡単にはいかないものですから、教育の一環として再度それをどのように現場に下ろすかが教育委員会の仕事であろうと思いますので、そこは教育委員会と県執行部が共通認識で取り組んでいくべきことだと思います。

教育長

高校であればこれまでも拠点校制度があったりして——高校の場合は自分で選んで入っていけるという状況があったりしますので。ただ、小中学校になると市町村の管轄になりますので、今後どうなるかというのはなかなか私の口からは言えないのですが。ただ、学校のスポーツも今後は社会スポーツ化していくのではないかと、そういう流れは徐々に出てきていますし、部活の指導員を含めて民間に指導者をお願いするというのも多々出てきています。ただ、現在のところ、人数が少ない場合はやはりまだまだ合同チームで出ざるを得ないと。先ほど話がありましたように、単独チームで出られれば一番いいのですが……。合同チームになれば当然平日の練習はなかなか厳しいといった制限は多々ありますが、そういった中で例えばほかのチームと土日に練習して、試合、大会に出ると、そういう他校の生徒と一緒にやれるというところから生まれる責任感とか人間関係といった得る部分もありますし、何よりもやりたいスポーツをしっかりとやれて大会まで出られることは子供にとっては非常に大きいことですし、そのところは尊重してあげて……。現在は合同チームでも全国大会までやっている種目もどんどん増えてきていますので、そういった意味での達成感を味わわせてあげたいとは思っているところです。

瓜生望委員

ありがとうございます。今中学校の部活動に関しては市町村単位で担っているということも理解した上でなのですが、今自分も部活動等のお手伝いをしていることもありまして、そういった場面を生で見ることあるのですが、やはり子供たちの温度差といいますか——そういったものがちょっと気になったものですから、そういった子供たちを救うためにも、まず将来的な計画は考えていってもらえればと思います。

質問を変えます。次に、スポーツ振興についてお聞きします。先ほどの質問とつながってくる部分もあるのですが、高校スポーツの強化について伺います。このたび出された第4期秋田県スポーツ推進計画の素案において——令和元年度における国体の少年カテゴリーは、初の全国最下位の47位となりました。この原因として、団体競技が入賞を逃したことが挙げられています。団体競技が結果を出せないというのには様々な理由があると思うのですが、この現状をどう捉えていますか。

教育長

県内の高校の場合は、昔はいろいろな団体競技スポーツ、球技等で全国の上位ということもありましたが、最近はなかなか連続して勝てないという状況があって私も非常に残念だと思うし、全国的には私立の高等学校で外国人選手を含めて本当に様々な選手が集まってきている学校になかなか歯が立たないという状況があって、非常に苦しい思いをしているわけです。去年は秋田県でそういう状況だったのですが、4年前であれば選手がそろったりメンバーのチームワークが良ければ金農（金足農業高校）のケースもありますし、3年前は秋田商業（秋田商業高校）がサッカーでベスト8になるというケースもありますので、短く見たらそうですが長い目で見ればそういった状況のときもありますし、全体的に底上げして少しずつ勝てるチームを作っていかなければならないと思っています。

瓜生望委員

ありがとうございます。高校の強化で、今年度からでしたよね——強化拠点校からチームAKITA強化事業へと形を変えまして、強化を進めている最中だと思うのですが、その推進計画の目標にある天皇杯10位台、得点1,000点以上というのを目指すためには——令和元年が707点くらいでしたか、なので300点くらい上乗せしていかなければいけないと。そのためにも団体競技の強化が非常に重要になってくるのではないかと考えています。今回、チームAKITA強化事業の予算配分といったデータを頂き見させていただいたのですが、団体競技の支援数がなかなか——予算の部分もあるとは思いますが、少ないと感じました。それで、今回の

支援先を選んだ根拠を教えてくださいたいと思います。

観光文化スポーツ部長

今委員からお尋ねのチームAKITA強化事業についてですが、これは平成22年度から実施してきた高等学校拠点校制度——始めた当初はそれなりの成果を出していたのですが、先ほど委員から話がありましたように、どうしても拠点校だけに強化が集中してしまう、あるいは強化団体との連携が取りづらくなってきたということと、令和元年度は全国的にもかなりランクが下がってしまったということで、今度は学校単位ではなくて競技団体単位で全県、オール秋田で選手個人個人を育成していこうという形で今年度から始めたところです。

対象になる競技は今9つ挙げられています。手上げ方式で、それぞれの競技団体から聞き取りをして、競技団体として全県一本で指導者も含めて指導体制をきちんととっていけるところが今手を挙げてきている状況ですので、まず当面この9競技について3年間やっていきまして、内容を検証しながら次回にはほかの団体にも是非手を挙げていただいて、強化に参加していただきたいと考えています。

瓜生望委員

ありがとうございます。今答弁頂きましたところ——トップ層の強化もそうなのですが本当に競技力を向上させていくためには、やはり基盤となる部分というか——トップ層だけではなく基盤となる部分の底上げが非常に重要ではないかと思っています。

その中でも1つ課題として挙げられているのが、基盤を作っていく中でデータを見ると部活動の高校進学後の継続率の減少がもうすごい明らかだと思っていて、男女の所属数が多いバスケットボールで例をとると、中学校と比べて男子は62%にまで減少していて、女子では約38%くらいの継続率になっています。高校へ行ってなかなか続けられないというのと併せて中学校の将来有望な選手ですね——これもバスケットボールを例にとって非常に申し訳ないのですが、令和元年度の中学校男子バスケットボールの中学校3年生の選抜チームのメンバー12人中6人が県外へと進学しています。そのほかにも選抜メンバー以外もいるということで、なかなか県内の高校が受皿として認識してもらっていないのではないかと。県の高校スポーツの環境に生徒から魅力を感じてもらえていない状況なのではないかと思っています。何で魅力を感じてもらえないのかということで、自分が小さい頃を思い出すと、かつてスポーツ王国秋田と言われていたのを支えていたのは、選手はもちろんですが熱い指導者の先生方だったのではないかと思います。今指導者不足が課題として挙げられている中で本気で結果を残

すのであれば、まず指導者の先生を各競技で多く生み出して行って、高校スポーツの魅力を上げて切磋琢磨できる状況を作り、その上で各競技のトップ層を強化していく。そうしていかなければ結果にはつながってこないと思いますし、県全体の競技力向上にもつながらないと思うのですが、こちらは最後に知事の考えをお聞かせください。

知事

最近なかなかみんな忙しくなって、私も県庁の職員時代にスポ少を指導して、相当年休（年次有給休暇）を——全部とってやったことがあります。ただ、なかなか指導層も手薄……。それから県外の私立高校——この場合相当いろいろな優遇措置があり、そちらに行くということ。また、やはり強い学校があればそこに集まるのですが、最近本県でもある特定のスポーツで常連の強豪校が少なくなっていることもあって県外に流れるという風潮があると思います。ですから、そこら辺をどのように——満遍なくやるのか、種目によってある地域の学校はあるものに特化するとか、そういう役割分担ということも必要かという感じはしますが、その面については私は素人ですのでやはり教育委員会と十分に詰めながら。また部活動は日本にしかないのですよね。海外は全部クラブチームです。クラブチームで、指導者層はオリンピック選手が公務員としているところが結構多いのです。ですから日本の独特のパターンですので、今の人口減少あるいは経済的に余裕のない状況からすると、県立高校の限界というものはあるのではないかと思います。

瓜生望委員

以上で終わります。ありがとうございました。

副委員長

以上で瓜生委員の質疑は終了しました。

次に、石川委員の質疑を行います。

石川ひとみ委員

本日の最後です。どうぞよろしく申し上げます。
新プランの賃金水準の向上については、今朝ほどから何名か質問していますので、なるべく重ならない部分で質問したいと思います。

知事は、8月の記者会見で「賃金ベースを何ぼ上げるか目標を作る。」とおっしゃっていました。今回の総括審査の朝からの話ですと、数値目標は掲げずに柔軟にということになってはいますが、そこら辺について。

知事

最低賃金は憲法上の問題ですので、これは知事会では加重平均でまずは1,000円を当面の目標にするということで本県も……。私自身は——県はその権限はありませんが、28円から30円とある程度プラスアルファということで、先ほど話したとお

り地元の企業も賃金のアップが必要であろうという認識が高まっていますので最低賃金はそういう目標であります。やはり先日も労働連合（日本労働組合総連合会秋田県連合会）と話をしたとき経営者側とも話をしましたが、賃金のベースそのものは職種や年齢によって違うし、これを固定することは両方からやはり相当逆効果もあると。連合からいうと、この年代でこのくらいという、それ以上出したところはもうこれでいいと、また出せないところは逆に言えば駄目だという企業の判定が——それは行政がそこまではということ。ただ今一番なのは、出せるところがなかなか出していないということからすると——やはり全国的に賃金の高いところは県外資本が多いのです。そういうことからすると企業誘致——この誘致企業の賃金がある程度浸透してくると、その地域は上がります。ただ問題は、取り残される企業もあります。それをどのように——これ全部救うことはできません。ただ、企業努力をすることでいろいろな手を差し伸べますが、やはりある程度の競争の原理を入れていくことが必要で、あとは非常に——私また問題発言でしょうが——賃金の場合、経営者よりも勤労者を向いた施策をベースにすることの必要性が非常に多いと思います。商工団体の経営者側との接点はいっぱいありますが、労働側との接点が意外と少ないです。そういうことで、私も連合などとは従前から相当いろいろな情報交換あるいは意見聴取をしていますので、そこら辺を中心に両方のバランスをうまくとってその中でいい競争をしてもらう。それで様々な県の施策をそこに当てはめていくということが必要だと思っています。

石川ひとみ委員

今知事になる語っていただきました。そこに尽きると思うのです。重なると思いますが、今回の新プランには東京都との賃金の比較が載っています。こういった歴然とした格差があるのを縮めることが主流——しっかりしておくのか、あるいは例えば1,000円でも2,000円でも賃金が上がることに力を注いでいくのか。この新プランでは賃金水準の向上と一くくりにはしていますが、どこを目指していかれるのでしょうか。

知事

やはりこれは昔から、小畑さん（元秋田県知事の小畑勇二郎氏）の時代から県民所得の向上が県の目標の第一番です。県民所得の向上が賃金の結果ですので、東京というよりもまず全国レベル——やはり全国の平均値が一定の、当面の目標となるということではないかと思っています。

石川ひとみ委員

今も話がありました県民所得、新プランには4年間で15万円ほど向上させるというシナリオをいろ

いろと掲げていらっしゃいます。委員会でも質問させていただいたのですが、新プランの中に2019年食料品製造業の製造品出荷額等が載っていて、東北6県では宮城県が断トツの6,579億円、我が県が最下位の6位で1,118億円、5位の福島県で3,127億円、この5位と6位の差が2,000億円ほどあります。ここを例えばこの4年間で300億円でも500億円でも縮めるといったことも一つ力点を置くこととして大事なことはないかと思うのですがいかがでしょうか。

産業労働部長

本県の食品製造業の出荷額は今御指摘のとおりですが、低い要因としては小規模事業者が多いこと、また米以外の加工原料が他県と比べて少ないといったことが挙げられると思います。ただ、最近ではこうした状況を踏まえ、フリーズドライやパック米飯といった新しい技術を導入したり、新分野にチャレンジすることで事業規模の拡大を図っている事業者も出てきています。こうした事業者に対して一体的な支援を行いながら、さらなる設置を図ってまいりたいと。また、園芸メガ団地の整備により拡大した枝豆あるいはニンニク等を使った加工品の開発等への支援も進めていますので、こうした取組を積み重ねることで食品製造業の生産拡大につなげてまいりたいと考えています。

石川ひとみ委員

食品製造業に力を入れるということで、例えば先ほど言ったように300億円、500億円を目指すとなると、そこでまた雇用も生まれるし県民所得にもつながっていくと思うのです。ですから、誘致企業の場合そういったものを探すとか、あるいは県内の関連業者で少しでもそれぞれ売上げをアップする商品を——やはり単価の高い商品をとということにしていけないと、なかなか上がっていかないと思うのです。もう一点、そこにも含めてお願いします。

知事

食品製造業の出荷額が多いところは、実はほとんど水産物なのです。水産の——青森あるいは岩手、宮城、福島と全部相当な水揚げがあります。本県の水揚げは非常に少ないです。農産物も加工品が多いところは米が少ないところ。そういうことからするとやはり米のウエートからある程度米以外の方向へ、畜産物も含めて増やすことが結局原材料の確保となりますので——企業誘致も原材料がないと来ませんので。そういうことからすると、今の複合経営で全県的にある同じ作物を一定程度作るということがあればそれを加工する産業が起きますので、そういう方向性を狙うということ。あと今畜産が大分良くなっていますので、豚——あっちのほうは加工する人が多いですので、あの加工品も今出ていますので、

ああいうところを県も支援してを大きくすることが必要だと思います。

石川ひとみ委員

先ほど最低賃金の話もありました。賃金も上げることはすごく大事で喜ばしいことですが、私は正規雇用、正社員化を訴えている一人で、非正規雇用やパート労働者としてかなり多くの方がいらっしゃるのも現実です。この方たち、とりわけ女性の声をこれまでずっと聞いていると、やはり130万円の壁という扶養控除が必ず問題になります。交通費も入っていますので、今回こういった最低賃金の賃上げとなるとどうしてもそこが頭打ちになり、もっと働きたいにもかかわらず、結局は賃上げにつながらないのではないかということがあります。令和4年度政府要望の要望書の中にもこの項目が入っていました。是非知事にはそこに力を入れていただいて、全国知事会なり——そして任期をかけてこのことの実現——130万円の壁をある程度また上げるか取り払うか、そこに力を入れていただきたいと思うのですがどうでしょうか。

知事

日本とフランスを比べると、フランスも非正規雇用は非常に多いのです。ただ、あそこは完全に正規と非正規が全く同一労働同一賃金ですから、給与は全く変わらないのです。これが日本は法制度上、そうっていないという。また、今おっしゃった控除もそこら辺のちぐはぐがありますので、やはり賃金のベースの向上はそういう抜本的な制度改革も必要ですので、知事会とも連携しながらこれを強く訴えていきたいと思います。

石川ひとみ委員

是非よろしくをお願いします。

次に、イージス・アショアについてお伺いします。長くなってきていましたが、12月23日に説明会をということで、地元勝平のコミセン（秋田市勝平地区コミュニティーセンター）で19時からということですが、コミセンですと21時には終わらないといけない。こういった時間の後ろが決まったところでというのいかなものかと思うのですが、この説明にいらっしゃる方たちは何時に秋田に入られるのですか。

総務部長

防衛省の方が何時にいらっしゃるかは、こちらでは把握していません。

石川ひとみ委員

もし早めにお見えになる予定であれば、もう一回くらい開催できないものかと。やはり数回を要望している方たちもいらっしゃいます。秋田市民と勝平に関しては、秋田市にお任せをとありました。県としては、男鹿や三種のこともありましたので、秋田

市民ばかりでなく県民も大きな関心を持っていましたから、県民向けに説明会をとすることは要望しなかったのでしょうか。

総務部長

私からは、今月2日に東北防衛局から開催に向けた準備を進めていくという連絡を受けた際に、対象者や開催手法について地元の意向を尊重した形で開催することや、経緯の説明と謝罪を丁寧に行うことなど、住民の理解と納得が得られる対応を求めたところでした。

また、複数回の開催と広い会場での実施について、各種団体から要望がありましたので、県から東北防衛局に対してその内容を伝えていきます。主催者である防衛省においては、各種団体からのこうした要望を踏まえ、住民の納得と理解を得られる形での開催を検討していただきたいと思います。

石川ひとみ委員

そうすると、最終的に1回ではない可能性もあるということでしょうか。

総務部長

繰り返しになりますが、我々としては住民の理解と納得あるいは地元の意向といったことを尊重した形で考えていただきたい、開催をしていただきたいと言っていますし、そういったいろいろな各種団体からの要望も伝えていきます。こうしたことを踏まえ、主催者である防衛省において我々の趣旨を踏まえて検討していただきたいし、そうしていただいているのだらうと考えています。

石川ひとみ委員

分かりました。

次に知事にお伺いしたいのですが、私は平成30年の2月議会の総括審査で——この件が前年の暮れにニュースになり、知事は正式な発表がないとか公式には何も決まっていなくて繰り返されていきましたので、私は「ではそうおっしゃるなら非公式には知事の耳に入っているのかと疑いたくなりますけれども。」といった質問をさせていただいたら、知事は「私の耳には全く入っていません。」とおっしゃっていました。しかし、今年の10月に地元紙に事前に話があったような記事が掲載されました。どこら辺をどのように私たちは信じてよろしいのでしょうか。

知事

中身の話は——私が防衛省の方と会ったのは6月です。福田さん（防衛大臣政務官（当時）の福田達夫氏）……。

その前に、前に言ったとおり12月23日に小野寺防衛大臣（防衛大臣（当時）の小野寺五典氏）とたまたま皇居で会ったときに擦れ違いざまに、ほんの数秒ちょっと挨拶した中で小野寺さんからそうい

う話——これはその前に閣議決定していますので、これで正式に決定です。新聞報道はありましたが、私のいないときに副知事に防衛局（東北防衛局）から、そういう話が新聞に出る可能性もあるとの話はあったようです。それ以後全く具体的に話はないのですから、私としては自分でじかに、あるいは間接的にも、内容について防衛省からは全く受けていませんのでそういう発言になったということで。新聞報道でアクションをばんばん起こせばいいですが、逆に新聞報道されたことを防衛省に言っても、閣議決定、予算が決まらない前にこれをやってしまうと完全に国会軽視になりますので、絶対に口は割らないのです。ですから待ちの姿勢しかないという。ただ、小野寺さんから聞いて初めて秋田が本当に決まったのだと思った、これが12月23日です。

石川ひとみ委員

そのときにでも、非公式ですが聞いていましたとおっしゃっていただいたほうが良かったとは思いますが、これはこれで終わります。

それで、今回の説明会をもって一連のことが終わりということになるのか。これまでも質問してきましたが、地元の皆さんは、演習場がある限りまた何かのときにという不安を常に持っています。防衛省としては説明会で終わりということでしょうが、秋田県として後世に向けてこのたびのこの件を検証して、総括しておくことが必要ではないかと思いがいかげんか。

知事

いずれ重要な問題ですので、最初の経緯からこの間に至る経緯、あるいはいろいろな資料はしっかり保存して——後世にも閲覧できるようにまとめて、重要な書類ということで永久保存の書類として残しておく必要があると思います。

石川ひとみ委員

よろしくをお願いします。

次に、サキホコレのブランド化戦略についてお伺いします。先行販売は戦略としてどうだったのだろうと思いますが、今朝の渡部委員の質疑でも答弁がありましたように、決して売れ残っているわけではないということで、400トンから450トンのうち3分の1が県民向けで、あとは百貨店や量販店にということだったと思うのですが、県外の方に全然知らないものや食べてもないものを買っていただくというよりは、やはり秋田県民にもう少し販売して、親戚や子供、友人、知人に送っていただくことも一つの案であったのではないかと思いますがいかがでしょうか。

農林水産部長

様々な考え方はあるし県内のほうが盛り上がっていたので、多分県内で売ればあっという間に全部売

れたのかもしれませんが。ただ、飽くまでもこの米は最終的には大体4万トンくらい、高級米市場の1割くらいのシェアはとりたいということで進めています。4万トンくらいという意味は、大体2万トン以上あれば全国津々浦々で売れる量と言われていて、その倍くらいになると本当にあちこちでまなくいろいろな人が手にとれるような数量だろうということでそこを目印にして、ではそのように売っていくためにはどこを主戦場にするのかとなると、やはりどうしても首都圏や関西、中京の辺りになって——県内では米をいっぱい作っているのですが食べるシェアは少ないものですから、飽くまでも将来のマーケットを見据えた先行販売という形でやらせていただいたということです。

石川ひとみ委員

来年の本格デビューに向けての一つの戦略として、現在どのようなことをお考えなのか。

農林水産部長

まずは県内と首都圏を最初の重点販売エリアとして、県内では卸業者からいろいろな意見を聞いて、どのくらいだったら売り切れるだろうというものをまず把握してやっています。それが今回の100トンちょっとだったのですが、思いのほか売れたということもあり、来年はこの結果なりを踏まえて県内の販売をどうするかというのをもう一回よく考えなければいけないと思います。

ただ、サキホコレのこれからの戦略なのですが、今回やってみて、試食販売できないという今のコロナ禍の状況の中でも意外と「秋田の新しい米だから買ってみよう。」という声が結構あったということは、秋田の米に対する信用力というか、そこがやはりベースとしてあるのだと実感したところです。

一方で、売っている方々からの多くの意見が、CMがないから分からないということです。ただ、今の400トンでしか売らないのにCMを打ったところでどこでも買えないというクレームが来るので、そこはあえてやらなかったのですが……。だからCMとかそういうキャッチーなことをやっていくことがまず1つ。

あと、ファミリー層からは2キロは逆に割高だから5キロとか10キロが欲しいとか、無洗米が欲しいという声意外と多かったので、そういう意味では商品のバリエーションをもっと増やして、そのエリアによってファミリー層が多いところとそうではないところがありますので、そこはめり張りを付けた量目なり品ぞろえで売っていかなければいけないということが1つ。

あとは午前中に言いましたが、やはりこの米はみんな育てていってもらわなければいけない米なので、産地、バイヤー、卸業者の意識の共有——育て

ていくということをベースにした形で、まずは取り組んでいきたいと思います。

石川ひとみ委員

最後に、あきたこまちからサキホコレまではかなりの年数がありました。ちょっと気が早いのですが、サキホコレに続く次の何かを考えているものでしょうか。他県ではやはり数年といいますか、短い期間でどんどん出してきているので。

農林水産部長

畜産は1年1産で頑張っているのですが、米の品種を1年1産でやられるとなかなかつらいものがあり、あまりころころ変えるとかえって定まらないということもあります。うちの県の場合はあきたこまちがどんと真ん中であって、いろいろな市場をとっていくためにちょっと高いもののサキホコレ、というラインナップを考えてやっていたので、マーケット的にはまず一通りいろいろなお題には応えられる品種のラインナップがそろったと思っています。

ただ、これからの課題として考えると、温暖化はどうしても避けて通れない問題です。あと、担い手が不足してくると、1人の人間がこなす面積を多くしなければいけないという問題に早晚突き当たると思います。そうなってきたときのことを考えると、温暖化という——暑いのに耐えられる品種であって、しかも9月の中旬くらいに早くから稲刈りできるような品種は今後の備えとしてなければいけないと思って、今そこら辺の研究育種は試験場でやっているところですが、まだちょっと海のものとも山のものともつかないという状態です。方向性としてはそういう考え方です。

石川ひとみ委員

ありがとうございます。終わります。

副委員長

以上で石川委員の質疑は終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日午前10時に委員会を開き、引き続き総括審査を行います。

散会します。

午後 3時30分 散会

令和3年12月17日（金曜日）

本日の会議案件

本日の会議案件

1 議案第193号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（総括審査）

2 議案第194号

令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第1号）
（総括審査）

3 議案第195号

令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
（総括審査）

4 議案第196号

令和3年度秋田県電気事業会計補正予算（第1号）
（総括審査）

5 議案第197号

令和3年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
（総括審査）

6 議案第198号

令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算（第2号）
（総括審査）

7 議案第222号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第8号）
（総括審査）

本日の出席状況

出席委員

委員長	原 幸子
副委員長	三浦茂人
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	川口 一
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
委員	佐藤賢一郎
委員	加藤 鈺一
委員	近藤健一郎
委員	工藤嘉範
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	佐藤信喜
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太

委員	鈴木真実
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷 達
委員	宇佐見康人
委員	島田 薫
委員	瓜生 望
委員	高橋 豪
委員	土谷勝悦
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	東海林 洋
委員	佐藤正一郎
委員	吉方清彦
委員	鳥井 修
委員	石田 寛
委員	小原正晃
委員	薄井 司
委員	石川ひとみ
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	小野一彦
委員	鈴木洋一

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	佐藤宏生
議会事務局議事課	山崎裕介
議会事務局政務調査課	安杖千佳子

会議の概要

午前 9時59分 開議

出席委員

委員長	原 幸子
副委員長	三浦茂人
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	川口 一
委員	柴田正敏
委員	小松隆明
委員	佐藤賢一郎
委員	加藤 鈺一
委員	近藤健一郎
委員	工藤嘉範
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩

委員	今川雄策
委員	佐藤信喜
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	土谷勝悦
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	東海林洋
委員	佐藤正一郎
委員	吉方清彦
委員	鳥井修
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	石川ひとみ
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	小野一彦
委員	鈴木洋一

説明者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ
教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)広報監	土田元裕
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治
会計管理者(兼)出納局長	奈良聡
議会事務局長	千葉雅也

人事委員会事務局長 真壁善男
労働委員会事務局長 岡崎佳治

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。昨日に引き続き総括審査を行います。

それでは質疑を行います。初めに宇佐見委員の質疑を行います。

宇佐見康人委員

おはようございます。初めてのトップバッターです。よろしくをお願いします。

私からは、まずは秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例素案についてお伺いします。有識者会議の概要なども読ませていただきました。あとは、過去の委員会などのやり取りなども振り返りまして、条例制定に向けた問題点や課題点の整理ができればと思っています。

まずは、有識者会議の概要を読ませていただいて1点気になったこととして、今回差別の禁止とはつきり明記されているのですが、まずは今後の議論でも重要になってくることとして、県が考えている差別についてお伺いしたいと思います。その差別の範囲——例えば無意識や無理解による差別といったものも含んでの差別の禁止なのかお聞かせください。

理事

今回の条例は、目的そのものは県民一人一人が互いに個性、多様な文化、様々な価値観を受け入れ、互いに支え合うことによって安心して暮らすことができ、かつ持続的に発展できる社会の実現を目指しています。こうした社会づくりに向けて、全ての県民の方々が差別の解消を図りながら一人一人の個性を尊重し合い、良好かつ平穏な生活が確保され、地域社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参画できる権利を尊重されることが必要だと捉えています。そのため、基本条例における差別の禁止の趣旨は罰則を目的とするものではなく、行動規範や理念として差別をしてはならないということを訴え、県民理解を促進することで、先ほどおっしゃったような無意識の思い込みや理解不足による差別を解消することを主な目的の一つとしています。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。文言としては差別の禁止と書いていますが、趣旨としては理解の促進というところに重きを置いていくということでしょうか。

理事

そのとおりです。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。近年ルッキズムだとか、あとはマイクロアグレッション——ルッキズムとい

うのは外見に基づく差別だとか——マイクロアグレッションというのは先ほど言った無意識の差別だとか偏見、無理解の差別といったものが、一部の人たちからは非常に注目されており。差別とは、基本的には受け手がどう感じるかということと、個人間の関係でいけば当事者間の関係性が非常に重要になってくると思います。ルッキズムの考えでいくと、例えば秋田美人という表現も容姿に対するものであり、秋田美人という表現に対して一部の人はこれは差別だという方もいますし、マイクロアグレッションの考えでいくと、秋田美人というのは外見ではなく内面のことを言っているのだと説明したとしても、それ自体がもう差別や偏見だと言う人も中にはいます。差別というのは非常に幅が広いですし、個人的には問題の整理がまだまだできていないと思っています。先ほど、差別の禁止とは書いているけれども理解の促進だという答弁がありました。私は、差別をなくしていくことは全ての県民がやっていかなければいけないことですし、100年前にフランスのパリで人権を重んじようとして世界で初めて提案したのも日本人です（第1次世界大戦後のパリ講和会議国際連盟規約委員会において、日本は連盟規約に人種差別撤廃を盛り込むことを提案した）。私たちが差別をなくしていくことに重きを置いていくというのは分かるのですが、今回の条例の中で禁止と明記するのではなく、理解の促進をもっと強くやっていくべきかと思うのですが、そこに関して考えをお聞かせください。

理事

禁止ということではなく理解の促進——正にそこは運用だと思っていて、今回これに関する指針などをきちんとまとめたものを次回の有識者会議の中で提案しようと思っています。本来のこの条例の真の目的というものをそういう形で皆様に理解していただくとともに、それを条例が出来た後も様々な形で広報や啓発、教育を通して、この条例の本来の目的というものを県民の方に理解していただくことで、その目的は果たせるものと理解しています。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。是非有識者会議の中でも——先ほど有識者会議にも言及されたので、有識者会議の中身の話もさせていただきたいと思います。先ほど資料を読ませていただいたと話しましたが、今回の条例の中でハラスメントについても啓発などをやっていくとしていますが、その会議の中でパワハラやモラハラ（モラルハラスメント。倫理や道徳に反する精神的な暴力や、言葉や態度による嫌がらせのこと。）、カスタマーハラスメント（顧客や取引先からの悪質なクレームや不当な要求のこと。）などが主に取り上げられていました。今後条例化し

ていく中で具体的を例示していくという答弁が過去にあったのですが、県としてハラスメントに関してこの3つ以外でどのようなものを想定しているのでしょうか。

理事

今具体的にパワハラやセクハラという話がありましたが、現在もハラスメントに対して具体的にどうしているのかをアンケートやいろいろな会議、そしていろいろな方々とお会いして現状をお伺いしているところです。

また、ハラスメントは時代によって発想すること、感じるものが変わってくると思いますので固定的ではなく、それぞれの時代時代に応じて発生したものを追加しながら、全てにおいてのハラスメントと総称されるものを正しく認識するという発信の仕方をしていきたいと考えています。

宇佐見康人委員

冒頭でもマイクロアグレッションという考えがあつてうんぬんかんぬんというやり取りをさせていただいたのですが、例えば今厚労省（厚生労働省）や労働局（秋田労働局）でハラスメントの上位にあり対策として結構重要視しているのが、マタハラ（マタニティーハラスメント。妊娠や出産、育児に関して、働く女性が職場の上司や同僚から精神的・肉体的な嫌がらせをされたり、育児休業などの利用申請を理由に企業から解雇や雇止めなどの不当な扱いを受けたりすること。）や育児ハラスメント、介護ハラスメントというのが挙げられています。マイクロアグレッションの考えでいくと、今回の有識者会議で取り上げられなかったことすら差別、偏見を持たれているという考えを持っている人もいます。本当に差別と——何かこういうやり取りをしていて感じるのは、非常に生きづらいというか、これを制定することで不用意というか、軽々な発言もできなく——してはいけないのですが、分からないことに積極的に関わらないようにしようと思ってしまう人も出てくると非常に危惧しています。禁止としっかりと書いてしまうと、自分が理解できないことに対して積極的に関わらないという新たな分断なども可能性としてはあると思うのですが、そこら辺への対応や認識をお聞かせください。

理事

今話にあったマタハラ等妊娠や介護に関わるハラスメントは、今まで有識者会議をやっている中で具体的な意見は出ていませんが、アンケートでは少数ではありますが頂いています。ですから、今それについて更に具体的な情報を集めていまして、第3回の有識者会議では指針の中に盛り込んでいこうと思っていますし、先ほど申し上げた今認識していないハラスメントもこれからいろいろ出てくると思

いますので、そういうものは柔軟に入れることによって、先ほど申し上げたように県民の皆さん一人一人が暮らしやすい社会を目指していく、その方針に沿った対応をしていきたいと思っています。

宇佐見康人委員

もう一点、障害者差別解消法では障害児者への合理的な配慮が努力義務となっています。条例を制定することで、具体的にそういった施設の整備や合理的な配慮を明確にしていく必要があると思っていますが、学校などの教育機関などでの今後の対応などをお聞かせください。

教育長

現在も、特別支援の必要な児童生徒については本人や保護者の要望や話を聞きながら、具体的な状況でどういった合理的な配慮が必要かという辺りについて、学校ではもう既に対応していると認識していますし、我々からも学校にその辺は丁寧にやるよという指導をしています。また、県教委では平成28年に合理的配慮の例を記載した対応要領を作成してありまして、そちらを学校に配付して周知しながらやっています。

いずれにしても、特別支援の必要な生徒への合理的配慮は非常に重要なことですので、様々な会議等を通してそういった合理的配慮の理解の啓発を進めてまいりたいと思っています。

宇佐見康人委員

この項の最後に知事にお伺いします。

先ほども陶山理事と禁止という書き方に対してやり取りをさせていただいたのですが、個人的には、条例に禁止と明記されている以上は分からないこと、自分がもしかしたら理解が及ばないことに対しては積極的に関わらないようになってしまうのが人間の心理だと思います。LGBT（様々な性的マイノリティのうち代表的なレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）の4つの頭文字をとった総称のこと。）に関する法律の整備でも、自民党案は飽くまでも理解の増進をしていくところに重きを置いています。今後まだまだこういった問題——ハラスメントの問題もそうですし、何が差別、何が区別なのかということもまだまだ整理されていない中で、今後明らかに禁止と明記するのではなく、理解の増進をしていく、理解を深めていくということで進めていったほうが良いと私は思うのですが、そこら辺の考えをお聞かせください。

知事

表題には禁止とはなっていませんが、中の条文の表現の仕方であると思います。ただ、理解というだけで済むものと、明らかにほとんどの方が社会通念

としてこれは駄目だということもありますので、そこら辺の区別をどのようにするかということで、禁止ということでもなくりにするのか、禁止というものと理解というものをうまく組み合わせて全体像をある程度あまりぎすぎすしたものでないような条文にするのか、これは十分に検討の余地があると思います。

宇佐見康人委員

よろしくをお願いします。

次に、新スタジアムについてお伺いします。先日の秋田市議会の一般質問で穂積市長から、新スタジアム整備構想策定協議会の報告や、県、市の調査研究報告の意見を踏まえ、県、市の財政状況も勘案し、行政支援により民間主導で整備することで知事と合意したとの発言があったとの報道がありました。まず、実際にそのような合意があったのかお聞かせください。

知事

合意というよりも、市長も私も地方自治体の、行政の執行者です。当然地方自治法に基づく一般行政通則を原点として物事を行うということからすると、例えば体育館や陸上競技場などと違って、だんだんJリーグの使用基準が完全に——それが全面的に通用になるかどうかは別にして、使用の制約、活用の制約が非常に多いと。そうすると、一般行政通則からすると公の施設になり得るかどうか。そうでなければ、公の施設になり得ないものを行政が運営する、造るとするのは地方財政法に違反する行為です。そういうことから、山形県では株式会社を作って完全に民間主導でという……。また既にスタジアムを造っていてそこが本拠地になっているところは、七、八割が民間からの寄附で賄われてやっているということからすると、全面的に行政がこれを負担するということは……。当然公の施設でなければ起債もできませんので、やはりそういうことからすると、民間が主導しながら県、市がこれをバックアップするという共通の理解というか……。そこから合意という言葉が出てきたのではないかと思います。

宇佐見康人委員

飽くまで民間が主導して今後スタジアムを整備していくということに対して、県も市もバックアップはしていきますという合意という認識でよろしいでしょうか。

知事

バックアップはできます。造るのは場合によっては——行政通則からすると、公の施設にならないとすると造ることはできませんので、バックアップはできます。

宇佐見康人委員

今回、当初新サッカースタジアムと通告されてい

たのですが、あえて新スタジアムとさせていただきます。その理由はJリーグが——ブラウブリッツ秋田が起点となってこの新スタジアムの建設の話が進んでいますが、飽くまでもブラウブリッツ秋田も使える新スタジアムの整備だと思っています。ただ、財政状況も勘案すると、民間の力も活用していかなければいけないと。その中でどうやって機運を高めていくのか、前向きに県民、市民が建設に向けて動き出せるのかが今後非常に重要になってくると思います。そういった意味で、県も市もどうやったら前向きにバックアップできるのか、知事としての考えがあればお聞かせください。

知事

これはJリーグが——野球やプロ野球などはそういう自治体に対する球場の基準というのは全くないのです。例えばバスケットボールの場合は、まず年間二十何日だけは試合で貸す、あとは自由に使えると。ところが、芝の養生ということからすると現実的にはサッカー以外にほとんど使えない。またその養生からすると、ふだんいろいろな一般的な活用が非常に制限——どうもそういうリーグの考えということで、非常に制限されるとするとこれをどのように処理をするかということ、やはり民間主導で行政が支援すると。法的にそのようになってしまうのです。

委員長

以上で宇佐見委員の質疑は終了しました。

次に、鈴木真実委員の質疑を行います。

鈴木真実委員

では、早速新プランと出産支援についてお伺いします。

平成21年の知事1期目の最初の年でしたが、一般質問のときに、知事は最初に県政に関してタブーに踏み込んでとの強い意思表示をしています。当時の県のトップリーダーとして、私はすごく力強く思い感激しましたが、そのときの思いと今の知事の思いをちょっと教えてください。

知事

タブーというか、結構いろいろなことで物議を醸し出すような——これはいつもやっていますが。ただやはり時代の変化によって触れてはならない、あるいはそういう考え方が必ずしも通らないものもありますので、これは時代によってタブーの内容も当然違ってくるのかと。

鈴木真実委員

早速翌年、個人の考えを重視され、民間でのなりわいとも競合する結婚支援センター（あきた結婚支援センター）という分野において、少子化対策のため、人口減少を食い止めるため、すぐまたタブーに踏み込んで一生懸命やりました。そのとき鮮やかだったのですが、それを行ったことと現在の評価——

私はそれがなければ今はもっと出生数や社会減が多かったと思いますが、知事いかがでしょうか。

知事

少なくとも結婚支援センターの実績も一定程度ありますので、あれがなければその分がゼロということではないでしょうし、当然マイナス傾向は全体的にあります。マイナス傾向に幾らかでも、少し歯止めを掛けたことは確かだと思います。

鈴木真実委員

そして強烈だったのが、「米が秋田を駄目にした。」というあの発言です。私は、知事が記者会見で発言したときすぐ同じ部屋にいまして、椅子からずり落ちそうになりました。県民や農業者、マスコミ、企業が何と言うかともう大変だったのですが、最後にしてやられたと思いました。農業総産出額を伸ばすという目的があってアドバルーンを上げたものと思いますが、あのときの知事の思いはどういうものであられたか教えてください。

知事

私はあまり感情論は……。結構感情的には話しますが、頭の中はコンピューターの状態で言います。ですからあれも、当然様々な統計数値を分析した結果あれが出てきているとありましたが、後で理解を得たことで今農業の複合化が進んでいると思っています。

鈴木真実委員

私はそういう在り方の知事がすごくたくましく感じるのですが——今回の新プランにおいて、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）によると2065年には人口が36万人になると。しかしそれを食い止めるためにあらゆる新プランの施策を総動員しながら、目指すべき総人口を50万人台にしたいという思いを今回のプランで描いています。そうであれば、昨日杉本委員といろいろとやり取りした中で、あらゆる施策を総動員しながら36万人を50万人にすることも大変なときに——昨日知事から将来のことについて、もう20年後、40年後に秋田県はあるのかどうかも分からないとか、将来に向かってここ数年どういう施策を展開していくのかすごく大事だということを言われて——やはりモニタリング指標についても知事からはこのようにしたいというのが出てこなかったのですが……。要は、私たちは成果指標を求めているのですが、その点について知事いかがでしょうか。

知事

飽くまでも社人研等のデータは我々の将来の姿——このようにある一定の前提条件を置けばこのようになるであろうという推計値です。そういう中で、全国的に今の多様性——差別もかなりありますが、個人の自由度——今結婚しない方が半分だと。これ

は先進国の文明だという見方もあります。また、出生数等がある程度厳密に規定することは、ある年代の方にそれで子供を産んでくれと……。これそのものが様々な差別という——全国的に沖縄県などはこれは完全に差別ということをやめると。ほかの県も今そういう数値は出さない状況が大変多いと。いずれそうした結果を良くするための途中の施策、あるいは様々な施策そのものの目標はしっかり捉えるという方向になっていますので、そこら辺は時代の変化ということで、別に熱意がなくなったということではないですが。昨日言ったとおり、どうしても女性の婚姻率は高いけれども男性が低いということは、県内に女性の定着が非常に少ないと。そうすると女性の定着が少ないときに幾ら出生数を上げて、これは無理なのです。むしろ女性の定着率のほうに目を向けるような施策の方向が必要だという全体的な時代の変化を踏まえながら、今回のプランもちょっと前の前のプランとは別の、今一番の主流のそうした流れをくみながら、ある程度数値目標も様々に作っています。そういうことから、前のプランよりはモニタリング指標も入れれば成果指標はもっと多くなっているのです。個別に相当細かく数値目標を作っていますので。例えば3期プランでは代表指標が62で、新プランでは176あるのです。そうすると、今言ったとおり個別の施策ごとに途中で相当細かく検証していくことになりますので、相当実効性が担保されると思っています。

鈴木真実委員

昨日企画振興部長も指標は185から217に上がるという話をされたのですが、私はその中でも是非やはり成果指標をやってもらいたいもの——例えば3期目からの継続性や、分析した上での継続性を考える上でも、その線上にあるべきものとして婚姻数、出生数、健康寿命、社会増減などはやっていたきたいと私は切に望みます。自由度を求めるこれからの多様な世の中であっても、強制ではなくやはり県として、行政としてどのようにその数値や成果を明らかにしていくのかについてはどのように考えているのでしょうか。

企画振興部長

委員のおっしゃるとおり、成果指標は行政の施策の効果を測るということで大変大事だと考えています。そうした意味合いもあって、先ほど代表指標の数は3期プランでは62で、成果業績指標として施策の効果を測る指標は123ということで、合わせて185でした。そのうち業績指標はどうしても実施した取組量を量るということで、施策が県民や社会に及ぼした効果となるとそこはやはり成果指標だろうということで、成果指標の数を176と増やしたところです。

今委員がおっしゃられた出生数は、他県の状況を見ると、今総合計画や地方版総合戦略を作っている全都道府県のうち4県が目標値を掲げていますが、各年度ごとの目標値は定めていないという状況になっています。また、婚姻件数についても更に少なく2県になっています。そうした中であって、3期プランから新プランへの継続性は、もちろん我々も大切に考えていますが、それについて年度ごとに目標値を設定していく、定めていくというのは、やはり社会経済情勢といった外的な要因に大きく影響される部分もありますし、個人の価値観といったものにも影響を与えかねないということで、今回は定めないと考えを整理したところです。

鈴木真実委員

先ほど知事からも、今回の新プラン——やはり若い女性をどう増やしていくかが結構前面に打ち出されてきていました。それをすごく感じますが、その部分について、出産支援ということでお伺いします。鈴木健太議員からAMH検査法（卵巣の中に卵子がどのくらい残っているかを調べるアンチミュラーアンホルモン検査（卵巣予備能検査）法のこと。）という提案がありました。それについてどのように考えているか教えてください。

あきた未来創造部長

今委員から話があったAMH検査は、特定の不妊治療で妊娠可能な時期を想定し、治療計画を作成する場合の目安として活用している検査ですが、不妊治療を目的としない場合でも自身の状態を知ることができるため、早期治療に結びつける一つのきっかけになるものと、期待できるものと考えています。

鈴木真実委員

他県ではどのようにやっているか分かりますか。

あきた未来創造部長

確認した範囲では、福岡市で30歳の女性にクーポン券を発行して受診を促すという取組をしていると把握しています。

鈴木真実委員

私も確認しましたが、1万人を対象にやっているそうです。500円の負担でできると。その人たちは女性特有の病気やライフプランを考えるきっかけづくりの健康診断としても取り扱っているということなのですが、この導入についてのお考えはありますか。

あきた未来創造部長

その後、不妊治療と仕事の両立をサポートする事業を行っているNPO法人の代表などから話を聞いています。この検査は先ほど言ったように、早期治療に結びつける一つのきっかけになるという期待はあるのですが、検査の有効性、効果、直接妊娠率が分かるものではないと。妊活時期の目安にはなるの

だが、妊娠率そのものが分かるものではないという効果の面……。それから先ほど申しましたように福岡市は30歳の女性を対象にしていますが、もっと早い時期がいいのではないかという専門家の意見もあったり、それをやることによって行動の変容がどの程度あるのかということについてのデータがまだ不十分ですので、まずそういった関連データの蓄積が必要なかと思えます。ですので、その関係団体や専門家、それから他県の事例などにいろいろな調査をして、今後どうするかを研究していきたいなどと思っています。

年齢とともにそういう妊娠率、出産率といいますか——そういったものが低下する傾向にあるといった啓もう自体は非常に重要だと思っていて、これまでも高校生を対象にした副読本でも、不妊治療における年齢別の出産率と流産率といったグラフも掲載しながら、知識を正しく伝えることにしています。今は高校生ですが、更に来年以降は中学生にもそういったデータを提供する方向で検討中でして、今後もうこうしたことはできるだけ若い段階から正しい知識を伝えていく取組をしていきたいと思っています。

鈴木真実委員

副読本やリーフレットなどをずっとやってきても何も変わらないこの状況で、私は新たな一手を提案したいと思いますが、知事いかがでしょうか。

知事

最近の学説あるいは様々な流れからすると、結婚しないのも子供を産まないことも一つの権利だということで、人口減そのものをこれをどうするかという議論自体が今時代に非常にそぐわないという観点もあります。それで最後に日本がなくなるかということ、そうでもないという……。ですから政策そのものがこういうものにどのようにリンクするか、今非常に難しいです。男女の出会いが多ければ婚姻率は上がりますので、いずれこういうものの検査も今のところ医師会からどうこうという意見はありませんので、そうした医師会やそうした知見を踏まえながら……。効果があるとすれば導入しますがまだそこまでの知見というか、医師会との協議もありませんので、今後はこういうことについても十分に研究のテーマとしても捉えていきたいと思っています。

鈴木真実委員

本当に大変な4年間だと思っていますので、少しでも早くいろいろなことをしていただきたいというのが私の願いです。不妊に悩んでいる方もたくさんいる状況ですので、お願いします。

続きまして、食品衛生法の改正と秋田の伝統食の継承について、部長は食品衛生法の改正で許可制が出来たのはいつ頃知りましたか。

生活環境部長

法律の公布自体が平成30年6月13日でしたので、そのときには営業許可制度の見直しが進められることは把握していました。

鈴木真実委員

食品衛生法施行条例のパブリックコメントをやりましたが、そのときに何件ありましたか。

生活環境部長

パブコメは4通で、件数としては13件の内容でした。

鈴木真実委員

その中で漬物に関する伝統食の関係を心配する声があったと思いますが、把握していますか。

生活環境部長

おっしゃるとおり、伝統食について心配する御意見も頂いています。

鈴木真実委員

今盛んに6月議会、9月議会、この議会と委員の皆さんから意見があると思うのですが——察知できた事態ではないかと思うのですが——それについて改正だから仕方がないではなくて、県としてどのように対応してきたか教えてください。

生活環境部長

法改正がありまして、国で政令や省令などが制定され、その内容が明らかになったのが令和元年12月でした。それに対しては、それ以前にやはり食品関係で死亡事故等も発生していましたので、基本的にはそういったものを防止するものとして、我々としてはその改正自体はやむを得ないものと捉えていました。

鈴木真実委員

秋田県内での死亡事故とか、あったものですか。

生活環境部長

県内ではありません。

鈴木真実委員

ずっと言っているとおり、漬物、伝統食、それから新プランの75ページでも「本日あきた発酵中」など、本当に食の伝統文化を守らなければいけないということで、いろいろな県内の物産振興や様々な秋田県の食として、いぶりがっこやハタハタのすしなど、そういうことをずっと言っているのに……。何か厚労省との掛け合いみたいな、秋田県としての考えを伝えるなど積極的な働きかけをされたものでしょうか。

知事

かつてボツリヌス菌でハタハタ寿司——大量の死亡事故があるのです。あと今は例えばいぶりがっこ——ああいうものも完全に——それで死亡事故ではないけれども、必ずしも清潔ではないものもありますので、そこは県民の命を守るということからすると、人に売るものは一応法律で縛るのがこれからの

——それがないとどこも扱ってくれないのです。今もいぶりがっこ——東京のデパートで売るには完全に——相当厳しい検査があって、それに合格しないと売れないのです。ですから、もし県がこれに逆らってこれをやめると、本当に売れなくなるのです。きちんと法律に従ったものほど売りやすいということで、当然法律の施行令が出てから124回説明会をやっています。相手の人数は3,400人です。ですから、既に説明していますので……。これまでもやっていて、今年もやっていますので、令和2年度では117回、3,122人にやっています。ですから、これに従うという風潮がなければ、うちの県産品の食品については信用が落ちるということで、やはりこの流れに乗っていくのが普通だと思います。

鈴木真実委員

法やHACCP（食の安全を脅かす様々な危害要因を除去または低減するための、衛生管理手法のこと。）の関係で、私も十分壁は高いというのは分かっていますが、例えばどぶろくなどは地方創生による規制緩和で特区制度もあったのですが、そういう検討はされたのかどうかお伺いします。

生活環境部長

おっしゃるとおり、特区制度といったものはあるのですが、例えば法改正が産業振興などを目的にしたものであれば、それに対してこういう手法もあるとかいろいろと御意見を申し上げることはあるかと思うのですが、今回の改正は先ほど知事からも説明がありましたように、飽くまでも生命、身体を守るために衛生基準を定めるものですので、それに対して緩和する方向での意見はなかなか申し上げにくいと思っています。

鈴木真実委員

では、それは何も言っていないわけですね。

生活環境部長

反対の立場からの意見は、申し上げてはいません。

鈴木真実委員

例えば五城目の朝市や産直の店、それから道の駅の母さん方の一つ一つの手料理というのですか、ああいうものは心を込めた結晶だと私は思っています。女性の起業家の第一歩だったと思うのです。地域の活性化に尽くしてきた、そういう人々を本当に何とかできないものか、高齢化に伴って施設整備もできない大変な人たちのところを何とかできないものか。行政として一番立場の弱い人たちを守ることができているかということも大事な指標と考えるような社会や行政であってほしいと思っていますがいかがでしょうか。

生活環境部長

今おっしゃられた意見については、私もその趣旨は非常に分かりますし賛成ですが、そういったこと

もあって法改正そのものはいかんともし難いので、それを受けて、先ほど知事から話があった保健所の説明会等を多数開催して、こちらではどういうやり方をすればより負担が少なくて施設の改修ができるかを丁寧に説明していますし、これからも個別に相談があれば、何も全く新しいものを新たに建てなければ対応できないというものではありませんので、既存の施設を利用してどのようにやったらより経費が掛からないかということも丁寧に説明していきたいと思っています。

鈴木真実委員

是非そういう人たちもいるということを知っていて、やはりそういうところをきちっとフォローしていく、そういう行政であっていただきたいと思っています。

分かっていて言っているのですが、何とか昨日の——いろいろな施設等にも支援するという話もありましたので、それも含めてどうぞよろしくお願いします。

委員長

以上で鈴木真実委員の質疑は終了しました。

次に、鈴木洋一委員の質疑を行います。

鈴木洋一委員

おはようございます。鈴木真実委員の後は鈴木洋一委員ということで、どうぞよろしくお願い致します。今回の質問は少し数字が多いのですが、御容赦いただきたいと思っています。

まず初めに、女性活躍推進についてお伺いします。我が国は御存じのとおり少子化が急激に進んでいますが、そうした我が国において労働力の確保という観点からも、女性活躍の場を増やすことは社会的な課題になっています。

1999年に男女共同参画基本法が施行されて、政府は2003年にこの法律に基づき、2020年までにあらゆる分野において指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度にする、いわゆる202030（にいまるにいまるさんまる）を目標として設定したわけです。ただ、この目標値にしても諸外国から比べればまだまだ非常に低い数値です。既にアメリカではもう指導的地位の40%に女性が就いていますし、スウェーデン、オーストラリア、フランス、ノルウェー、そうした欧米各国は35%を軒並み超えています。特にフィリピンは指導的地位の52.7%を女性が占めているという数字もあります。それはともかくとして。その後2016年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が施行されました。働きたい女性が活躍できる環境の整備が一定規模以上の企業に——事業主に義務づけられたこととなります。企業には女性管理職比率の向上が求められてい

るのですが、目標とされた2020年の女性管理職は全国平均14.8%と目標の30%には程遠い、はるかに及ばないということです。特に大企業の比率が非常に低くなっているわけですがそのような現状を踏まえて、国は2020年の目標を2030年までと、2020年代の早いうちにと目標を後退させたわけですが、そうした現状の中で国内において最も少子化が進む我が県において、女性活躍の推進は他県にも増して求められる政策であろうと思います。今議会でも、あきた未来創造部で咲きほこれ！あきたウーマンパワー応援事業が補正予算として上がっており、これについては総務企画委員会で住谷委員からいろいろと質問や指摘があったりしたわけです。また、新たに策定される新秋田元気創造プランの素案でも、第4章、重点戦略4の中に「女性・若者が活躍できる社会の実現」が挙げられています。知事は女性の活躍について県内の現状をどのように捉えておられるのか、まずお伺いしたい。

知事

一般的にまだ首都圏等と違って、やはり企業においても女性のトップあるいは幹部はなかなか少ないのが現状だと思います。あとは、今一番の問題は県外の大学を出た女性が——男性の場合は大卒でも跡を継ぐ、あるいは自分のうちの商売や勤め先があるという……。高卒の女性も地元には意外といるのです。問題は、いったん県外に出た大学生等の方が戻ってくる職場がない、これが今一番のうちの——女性の活躍の場がないということで、来てもほとんどが官庁、銀行、マスコミ、あとは誘致企業くらいです。ですから、高学歴——今大学進学が進んでいますので、その方々の女性の職場をどのように増やすかとなれば、やはり規模の大きい企業でなければどうしようもないですから、企業誘致、あるいは地元企業のM&A (Mergers and Acquisitionsの略で、企業の合併・買収や資本提携、事業の譲渡などの総称のこと。)による規模の拡大といったところを狙っていかないと、原理的にはなかなか難しいという状況であろうと思います。

鈴木洋一委員

いずれ官民協力し合いながら、できるだけ女性の活躍の場を増やしていくことは絶対必要なことですし、これまでもやってきて、これからも頑張っていかなければならないということだと思います。

第5次男女共同参画推進計画の中で、県内企業の管理職に占める割合を令和7年度に21.5%にまで持っていきたいという目標が掲げられています。現状ではこれは当局から来たのですが、それでも民間は女性の管理職が18.6%くらいを占めているのです。それを21.5%まで持っていくという目

標があるのですが、新プランの素案の中では21.5%ではなく23%まで数字を上げて、もっと高い目標を掲げているのです。これをどのように達成していくのか、その工程というか、それを教えていただければ伺いたいと思います。

理事

私から説明させていただきます。

今回9月から、先ほどおっしゃっていた新しいプランを立てまして、新プランでは23%という高い目標を立てさせていただいています。具体的なやり方としては、女性そのものに対する皆さんの意識改革と、企業の経営者の皆さんの意識を変えていく、この2軸を中心に取り組んでいこうと思っています。女性の意識改革というのは、同じ思い、同じ志を持つ方々のネットワークを秋田で作っていこうと思っ

ていまして、それを通して相互研さんしていくということで——ネットワークの構築をこれも官民一体で図るということで、12月20日、来週月曜日にキックオフをする予定です。それから、企業経営者の理解促進という意味では、秋田県ならではの女性活躍の成功事例を皆さんに情報共有、横連携というか、提供していきたいと思っ

ていまして、それも今までとは少し違ってSNSなどあらゆるチャネルを使って動画等を提供していくという……。ウェブサイトなども提供しながら、好事例、それから女性活躍によるメリットといったものを提供していこうと思っています。それによって、企業の皆様が女性活躍を経営戦略として捉えて、今後もそれを展開していただけるような場を設けようと思っています。

鈴木洋一委員

分かりました。いろいろと方策を考えておられるようであります。是非この目標が達成できるように頑張ってくださいと思います。

次に、県の審議会等における女性の参画状況です。審議会、協議会、いろいろとありまして、全て合わせると100以上にも上るようです。そのうち職種の審議会、例えば医者でなければ駄目だとか、弁護士が必要だといった審議会もあるわけですが、それを除いた70の審議会の女性委員の占める割合が31.8%で、全国で下から7番目です。全ての審議会となると女性の割合が23.6%で、秋田県は全国最下位なのです。徳島県など、ほぼ半数以上を女性が占めているという県もあるわけですが、県もこれまでできるだけ増やそうということで取り組んで

きたわけですが、なかなか目標達成できないでいるようです。この現状をどのように考えて、人材発掘を含めて今後の取組方を伺いたいと思いますが、これは誰でしょうか。審議会関係……。

理事

今話にありました審議会——内閣府で発表している数値は一部の職種、専門性を有するものというのも含めて……。ただ、秋田県ではそこを除いて実態に合わせて数値を把握していますと、目標値40%に対して34.5%——達成率が90%弱というところで、実務的にはきちんと着実に進んでいるとは思っています。ただ、まだまだ先ほどもおっしゃったように202030——やはり一定数、30%くらいの人数がいなくて大きくイノベーションであったりとか化学反応を起こさない。いわゆるクリティカル・マスの黄金の3割（組織内の少数派の人たちも、その構成比率が30%を超えると、もうマイノリティではなくなり組織の意思決定に影響を与えるという理論のこと。）というのは正にそのとおりだと思っておりますので、それに向けて更に県としてもいろいろな形で、この数字を上げるだけではなく、実態としてそこで活躍できるような形で支援をしていきたいと思っております。

鈴木洋一委員

どうもありがとうございました。審議会に多様な意見を反映するといった観点からも、是非これまで以上にそういった女性委員の活用を進めていただきたいと思っております。

それで、県庁自体における取組です。県では、県庁職員の管理職に占める女性の割合を令和7年度までに15%にするという目標を立てていますが、そこに至る過程として、まず県職員の受験動向についてです。最近採用予定人員に対して、男女を問わず受験者の数が非常に減ってきている。かつては8倍、10倍あったのが、今は5倍前後にまで下がってきているという……。もちろん少子化の影響もあって、どこでも人手が足りないのですが、県内の中で一番安定している職場、あるいは県内一のシンクタンクである県庁への応募者がだんだん減っていくことは、人材確保といった面から考えるとちょっと問題だと思うのですが、この辺についてはどのように受け止めて、対応策をどのように考えておられるのか。

人事委員会事務局長

知事部局採用分の最近の受験者数は、10年前と比較すると42%も減少しています。10年前というのはリーマンショックの影響がありまして、民間の雇用情勢が非常に悪かったために公務員人気があったという状況ですが、その影響を差し引いても毎年受験者数が減ってしまっていて……。ただこれは、秋田県だけではなく全国的な状況ということで、総務

省の調査でもそうした結果が出ています。

またその中で、女性の受験者数の割合は大体30%台で推移してしまっていて、多い年は39%という状況です。こうした状況もありますが、受験者確保に向けては多様なPR活動や受験しやすい環境づくりに取り組んでいますし、女性受験者を増やすという意味では、総合パンフレットやウェブサイトにおいて、若手女性職員の活躍ぶりを重点的に紹介したり、あるいはオンライン——最近はオンラインガイダンスになってしまっていますが、そういったことで女性職員の生の声を直接伝える機会を多く設けています。

また、昨年3月に若手職員——これは男性でしたが——日密着という動画をアップしたところ、結構面接でもそれを見ましたという声があつて好評でしたので、今度は若手女性職員版を新たに作成して、女性が県庁で働くイメージを幅広く発信したいと考えています。

鈴木洋一委員

今、女性職員の応募者を増やす方策について説明がありました。この後聞こうと思っていたことを今答えていただいたのですが、いずれにしてもいろいろな方策を講じて、女性に限らず、男女問わず受験者を少しでも増やしていく方策をやはり考えていく必要があると思っております。

今、女性職員の応募者についての話もありましたが、現在の県庁全体での女性職員の比率が21%になっています。これは全国でも最下位レベルでして、香川県は女性職員が43%くらいを占めています。30%未満の自治体は、本県も含めて僅か8団体なのです。今説明がありましたように、最近では女性の採用者も38%、39%になっているようですからいずれはこの比率が上がっていくことにはなりますが、女性管理職を増やすには分母を増やしていかなければ、女性職員全体の数を増やしていかなければ、管理職だけ増えるというのは非常にいびつな組織になってしまうので、そこはこれからも頑張っていかなければならないと思っております。

今、令和3年度で県職員に占める女性管理職の割合が7.7%です。全国で下から3番目で、管理職に就く年代となると大体四十七、八歳から50代ということになるのでしょうか、その女性職員の数が十一、二%です。その数字はかなり低いのですが、それでもその中で7.7%ですから、いかに低い比率かということになるわけですので、この現状をどのように考え、その原因はどこにあるのかと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

総務部長

原因としていろいろあると思っておりますが、やはり自分自身のキャリアイメージというか、このようにして将来自分がなっていくのだというイメージがなか

なか湧きにくいことも1つ大きいと思っています。ですので、我々としては40代の職員の方を対象にキャリアデザイン研修といったことをやって、目指すべき姿やキャリアをイメージできるように、こういった研修をやっています。実際にやってみますと、県庁内の様々な部署で活躍している女性がたくさんいて非常にいい刺激になったとか、自分自身を知り、今後の働き方や暮らし方について見直すいい機会になったとか、そういうモチベーションの底上げにもつながっていると思っています。

さらにこうした取組に加えて、今年度からは所属する上司とは別に、先輩職員が後輩職員をサポートするメンター制度といったものを構築したいと思っていて、まずは陶山理事が今の本庁課長級以上の女性職員を対象に1対1の個別面談をしていただき、管理職の仕事のやりがいや魅力、キャリアアップの動機づけとモチベーションの向上に取り組んでいただいています。将来的には、今陶山理事に面談していただいている現在の女性管理職自身が後輩職員のメンターになって、様々な不安とかイメージが湧かないとか、仕事と家庭の両立といったいろいろな悩みがあると思うのですが、そういったことを今度は後輩に教えていくという流れをしっかりと作っていけば、キャリアがイメージできますし、不安についても相談できる仕組みになっていくと思いますので、こうした制度をしっかりと作って、継続的、計画的に女性職員の育成を進めていきたいと思っています。

鈴木洋一委員

分かりました。令和7年の目標15%、これ今の状況で達成可能ですか。

総務部長

達成可能だと思っています。

鈴木洋一委員

そうかな、大丈夫かな。

総務部長

まず、そもそも50代、40代、30代、20代となっていく中で、基本的には若い世代のほうが女性職員の割合が多いのです。ですから、先ほど11%という話がありましたが、4年後は16%以上になるので、例えば48歳以上で割合をとったときに11%が16%になります。必ずしも年齢というわけではないですが、女性職員の割合は若い人が多いものですからどんどん増えていくというのは確実なので、まずそういう母数的には女性職員も多いですし、あとは皆さんが本当に——数も大事ですが、一人一人がやりがいを持って能力を発揮できる環境を作っていくことがやはり一番大事かと。そういう先輩の後ろ姿を見て、私もやりたい、やってみよう、そういうモチベーションが上がっていくという、そ

こも結構大事だと思っていますので、何とかそういうメンター制度や各種研修を通じて、15%を達成したいと思っています。

鈴木洋一委員

原因はいろいろあると思うのですが、先ほど陶山理事が言われたように、女性職員の意識の問題、もちろん男性職員の意識の問題もあるでしょうし、あるいは女性は仕事と家庭の両立が難しいといった昔風な考え方というか、いわゆる潜在的なジェンダーバイアスというのか、そういうこともあると思うのですが、いずれいろいろな方策を講じてそうした原因をできるだけ取り除いていって、女性に大いに活用していただきたいと思います。

知事、将来的にはどの辺まで女性の管理職を高めようと。

知事

今ちょっと私一番——その前に先ほどの全国の順位、あれは相当いいかげんなのです。あの統計、うちの人口の6割しかない島根県の管理職がうちの倍なのです。あれはかなり管理職のあれを……。

鈴木洋一委員

管理職の定義が違うのかな。

知事

うちのほうは厳密ですから。昔、知事に説明するのは課長や部長、次長……。今は担当を呼ぶのです。そうすると、大分女性の方も来ます。私もあまり良くないのですが、女性が知事のところに行って説明するときに来ますとやはりやりがいがありますので、私も大いに担当から説明を受けると。担当も何人来てもいいということで、今女性も入ってきますので、そういう意味でやりがいというか。それから、ちょっと問題なのは今技術系が足りない。職員の中で技術系が非常に多いのですが、理系の女性が非常に少ないと。これは大学の入試にも——東北大辺りで700人の工学部の中で女性は10人から20人です。ここが大きくなれば——どうも女性は理系に行かないという——今度理系のほうにぼんぼん行けば相当増えてくると思うのです。そこが若干隘路ですが、いずれ今の若い方、相当基礎学力もありますので、これはこれからどんどん男女関係なく登用ができる状況がだんだん増えてくると思います。

鈴木洋一委員

将来的にはフィフティー・フィフティーがいいのかな。こうした取組を進めて女性活躍を推進する目的あるいはメリットもあると思うのですが、改めて知事に確認しておきたいと思います。目的、メリット。

知事

人類の半分は女性です。一般的に女性のほうが財布も握っていますし、あとやはり様々な意味で男性

よりも粘り強いということがあります。先進国で、今発展途上国も含めて活力のある国は、女性の進出が非常に大きいです。活力には世界的にも女性の活躍が必要ですので、日本にも女性の活躍がもう一つ加わると日本の再生ができるのではないかと思います。

鈴木洋一委員

陶山理事にお伺いします。陶山理事は、我が県における女性活躍の推進への取組等のほか、我が県における女性活躍社会のロールモデルとしての役割も持っておられると思うのです。女性が働きやすい職場、活躍できる職場というのはどのような職場だとお考えですか。

理事

女性が働きやすい職場は3つあると思います。今職場においては202030ということだけが先行していて、管理職比率が30%というのも重要ですが、一人一人が生き生きと自分自身の仕事にやりがいを持って活躍するには、そういう環境が重要ではないかと思います。そして、先ほど話にあったワーク・ライフ・バランスも活躍する上では、企業内においても、またこうした行政内や家庭内においても、ワーク・ライフ・バランスを実現するためのサポートがされるべきではないかと思っています。ちなみに、男性が家事を手伝う時間ですが、首都圏では1日1時間半くらい男性がサポートするのですが、秋田県では24分という数字が出ていて、そういう環境がまだまだ定着していないのではないかと考えています。やはり秋田はいわゆる性別役割分担の意識がもっともっと変わらなければいけないと思っています。

ただ今県庁内では、先ほどの話のように女性の管理職も増えてまいりました。分母が少ない割には7%台にいてというの、私は健闘している数字だと思いますし、男性の育休取得率は今年度総務部で強く推進していて25.4%と聞いています。全国平均の12.65%という数字から見ると、徐々にといいますか急速にその意識改革がされてきていると思うので、私自身はすごく期待しています。

鈴木洋一委員

私は、皿洗いで大体40分くらい掛かっていますから、24分よりは多いですね。県庁は女性によって働きやすい職場ですか。

理事

そういう意味では、最初の印象よりは——随分中に入っているいろいろな話を聞いてみると、活躍しやすいし、また風通しも徐々に良くなっているのではないかと感じています。

鈴木洋一委員

本県では、先ほどの話にもあったように民間にお

ける女性の管理職比率が県庁よりも高いし、陶山理事も御存じかと思いますが、農業分野における女性の活躍——大館の陽気な母さんの店に代表されるように、女性の活躍は目覚ましいものもあるのです。陶山理事には是非女性が日本一輝いている秋田県にするために御尽力いただきたいと思いますが、改めて御決意のほどを。

理事

女性活躍推進というのは、企業だけではなくて今おっしゃったような農業や建設業、それから自治体においても、やはり生き生きと活躍されることが本当の姿だと思っていますので、様々な方々に直接お会いして——現場に解があるかと思っていますので、足を向けて御意見を聞きながら改革に取り組んでいきたいと思っています。御支援のほどよろしくお祈りします。

鈴木洋一委員

では、頑張ってください。

それでは次に、教育長にお伺いします。小中学生の名札の着用ということで、先週読売新聞に載っていたのですが、全国の小中学校で校外では名札を外すような指導が広がっているということでした。名前や学校などの個人情報特定されて事件に巻き込まれるケースがあるということです。特に子供は名前を呼ばれるとすぐに警戒心を緩めてしまうといったことから、校外における安全確保の観点で名札の廃止、あるいは名札の教室保管という学校が増えているとのことでした。一方で、交通事故や災害時に迅速な身元確認につながるということで、校外での名札着用は必要だといった意見もあるようです。そのため必要などき以外は個人情報を隠せるように、くるっと裏返しにするような名札も出ているようですが、本県の現状はどうなっていますか。

教育長

校外での登下校を含めて学校以外での名札の着用ということですが、実は県教委としての統一の見解は示していないですし、実際文科省からも特段の方針等も全く出ていないと。今回市町村等にも確認しましたが、実は統一的な取組をしているところはない。基本的に各学校がその地域や学校の置かれた状況などを含め、そういう状況に応じて校外では外しなさいといった指導していると。ただ、一般にいろいろ状況を聞いていけば、校外では名札は付けないという方向で指導している学校が増えているという印象は受けています。

今話がありましたように、防犯上の考えからすれば、個人情報が分かるといった部分に関しては、やはりちょっと危険な部分もありますし、逆の意味での先ほどの防災というか、事故に遭ったときの身元確認等では必要だという意見もあるのは我々も承知

していますが、基本的にまず学校の判断でということになっていきますのでその辺は尊重しながら、防犯という意味では我々も関わっていかねばいけな
いと思いますので、そういう意味では意識啓発しながら学校の指導をしてまいりたいと思っています。

鈴木洋一委員

この記事には、私物、持ち物、例えば傘などにも記名が必要だと載っているのです。基本的には見えないように裏側にやるとか、帽子もつばではなくてタグに書いて隠すとか、そういうことも必要ではないか、ここまで非常に注意したほうがいいのではないかという記事だったのですが、防犯という観点から考えれば、子供たちの安全の確保のために最善の方法を講じなければならないと思うので、やはり改めてそういうことを県教委としても検討してみてもどうですか。

教育長

実際そういったことをやっている学校もあると聞いていますので、我々も防犯ということであれば市町村などと情報交換しながら、こういった形が防犯につながるかといった辺りはちょっと研究してまいりたいと思います。

鈴木洋一委員

どうもありがとうございました。よろしくお願
いします。

終わります。

委員長

以上で鈴木洋一委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は11時30分と
します。

午前11時19分 休憩

午後11時29分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き質疑を行
います。

住谷委員の質疑を行います。

住谷達委員

それでは、質問をさせていただきます。

順に質問させていただきますが、まず県立体育館
の改修についてです。今議会でも、委員会の中でも
様々な議論があったようですが、私もこれについて
質問させていただきます。まず先に、令和2年度に

営繕課でも改修工事を実施していて今回スポーツ振
興課に移ったのですが、その経緯についてどういう
あれだったのか教えていただければと思います。

観光文化スポーツ部長

まず、県有施設の改修については、原則としてそ
の施設のそれぞれの所管部局で予算を計上して事業
を実施することになっています。そうした中で、今
話のありました昨年度実施した県立体育館の吊り天
井の撤去工事は、平成26年に建築基準法が改正さ
れ天井材の脱落防止措置が義務化されたことから、
営繕課で全庁分を取りまとめて平成29年度から順
次計画的に実施している天井等耐震化推進工の一
環として行ったものです。

他方で、今回12月補正に計上している天井改修
工事は、今年の7月に屋根材の老朽化に伴って剥落
が確認されたということで、個別の施設の事情によ
り実施するものですので、所管課であるスポーツ振
興課が実施することにしたところです。

住谷達委員

吊り天井——既存天井で部材を補強する場合、こ
の営繕課から出された資料によれば、吊り部材を補
強する際に既存天井を撤去して再設置するためのコ
ストが掛かることとなっていますが、今回の幕天井
を張った場合とどのくらいのコストの差があったか
教えてもらえればと思います。

副委員長

暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

副委員長

再開します。

建設部長

一番最初の比較検討している段階においては、吊
り天井を撤去するのみだと約2億円、そして撤去し
て——吊り天井を補強ですか。

住谷達委員

この説明によれば、工法としては既存天井の撤去、
2番に既存天井を吊っている部材の補強、3番に既
存天井を撤去した上で軽量天井を設置する3つがあ
るとなっていますよね。それで県立体育館について
は、(2)の工法では天井内作業スペースがなく、
吊り部材を補強する際に既存天井を撤去し、再設置
するためコストが掛かると書かれていますが、今回
幕天井を張った場合とコストの差はどのくらいあ
ったのかというところを教えてください。

建設部長

撤去のみですと試算で2億円、あと張り替えます

と3億円ということで、1億円の差があると試算していました。

住谷達委員

いずれ結構コストが掛かるわけで、たればの話をして本当に申し訳ないのですが、今回も足場の設置と撤去に共通費を合わせて1億円弱掛かるのですよね。そのときにやっていたらという思いが本当に強いので、点検のときに目視しかやっていなかったということでしたが、その点検の仕方というのがもうちょっと何とかならなかったのかを聞きたいのですが、どうでしょうか。

建設部長

今委員からありましたように大規模地震時に天井が落ちないことを目的としていますので、工法選定に当たっては落ちる天井そのものをなくす、天井が落ちないように吊っている部材を強くする、重い天井を軽くする、その3つの工法があります。その選定に当たっては、どうしても天井がありますので——県立体育館の場合は中央の部分が天井がなくてちゃんとALC板（珪石、セメント、生石灰、発泡剤のアルミ粉末を主原料とし、高温高压蒸気養生という独自の製法による軽量気泡コンクリート建材のこと。）というか屋根の下地が見える状況になっていましたので、まずそれを双眼鏡等で健全であると確認したこと、それと併せて天井を再設置する必要がなかったことといえますか、屋根の下地が見えても何も意匠的に支障がなかったということでそれが必要なかったということ、あと経済性、工期、それらを総合的に検討して、撤去のみとしたところであります。

住谷達委員

やはりどの部材にしても、老朽化に伴う経年劣化が結構心配される場所だと思うのです。私も仕事で結構いろいろな現場で点検作業などをやったことあるのですが、目視ももちろんやりますが、いずれたいたたりとか、触手とか、そういったいろいろな点検の手法があるわけで、やはりいろいろなものを組み合わせてしっかりと作業をしなければいけないと思うのですが、そこら辺の認識はどうでしょうか。

建設部長

建築基準法において、施設に関しては3年に1回定期点検をなさいとなっています。その基準において、基本的に床から見える範囲を目視するということで、特段たいて確認するという事は求められていません。

県立体育館に関しては、屋根裏に入っていくにしても、かなり古い施設ですので入っていくこともできなかったということもありますし、非常に高いということもありますので、実際にそれをどのようにしてやるかというのも非常に困難な状況もあり

ましたので、基本的には天井の部分の露出しているところを双眼鏡等で見て、異常がないことを確認して、この工法を選定したという状況です。

住谷達委員

県の持っている施設でも、やはり老朽化しているところは結構あると思うのですが、そういった施設は再度そういった視点で点検を行う必要があると思うのですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

建設部長

今回の事案を受けて、今回と同じようなALC板を屋根の下地材に使っている施設については再点検を実施しています。その再点検に当たっても、点検口から中に入って行って見られるところを全部目視していると。あと高いところに関しては双眼鏡で見て確認していますが、異常は認められませんでした。先ほども申しましたが、建築基準法上は3年に1回ですが、ALC板を屋根の下地材に使っている施設に関しては毎年、1年に1回、その下地材については点検していくことにしています。

住谷達委員

是非今後そういったことがないように——借りる側もそういうことが続く借りるにも不安なのです。本当にスケジュールも組み立てにくくなりますし、今回一番影響を受けたと思うのが、今年女子のプロバスケットボールチームのアランマレ秋田が出来て、当初県立体育館で試合を予定していましたが、ALC板の剥落があったということで、増田体育館で試合を行いました。今回はオリンピックで女子で銀メダルを取った選手が多数いるチームとの試合ということで、2日間で6試合予定していましたが、増田体育館で行ったことで観客数も少なくなり、チームの運営に対しても結構影響を受けたという話を聞いていますが、それに対する支援はないかもしれないですが、その辺についての考えというか、どのように思っているのでしょうか。

観光文化スポーツ部長

現時点では、そういったものに対する支援は考えていませんが、いずれにしても今回使えなくなったということで利用を予定していた様々な団体には大変申し訳なく思っています。今設計を実施していますが、なるべく早く再開できるように工事に着手してまいりたいと考えています。

住谷達委員

いずれ前回も長い時間で改修されて、今回また剥落があって結構長い間使えないとなると、やはりいろいろなスケジュールを組むにしても難しい状況が出てくるかと。この質疑や委員会の質疑の中でも大体8割くらい日程が埋まっているとありましたので、その8割の団体なり個人なり、そういうスポーツをやっている方がほかの体育館に動くとなる

と、ほかにも結構稼働率がいいと思うので、やはり難しいという状況が出てくると思います。県の建物として信用度などを落とすことがないような取組は重要だと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

観光文化スポーツ部長

当部でも県立体育館の他にもスポーツ施設をいろいろと持っていますので、その辺については指定管理者ともよく協議して、日常の点検については怠らないようにしっかりとやっていきたいと思っています。

住谷達委員

この項の最後で、一連の対応が県民から理解を得られるものかどうかは、やはり丁寧な説明が必要だと思うのです。もうちょっと説明を何とかしっかりとやってもらいたいのと、ガバナンスという観点からこれは妥当なものかどうか、知事の考えを。

知事

結果論からすると……。ただ、実際にあれを全部点検するとなると、足場だけで相当掛かるのです。ですから、そのときにやれば良かったのですが、費用的にはそのときに足場を組むともっと掛かりますので、そこら辺の兼ね合いでしようが……。ただ、ついでにやれることについて、できればなるべく効率的にやるというのはこれからも注意する必要があると思います。

住谷達委員

是非そういった視点もしっかり持ちながらやっていただければと思います。

質問を変えます。DXの推進計画（秋田県DX推進計画（素案））についてですが、こちらも自分の所管の委員会なので細かいことは委員会で既に聞いていますので大きなところなのですが、今少子化とか高齢化とか課題先進県という本県で、県民生活の利便性を高めるためにはDX（デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術による（生活やビジネスの）変革のこと。）を進めていくというのはすごく大事な取組だと思いますが、知事は秋田県DX推進計画についてどのように捉えていらっしゃるかお伺いします。

知事

IT化とDXは全く違うわけですが、いずれDXに向かうにもICT化をしっかりやらないとそこに行きませんので。ただ、実際に今のところはDXというよりも、様々な県民生活の利便性においてデジタル化を進めることがまず第一歩と。そういう過程の中で企業戦略、あるいは様々な行政の施策においてDXの手法を——DXというのは本来はコンピューター制御ではなくて統計学ですね、統計経済学。そういうものを駆使しながらいろいろなデータを集めていい施策を組む、あるいは企業経営の参考にする

と。これはいずれそういう時代が来ますので、まずは県民生活に必要な、例えば過疎地におけるリモート診療や様々な申請事務の簡略化・デジタル化、あるいはいろいろな手続の簡素化・デジタル化をやりながら、本質的なDXにも相当——これはある程度の知識と経験が必要ですので、そうした外の力も借りながらやっていくと。一方で人材育成はなかなか難しいことで、企業の人材育成のほかに、やはり今の高校生に目を向けて——全ての業種でこういう人材は必要です。もうIT関係の企業というよりも全ての業種で必要ですので、教育の中でITの能力のレベルを相当高くすることに十分に力を入れていくことによって、これからの若い方がどんどんこの分野に入っていけるという戦略を立てていきたいと思っています。

住谷達委員

今強い思いを伺ったところですが、知事は私学振興大会のときの挨拶で、今おっしゃったようなプログラミング教育に力を入れていくという話だったのですが、その辺についてもう一回そういったところの思いを教えてもらえればと思うのですが。

知事

プログラミング教育（情報）は、2022年から高校で必修科目になり、また大学入学共通テストにも追加になりますので（2025年からプログラミングや、データサイエンスに必要な統計処理、情報リテラシーの知識などを試す「情報」を導入予定。）、まず高校生のITの能力——一部アウトソーシングをしながら全県の高校で大々的にやると。県でもその関係の支援をちゃんと十分にやって、県立ばかりではなく私立も一緒にやろうという趣旨です。

住谷達委員

今知事はプログラミング教育をアウトソーシングするというところで話をされました。教育長にお伺いしますが、今学校の先生が結構多忙化している中で、新しいプログラミングなどいろいろと覚えるのが大変だと思うのです。一方でアウトソーシングは重要だと思いますが、その辺について教育長は今どのようにお考えなのか。

教育長

今知事も話をされましたが、高校において来年度からの新しい学習指導要領でプログラミング等の入った情報Iという科目が必修になると。更には2025年度の大学入学共通テストには出題されるようになるのと、今も情報の授業はやっているのですがより一層重要になるだろうということと、併せてこれからの人材育成ということで考えれば、やはり高校でデジタル人材を育成していくのは非常に大きな意味があると思っています。

実際来年度からやりたいと計画を立てて、この後お話ししていくことを検討しているのですが、全員が履修する情報Ⅰに関しては、今話がありましたように外部の民間企業等のノウハウ等を活用しながら、例えば最新のデジタルコンテンツ、あるいは体験的なプログラミング学習の——要は教材ですね——そういったものを利用してプログラミング教育を推進していきたいという計画を今立てています。

また、普通科にデジタル探究コースというのを複数校設けて、高度な情報技術を持った外部人材を呼んで授業を実施したりしながら、デジタル技術を活用した探究的な学習を進めるようなことも今検討していますし、専門高校は以前から情動的なことをやっているのですが、更に高度なものを実習等で取り入れながら、例えば農業であればスマート農業であるとかIoTといったものに対応する少し高度なものを進めていこうということ。いずれ先生方も授業はするのですが、そういった外部のものをどんどん使って最新のもの、高度なものを入れながら、高校での情報プログラミング教育を進めながら、日本一のデジタル先進県、教育先進県を目指していきたいと思っています。

住谷達委員

デジタルの人材育成というのもこれからの時代大事だと、すごく重要な取組になると思います。是非しっかりやっていただきたいのと、育てた人材が——今回の総括でもいろいろと出ていますが、人が出ていくといったことにつながらないような——せっかく優秀な人材、秋田で育てた人材なのだから、やはり秋田に残ってもらえるような取組——企業誘致であるとか、そういったところの視点もすごく大事だと思うのですが、そこら辺はやはり——昨年日経（日本経済新聞）の全面広告でも秋田に企業誘致を、リモートオフィス誘致をと言っていました、知事、そこら辺はどういう思いですか。

知事

今結構IT絡みで、この誘致の話が最近非常に多いです。また、企業誘致する場合も、そういう人材が豊富などに行きたいと。実際にうちの県民性からしてIT関係が非常に合っているという評価が中央の企業からもありますので、企業誘致、あるいは女性の活躍もここですみますので、そういう意味からすると人材をうまく売り物にしながら企業誘致、あるいは地元企業の活性化につなげていきたいというのは、これからの流れに一番沿った産業振興の在り方だと思います。

住谷達委員

是非そういった取組をしっかりとやっていただきたいと思っています。

また、同じく私学振興大会のときに挨拶の中で、

知事はたしかメタバース（コンピュータやコンピュータネットワークの中に構築された現実世界とは異なる次元の仮想空間やそのサービスのこと。）という言葉に言及されたと思うのですが、メタバースについてはどのような考えを持っていますか。

知事

これから様々遠隔的な会議、あるいはいろいろな遠いところでの体験を疑似体験としてできますので、あの技術はこれから相当進みます。あれによって様々な実習、あるいは疑似体験によっていろいろな技能を覚えることができますし、もっともっと進めば遠隔地において相当高度な治療を、東京の名医がダヴィンチ（医師が手術部位の3D画像を見ながら4本のロボットアームを操作して執刀する手術支援ロボットのこと。）によって執刀することができますので、あの技術がこれからのITの主流になるという……。既にフェイスブックがMeta（メタ）という社名に変わっていて……。そういうことからするとホログラム（物体に光を当てたその反射光に、同じ光源の光を別の角度から干渉させてできる干渉縞を記録した感光材料のこと。）による仮想空間も相当進みますので、その産業化——これは単にITだけではなく、オプティカル（光学）関係のレーザーも含めて相当広い産業の裾野になる可能性があります。

住谷達委員

秋田もメタバース——多分全国の中でも取り組んでいる自治体がまだないと思います。是非秋田が様々な課題の先進県として一番最初にメタバースに取り組む、今いろいろな仮想現実が、昔もあったのですが、今ブロックチェーン（情報を記録するデータベース技術の一種で、ブロックと呼ばれる単位でデータを管理し、それを鎖（チェーン）のように連結してデータを保管する技術のこと。仮想通貨（暗号通貨）の一つであるビットコインを実現するための技術として開発された。）やNFT（鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータで、仮想通貨と同様にデータ管理にブロックチェーン技術が用いられ、改ざん・偽造ができない仕組みになっている非代替性トークン（認証装置）のこと。）などの新しい技術が出てきたことによって、いろいろな産業を結びつけることができると思うのです。これを是非秋田が率先して取り組んでいただきたいのですが、知事どうでしょうか。

知事

一番早い例がローカル5G（通信キャリアが展開する5Gと切り離し、企業や自治体が独自の5G通信システムを構築して自営利用できる通信システムのこと。）を活用しながら、ローカル5Gの一番品質のいい——あの段階でいけば相当なことができま

すので、これからそういうところとも——例えばケーブルテレビなどもある程度狙っていますので、そういうところも十分にやってそうしたモデル——あるいは実際にバスケットボールのBリーグをやっている最中に、自分がコートのある下に行ってみるということもできるのです。夢のある話ですので、そういうこともやってみたいと思っています。

住谷達委員

そういった先進的な取組を秋田が率先してやると。同じことを繰り返しますが、何とかそれをDX推進計画を基にやっていただきたいと思いますので、是非よろしくをお願いします。

私の質問は終わります。以上です。

副委員長

以上で住谷委員の質疑は終了しました。

次に、加藤麻里委員の質疑を行います。加藤麻里委員の質疑時間は8分の予定でしたが、会派の残り時間が7分59秒ですのでタイマーの表示をそのようにします。

加藤麻里委員

初めに、米価下落に伴う農家支援について伺います。

農林水産部長に伺います。コロナ禍等による米余りを背景とした概算金ショックの後の米価の実勢価格の動向と最終的に米農家に与える影響について、どのように見積もられているのかお伺いします。

農林水産部長

米の実勢価格というのはどの段階なのか分かりませんが、JAから卸に行く値段は7%くらいですが、あきたこまちでは減っているという情報があります。ただ、農家にとって大事なのは実勢価格よりも——先に概算金で金を受けていますので、それを基にして1年間どうやって売っていくかを集荷団体が今やっています。その都度いろいろな要素で値段は変わることになりますので、実勢価格よりも大事なのは概算金だと思います。ということになると、概算金は1万2,600円から1万600円に2,000円減ったということで、農家の収入的に見ればその分、2割弱くらいの収入が減るとい形になるということです。

加藤麻里委員

もう一つ、この後、最終的に米農家に与える影響をどのようにお考えでしょうか。

農林水産部長

そういう形で、1俵2,000円減ですので、ざっくり10俵とすると10アール2万円という収入が飛ぶことになります。ただ、7割くらいの面積——担い手と言われる方々のほぼ全てが収入保険やナラシ対策に入っていて、ナラシ対策では6月になるとほぼ下落した分の2,000円くらいは補填

されてくるし、収入保険も4割くらいですか、1,000円弱くらいは補填されてくるということですので、さっき言った2,000円の概算金の下落分が直接農業経営に与える影響はもっともっと小さくなると考えています。

加藤麻里委員

ただ、今の米価の下落が今年度限りで終わればいいのですが、またここ二、三年続くとすれば、収入保険やナラシ対策、あれはたしか平均の価格等ですよ——そうなった場合にやはり厳しくなるのではないかと思うのですが。

農林水産部長

ナラシ対策は、過去5年のうちの最高と最低を除いた3年の収入の平均になりますので、恐らく今年の値段は最低となりカットされると思います。収入保険についても過去5年になるので、今年も含まれることになるので、そういう意味ではハードルは若干下がることにはなりますが、それはそもそもそういう制度——激変を緩和するということですので、ある一定の所得を補償するものではないので、そこは仕組み上しようがないのではないかと思います。

加藤麻里委員

肥料は値上がりしているのに米価は2割以上も下がっていることもありまして、やる気のある地元専業農家の方たちからは、結構口をそろえて県にもっと農業に関して力を貸してほしいとか、応援してほしいという声が届いています。この状況が二、三年続くようであれば、農業の担い手が減ってしまうのではないかという不安もありますし、数日前の新聞報道によれば、自治体によって種子購入等の補助金を準備しているようですが、本来であれば農業県である本県がこうした声に応じて営農継続のための支援を打ち出すべきと考えますが、知事いかがでしょうか。

知事

これは考え方ですが、農業だけが特別というわけにはいかないと思います。ほかの野菜も相当下がる時がありますので。あと一般の他の産業——ウエートからすると農業の5倍くらいの産業もかなり下がるときありますので。ただ、効率化、機械化あるいは基盤整備といったところにいろいろな金を投入しますので、そういう環境整備はこちらのほうでしっかりやるということで、ダイレクトな所得補償のようなものは、今の制度からすると県が独自にやることは無理があるのではないかと思います。

加藤麻里委員

やはりこの後機械整備だとか施設整備等また非常に掛かり増しになるものがあると思います。県でもそういった部分についてもしっかり応援をしていたきたいと思います。

農林水産部長

先ほど言うのを忘れましたが、米価の下落がこの先もずるずると続くのではないかという、そういう趣旨の質問も中に入ったと思うのですが、そうならないように来年度の生産の目安は今年の実績よりも5%強減らすと。それで県産米の在庫の状況、米価下落の要因となっている在庫状況を改善しようと考えていますので、この先ずるずるいくという前提の下での話ではないと。まず今は、そうならないようにするにはどうすべきかという方向性で考えてやっているとということが1点。

あと今言われたいろいろな機械の支援については、先般の一般質問でも答えたかもしれませんが、これまでも特に大規模農家に対しては業務用米需要に対応した低コスト化という立てつけでスマート農機などをかなりの金額をつぎ込んで支援してきていますので、そういう意味では農家の懐に直接入れるという手法はとらないのですが、残るような形にするにはどうすればいいかという別の手法で取り組んでいる状況です。

加藤麻里委員

分かりました。

では次に、風力発電について伺います。このたびの一般質問の答弁を受けて、再度質問したい部分がありますのでお願いします。まず初めに、疫学調査について伺ったわけですが、知事は答弁の中で騒音に関しては事業者が環境評価において適切に調査し、予測と評価を行い、必要な対策を講じることによって、そうした影響が回避又は低減されるものと考えているとのことでした。今後全国的に風車の建設が進むことで健康被害を訴える方も確実に増えていくことが予想されます。いずれ秋田県は風力発電の導入先進県として、健康被害を訴える人たちにどのように対応したかが問われる日が来ると私は思っています。そのときに人々の健康な暮らしと両立した風力発電を実現したのが秋田県と言われるような取組をしていただきたいと考えますが、知事はどのようにお考えですか。

産業労働部長

状況については2つに分けて考えています。低周波音については、国で2017年また2019年の2回にわたって知見の検討を行っていますが、現在のところ健康に影響を及ぼすという明らかな知見は得られていませんので、この部分については引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えています。

騒音に関しては、一定の条件下で不快感を引き起こす可能性もありますので、その影響評価の対象外であったものを含めまして、住民の方からそういった申出があった場合にはその影響を訴える方と事業者の両方から話を聞いた上で、必要に応じて適切に

対応するように事業者に求めて対応を行っているところです。こうした個別の状況についてはそれぞれ事情が異なると思いますので市町村と連携を図りながら、その状況の把握と丁寧で適切な対応を図っていくようにすることで対応してまいりたいと考えています。

加藤麻里委員

すると、例えば風力発電が設置されて稼働している間、健康被害がずっと何十年にもわたって続く可能性があると思います。そういった場合に、事業者の方がその期間ずっと何かしらそういった部分について補償してくださるということによろしいのですか。

産業労働部長

いずれそうした状況を市町村と一体となって調べまして、内容を確認した上で事業者にそうした対応を求めていくということになると思います。

加藤麻里委員

県では令和4年度の政府予算等に関する要望書の中で、いろいろな環境アセスメントの適切な実施の一方で、洋上風力発電の導入意義について政府広報等を通じ広く国民の理解を深めていくことを要望しています。しかし国民の理解を得るためには、一部とはいえ周辺で暮らしている方たちが健康被害を訴えている——これは事実なわけですから——私はこの課題を解決することが国民の理解を得られる一番の前提だと思っています。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

産業労働部長

例えば騒音に関しては、人によっていろいろな捉え方もありまして、そういった煩わしさを感じる方がいることも事実です。そうした個別の事案について丁寧に対応してまいりたいと考えています。

加藤麻里委員

是非来年度の政府予算等に関する要望書について、国でもこうした部分の健康調査をきちんとしていただけるように、県としても要望していただきたいと思いますがどうでしょうか。

知事

実態からすると、今出ているのは昔の基準で——いろいろな法制度が整備されていないときの状況のものが、多分今の状況だと思います。今の大型のものは、全て環境影響評価をしっかりとしていますので。昔は——相当前は小さいのは全く法律の対象外で関与できなかったのです。そのため、例えば80メートルとかあいう近くにあるという……。今回国が1万キロワット以上から5万キロワット以上に上がりましたが、小さいほうも県の条例である程度規制します。これからのものは昔のように抜けがない状況になりますので、そこはしっかりと環境影響評価、

あるいは事業者と調整——これは5万キロワット以上は国、それ以下は——1万キロワットから5万キロワットまでは県がしっかりやるということになりますので。今回の洋上風力について、そういうことはしっかり検証を進めながらやることになります。

加藤麻里委員

是非県でも事業者だけでなく、そういった相談等の聞き取り窓口の設置、医療機関からの情報収集等をしていただければありがたいと思います。

次に、景観についてお伺いします。私は一般質問で、県に対して県民にもモニタージュ（複数の像や場面を合成して一つの画面とすること。また、その合成されたもの。）写真等で景観を示すべきではないかと質問しましたが、その点についての回答がありませんでした。この点について、猿田副知事にお伺いします。

副知事（猿田）

モニタージュ写真は、県民の皆さんから理解を頂く上で有効な手段の一つだと思います。ただ、これに関しては、今事業者の選定が国で行われています。年内あるいは年明けに事業者が決定されましたら、その事業者の計画に基づいたモニタージュを作成していただいて、是非とも公表していただくよう県からも申入れをしたいと思っています。

加藤麻里委員

昨年度の一般質問のときは、たしか県でも独自にこういったモニタージュ写真等……。事業者とは別に検証というか、そういうことがありました。

知事

我々が計画するわけではないですから、作ることができるのは事業者です。事業者がどういう配置をするか出てきますので、これは公表します。我々が作るというよりも——我々は作りようがないのです。事業者から出てくるモニタージュを公表するようにします。

加藤麻里委員

では、まずよろしくお伺いします。

次に、スクールカウンセラーの資質向上について伺います。いじめや不登校、更にはヤングケアラー、LGBTQ（レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）の5つの頭文字をとった性的マイノリティの方を表すひとつの総称のこと。）など、本当に相談内容が多様化、深刻化しており、スクールカウンセラーの資質向上はどの県においても課題となっています。

そこで、研修体制についてお伺いします。文科省

（文部科学省）のスクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集によれば、平成30年度に県が開催した研修は年1回で、そのときの課題は2点——スクールカウンセラーは他の業務と兼務している方が多く、研修に参加する機会が少ない、また経験の浅いスクールカウンセラーを育てるような人材の育成と組織づくりが必要であるということが挙げられています。この課題について、県はどのように取り組んだのでしょうか。教育長に伺います。

教育長

実際にスクールカウンセラーの研修は年に1回、不登校、いじめ問題等の連絡協議会で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学校の生徒指導主事、皆さんが集まって、ケーススタディーのような形で、相談体制に関して事例研究のようなことをやっています。確かに回数からすれば1回で少ないということですが、スクールカウンセラーが所属している秋田県公認心理師・臨床心理士協会で年6回の研修会を実施していて、その場で例えば学校でのカウンセリング等のことも含めてケース討論会などを開いているということで、そこでも資質向上が図られています。県教委として我々も更に実際の取組を強化すべきだと思っていて、来年度の早い時期に小学校の生徒指導の研究会でスクールカウンセラーを招いて、経験の浅いスクールカウンセラー等に関して学校の状況や様々な事例といったものを共有することによって研修し、1回回数を増やして充実を図ろうと考えているところです。

加藤麻里委員

県によっては年3回主催している、若しくは年1回県、教育事務所研修会は年2回だとか、またリモートでの開催など非常に工夫して研修をされているようです。いろいろと課題はあると思いますが、具体的な事例に即した研修についてはスクールカウンセラーからの要望も高いようです。是非県主催のこういった研修の機会を、大変ではありましょけれども、更に増やしていただきたいと思っています。

教育長

実際のカウンセラーの方のほか学校の状況等をまた伺いながら、なかなか忙しい方々だったり、あるいは出てくる場面でどの程度やれるかということもあるのですが、大事なことですので話を聞きながら考えてみたいと思います。

加藤麻里委員

次に、スーパーバイザーの設置についてお伺いします。

他県では、スーパーバイザーの設置が進んでいるように見受けられます。北海道ですが、課題解決のためにはスクールカウンセラーのスーパーバイザーが必要だとのことで、昨年度から設置しているとの

ことでしたが、この点について秋田県の場合はどのようなものでしょうか。

教育長

スーパーバイザーは秋田県では配置しておらず、実際に今のところ配置も考えてはいません。というのも、現場からスーパーバイザーを求める声があまり上がってきていなくて、そういった声があつて少し考えていこうとは思っていますが、まず現状のままです。特に大きな問題はないのではないかと考えています。

あとさらに、先ほど申し上げた協会で行っている研修会などでは、経験豊富なカウンセラーの方の講話といった先輩のカウンセラーの方の話を聞く機会、指導される機会があるという話も聞いていますので、そういった機会を生かしながら新しいスクールカウンセラーの方には経験を積んでもらうということで、これも現場の声をこれから聞きながら少し考えていきたいと思えます。

加藤麻里委員

是非スクールカウンセラーと学校の教職員との交流も、連携も大切だと思いますので、この後進めていきたいと思っています。

最後に、知事に伺います。スクールカウンセラーの予算を増額していただきまして、ありがとうございます。多様性に満ちた社会づくり基本条例の目的達成のためにも、やはりスクールカウンセラーの資質向上は取り組むべき課題だと考えています。そういったこと全般を含めまして、知事の考えをお聞かせいただけますか。

知事

いずれストレス社会になっています。また、非常に厳しい社会……。そういうことからすると、子供に限らず大人も、心理的ないろいろな圧力が増える要素があります。そういうことからすると、海外では相当心理的なカウンセラーが幅広くやっていますので、これからそういうことも相当幅広くカウンセリング……。こういうものが教育の現場のみならず、様々な場面で必要になると思います。そういうことは、これから行政として注意深く観察しながら、必要な施策を展開していく必要があるのではないかと考えています。

加藤麻里委員

ありがとうございます。これで終わります。

副委員長

以上で加藤麻里委員の質疑は終了しました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時40分とします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時39分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

時間前ですが全員がそろいましたので、委員会を再開します。休憩前に引き続き質疑を行います。

高橋豪委員の質疑を行います。高橋豪委員の質疑時間は9分の予定でしたが、会派の残り時間が9分23秒ですのでタイマーの表示をそのようにします。

高橋豪委員

お疲れさまです。この10月から秋田県議会議員として加えさせていただきました仙北市の高橋豪と申します。佐竹知事とは同郷、そしてまた高校の大先輩ということで若干緊張しておりますが、どうか知事はじめ参与の皆様方もどうぞよろしくお願い致します。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。今日は新型コロナウイルス関連ということで通告させていただきました。昨日も同じ議論もありましたが、今は秋田県内の感染状況が大分落ち着いてはいるものの、日々また新しいオミクロン株ということで昨日も夕方頃から、今朝も報道されていましたが、状況に変化があるということで、医療体制が限られている秋田県としてもやはりきっちりとした警戒、そして対策を今のうちから整えなければいけないと思いますので、まずその辺りについて知事の考えを伺いたいと思えます。

知事

今のところ水際対策がうまくいっているようですが、今日のニュースでは若干市中感染なのかどうかという事例もあります。いずれこれを完全に防ぐことは多分無理だと思います。問題は、これをどのように全国に拡散させないかですので、まずは県民の皆さんに対しては通常の感染防止、マスク、手洗い、あるいはいろいろな面での諸注意はしっかり守っていただくということ、あとは陽性者が出た場合、この新型コロナウイルスの変異株がどのようなものなのかを即座に、可能な限り早く確定して、それに伴って防疫措置をとるといったことであろうと思えます。

高橋豪委員

なかなか完全には防ぎようがないということは、今の答弁のとおりだと思います。県ではこれまでも体制を充実させるということで、病床も確保して、また宿泊療養施設もということでやってきました。

そこで、医療スタッフ、人的課題もあると思えます。その点についての状況を伺いたいと思えます。

健康福祉部長

これから新型コロナウイルスの特に変異株が懸念される中での医療提供体制ということで、今委員からも指摘がありましたとおり、病床は289床を確保しており、宿泊療養施設は395室プラス今県北地方で準備を進めているところです。一般の医療と新型コロナウイルス対策を両立する中で本県でもこれまで取り組んできたところであり、基本的にはその体制の中で新型コロナウイルスに対応していくこととなります。さらなる感染が拡大された場合の応援体制については、今まで医師会や看護協会等々と協議させていただいており、そういったときに県がいろいろと調整した上で応援できる体制を準備しているところです。

高橋豪委員

県民の安心、安全のために、是非ともそういった体制をしっかり整えていただきたいと思うのです。それから、今の変異株などについて今後のことも考えると、県内で検査できる体制を整えたほうがいいのではないかという声も一部にあるものと推察しますが、例えば県の健康環境センターなどでゲノム解析装置といったものをあらかじめ導入して、早期に確認できるような体制の整備についてはいかがでしょうか。

健康福祉部長

オミクロン株に対応した検査体制については、基本的にはスクリーニングということで、県の健康環境センターあるいは秋田市保健所で今対応を始めています。オミクロン株に特定したスクリーニング方法はまだ国で開発途中ですので、現在は今までのアルファ株やデルタ株などに対応した手法を応用しながら対応するといったことを基本としています。

ゲノム解析についてです。確かにシークエンサー（遺伝情報の解読に用いる装置のこと。）等の機械があれば、そういったことは可能になってくるわけですが、問題は機械そのものというよりもそれをこなす技術者といえますか、従事者が大きな課題でして、将来的にはそういった方向も目指していきたいとは考えていますが、現時点では対応は難しい状況にあると思っています。

高橋豪委員

機械もそうなのですが、人という問題もそこにあると思います。福井県では既に始めていますが、やはり医療資源が限られている秋田ですので、そういったところにも力を入れていただきたいと思うのですが、知事いかがですか。

知事

相当熟練と基礎的な知識——そういうことで秋大（秋田大学）辺りでできるのかどうか。いずれ将来はいろいろなこういうものも——今回の新型コロナ

ウイルスだけではなくて、今後も様々なものが発生する可能性がありますので、今すぐにはなかなか難しいのですが、今後そのような県内での解析機能の強化は、秋大あるいは医療関係者と調整しながら整えていく方向で行くべきだと思います。

高橋豪委員

今すぐとはいかないものの、是非前向きに進めていただきたいと思います。

続いて、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種のことでお尋ねしたいのですが、これを何とか早く進めるということで、ファイザー社製とモデルナ社製の交互接種というようなことになると思うのですが、多分この辺りで県民の皆さんが情報不足によって混乱したり、心配になったりということのないような丁寧な説明をするべきではないかと思うのです。是非県でも、市町村と連携しながら支援していただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

健康福祉部長

モデルナ社製ワクチンは、昨日薬事承認されたということで、今後接種が加速されていくことと思いますが、いずれ今回の3回目の追加接種については2つのワクチンが同時に使われ、今話がありましたとおり交互接種も可能となると。また、そのどちらのワクチンを接種するかを選択することも可能であると国で説明していますので、そういった中で十分な周知を図っていくことが必要です。既に国でも一般向けのパンフレットの案が作成されているようですので、そういったものも活用しながら、県民にはできるだけ広い範囲で迅速に周知できるように努めてまいりたいと思います。

高橋豪委員

その辺り、市町村が実際に接種を担当することになると思うのですが、県としてもとにかく混乱のないようにしっかりと支えていくというか、関わってほしいと思うのです。いま一度、市町村とどのように関わっていくのか——在庫の調整なども県単位でやったほうが良いと思うのですが、その辺りはいかがですか。

健康福祉部長

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種については、国からも日々いろいろと情報が出ているところでして、確定的な方法はまだ正確にはお伝えできていない状況にあるかもしれませんが、いずれ国でいろいろと前倒しも含めて検討されている3回目の接種について、速やかに情報提供していきたいというのが基本的な考えです。問題は、ワクチンの供給量です。今まで、接種後8か月を前提として来年2月までのワクチンの供給スケジュール案が示されています。それは、今年7月末までに接種された方の分として、8か月であれば問題なくそれで足り

し、7か月となるとちょっとぎりぎりになってきて、もし6か月ということになると、恐らくその分では不足すると思うのです。国も全員を対象として前倒しするのか、あるいは施設入所者や一部の人に限って前倒しするのがまだ明確に示されていません。そこら辺を見て対応することになるのですが、全体的な調整により、地域的な市町村間の調整や、不足分は国に対して要望していくことなどは県としての重要な役割ですので、しっかりと対応してまいりたいと思っています。

高橋豪委員

どうかそのように進めていただければと思います。

既に、優先接種ということで医療関係者の方々に始まっている部分もあり、また介護施設関係にということで国でも話が出ている。これはこれで結構だと思うのですが、実際に第5波のときも住民の皆さんからもいろいろな声があったのですが、例えば警察署や消防署の職員の方々は住民の生命に直接関わるということで、やはり先駆けてやったほうがいいのではないかという声もありました。また、実際に働いている方々の声もありました。救急隊員に関しては医療従事者等ということで一応その中に入っているのですが、今日も秋田市でも火災があったし、今昼のニュースで大阪で大規模な火災もあったということで、消防署がクラスターといったことになると出勤できないということで火災の対応もできなくなりますし、今年は警察署のクラスター案件もありました。こういった部分についての考え方、県としてどのように考えているのかについてお尋ねします。

健康福祉部長

まず、1回目、2回目の優先接種の考え方です。医療従事者には救急隊員も含みましたが、基本的には環境下から感染リスクが高い、そして医療崩壊を防ぐためという大きな目的が1つありました。そしてその後、高齢者、そして基礎疾患のある方々ですが、この方々は基礎疾患を持っているとか高齢化ゆえの重症化リスクが高く、それをまず防ぐ必要があると。その2つの観点で国において総合的に判断されて決められたものと考えています。

今後の追加接種について、現時点ですが、2回目の接種から原則として8か月以上になっていまして、次に接種する対象の方も必然的に2回目の接種終了時期から順次始められると。2回目及早かった方から3回目が行われるということになりますので、基本的にはその順番に従っていくというのが合理的だと考えています。

高橋豪委員

あれもこれもという切りがなくなるのかもしれないのですが、やはり非常に心配なのは特に火災ではないかと思っていて、消防署が機能できないとい

ったことは避けなければならないと思うのですが、知事その辺はいかがですか。

知事

救急隊員等となっていますので、そこら辺を市町村がどのように考えてやるか。ある程度の裁量はできるのではないかと思います、いずれ2回までやっていますので、どのくらいの間隔で早めることができるかという……。新型コロナウイルスワクチンの供給状況もあると思います。いずれそういう考え方はある程度必要だと思いますので国とも調整が必要ですが、やはりエッセンシャルワーカー（生活の根幹を支える医療や福祉、保育や第一次産業、行政や物流、小売業やライフラインなどで働く人々のこと。）の関係にとってはなるべくそのような前倒しができればいいと思っています。

高橋豪委員

私もそのように思います。

次の質問ですが、保健所の体制強化についてお尋ねしたいのですが、今年8月辺りはかなり感染者が急増したということもありまして、保健所の方々は通常の業務も行いながらこの対応をするということで、非常に大変だったと思います。第6波も避けられないだろうという専門家の見方もあり、今のうちに人的体制も含めて強化する必要があると思いますが、今の取組の状況をお伺いします。

健康福祉部長

保健所の体制については、これまでも可能な分野について外部委託——アウトソーシングですね——こういった形で例えば濃厚接触者のフォローアップといったことは医師会と連携しながら進めさせていただくとか、あるいは宿泊療養施設の運営もいろいろと協力いただく面もありまして、そういった形でできるだけ感染拡大時に保健所の、特に保健師等の積極的疫学調査を担当している職員にあっては、その専門的業務に専念できる対応をということで努めてきたところです。今回の補正予算でも患者等の搬送のための車のリース、と運行をタクシー会社に委託するといった予算を盛りさせていただきました。そういったことで、できるだけ保健所の負担を軽減しながら専門的業務を速やかに適切に対応できるように努めてまいりたいと思います。

高橋豪委員

今答弁の中に今回の補正予算の件がありましたが、実は前回第5波のときに、例えば二人暮らしの方で息子が陽性になり、高齢のおばあさんが濃厚接触者ということで、誰も病院に送ってくれる人がいなくて親戚の方が迎えに行つてというようなことも聞いています。そうすると、もし仮にそのおばあさんが陽性だった場合には、また送った人も濃厚接触者というような、つながってしまうというようなことも

ありました。今回タクシーで移送するということが、これは全県で展開可能なものでしょうか。

健康福祉部長

今回予算で対応したものを含めて、自分で病院あるいは検査に向かうことができない方については、これまでも保健所でいろいろな柔軟な対応はしてまいりましたが、今回の外部委託の方法の中で更に柔軟にといいますか、幅広く対応することが可能になってくるものと考えています。

高橋豪委員

県内広くて、いろいろなタクシーがある場所、ない場所——また車両を貸し出すということもありますが、くまなく対応できるように、是非そのような体制でやっていただきたいと思います。

次に、事業者に対する経済支援についてお伺いします。今回の補正予算で冬割キャンペーンを隣県に拡大していくということですが、これまでの冬割キャンペーンの状況についてお尋ねします。

観光文化スポーツ部長

冬割キャンペーンは11月19日から始めており、約1か月ほど経過しています。予約状況については、もちろん宿によって差はありますが、おおむね順調に推移しています。予約は500人泊を上限にしていますが、既に上限に達しているところもあるという状況です。

高橋豪委員

それで隣県に拡大してさらなる経済効果を狙っていくということなのですが、もしこの後感染が拡大してしまったなどということになると、どこかのタイミングでいったん中止するという判断もあるかと思いますが、混乱なく対応できるものでしょうか。

観光文化スポーツ部長

今回対象を拡大するキャンペーンは、国の補助金を活用して実施することにしており、その補助金の要綱の中で感染が拡大したときの対応が定められています。それによりますと、国の新たなレベル3

(一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況のこと。)相当だと知事が判断した場合、事業が停止になります。また、対象となる隣接県がレベル3になった場合、その隣接県からの宿泊の受入れは停止すると明記されています。また、そのほか知事の判断で停止することも可能であるとされています。

いずれ感染が拡大、悪化した場合には、キャンペーン停止を判断することがあるということについては、これまでも新聞広告やウェブサイトで周知してきたところですが、引き続きその周知を図っていくとともに、今後も感染状況を注視しながら事業継続の可否については適切に判断してまいりたいと考えています。

高橋豪委員

それからもう一点、冬割キャンペーンの事業を委託してやっていると思います。そちらの体制について確認したいのですが、非常に好評なのはいいのですが、事務処理が追いつかないという話も伺っていて、一部宿泊事業者に対しては11月分の入金が一部12月に間に合わないかもしれないと示唆されているとか……。そういった状況も既に発生しているようですが、その点については県として把握していますか。

観光文化スポーツ部長

その支払いの件に関しては、委託事業者を確認をとっています。今月は2回支払いをしまして、支払日ごとに報告期限を設定しています。事業者からの聞き取りによると、期限内までにきちんと報告があったものについては適切に処理をして、これまで遅延がないようにしているという話でした。ただ、確かに期限のあたりで書類などが集中する場合がありますので、修正などのやり取りをしている中で間に合わなくなってしまうことがあったかもしれませんが、委託事業者は「これまでに遅れたことはない。」と言っています。もし仮に次回に回ったとしても月2回支払いしておりますので、その場合であってもおおむね1か月程度で支払いは完了するものと考えています。

高橋豪委員

これを隣県に拡大して利用者が増えると、同じ体制でやっていくとなればまたそういう遅れも出てくると。できるだけ早い支払いというのは当然だと思いますし、宿泊事業者もすぐに欲しいと思っているのですが、いかがでしょうか。

観光文化スポーツ部長

今回の補正予算の中で、委託事業者の事務局の人員を増員するための事務費も計上させていただいていますので、予算成立後に事務局体制を強化しまして、引き続き適切な事務執行に努めてまいりたいと考えています。

高橋豪委員

委託事業者任せということではなく、やはりしっかりと管理してそうした遅れがないようにしていただきたいと思います。

次に、飲食店の認証制度(秋田県新型コロナウイルス対策飲食店認証制度)について確認したいと思います。今年の5月から始まっていて、12月6日現在で認証件数が502件ということですが、最新の状況をお知らせ願います。

生活環境部長

12月16日昨日現在で、認証件数は543件となっています。

高橋豪委員

飲食店件数が全県で大体5,000件以上ある中で、どういものですか、順調なほうですか。

生活環境部長

今委員がおっしゃったとおり、本県の飲食店数は経済センサスによると5,200店となっています。この中でGo To イート（ポイント還元やプレミアム付き食事券の発行の支援により新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援するとともに、食材を供給する農林漁業者を応援する農林水産省が行うキャンペーンのこと。）の登録店舗が1,500店ということでした。そういったことで、私どもが認証制度を始めるに当たり予算積算の上では、上限というか事業に支障がないように最大限の想定として2,000店と考えていました。それからいくと、まだそこには達していない状況です。いずれ事業を進める立場としては、一件でも多くの店に制度を活用していただきたいと考えていますので、制度のPRに努めていきたいと思っています。

高橋豪委員

まだ目標に到達していないということなのですが、2月いっぱいでの申請は終わるといことなので、私は安心、安全のためにこれは来年度も大事かと思うのですが、知事どうですか。来年度も続けられますか。

知事

これは状況によってでしょうね。この後またずっとこういう感染が拡大しながら、なかなかそう簡単に飲食店に人が入らないという、これをどのように生かしていくかということが必要だと思います。ただ、これは各県で相当違いがあり、自己認証をやった県はほとんどそれをすっと取っているのです、これ物すごく多いのです。うちのように自己認証ではないところは意外と少ないと。これは県によって相当検査の見方が違うのではないかと思います。やはりしっかり確認するとなると、なかなかそう簡単にはいかないということも店の構造からあるものですから。また郡部に行きますと、あまり認証とは関係なく結構人が入っているところがありますので、そこら辺の状況を——今の国の制度がどうなるかということもありますが、認証制度を1回受けると、やはりある程度はこの後も相当続くという前提で考えることも必要かと思っています。

高橋豪委員

飲食事業者からこの認証制度の利点が見いださずらいと言われたりしますので、どうかその点も工夫していただければと思います。

ということで、時間も時間ですので以上で終わります。

委員長

以上で高橋豪委員の質疑は終了しました。

次に、加賀屋委員の質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員

よろしくをお願いします。

最初に農業の振興についてです。昨日からの議論で知事は、農業は大きく注目されていくと、4つの安全保障ということを挙げて説明されました。私も今回農林水産委員としてビジョン（新ふるさと秋田農林水産ビジョン）などを審査してまいりましたが、本当に秋田の農業を今、より強化していかなければならないということは実感してまいりまして、その思いは共有できる点だと思っています。ただ、今のままではそれがかなり難しい、かなり厳しいということも実感しています。ビジョンの中にもありますが、農家総数や販売農家は大きく減少しています。この5年間でその減少幅も大きくなっているということです。一般質問でも答弁されていますが、耕地面積の4割を占める中山間地をどう維持していくのかと、多面的機能をきちんと発揮させるように保全していくことなどの課題にしっかりと対応していかなければいけないと思っています。その点でも法人も含めてですが、担い手をやはり増やしていかなければいけないと実感しています。

今回の米価下落によって、個人の方もこれだともうやっつけられないということで、これを機にやめてしまうことが心配されます。農業団体の関係者の方からは、本県の場合、法人でも稲作メインの法人が多くて、今回のような米価の下落の場合にはかなり大きく影響すると心配、危惧の声が寄せられています。強めていかなければならない農業の振興において、それができにくくなるこの環境については防いでいかなければいけない。それをするのがやはり県の今の役割ではないかと思うのです。

そこで知事にお伺いします。午前中の米価下落への対策の答弁では農業だけが特別ではないとおっしゃいましたが、新型コロナウイルスの影響を受けて今回は米価下落の状況が発生しているわけです。飲食店や交通事業者などには直接支援をされています。大仙市や美郷町などでは直接的な支援も行っていますし、隣の山形県では米価下落対策緊急支援として10アール当たり1,000円の支援をするということで約6億2,500万円の予算を計上しているところでもあります。秋田県としても、やはり今農家の皆さんの窮状を救うということも含めて、今後の秋田県の農業を強く進めていくことの基盤を作るという意味で直接支援を決断すべきではないかと思うのですがいかがですか。

知事

先ほど部長が言ったとおり、ナラシ対策やいろいろな収入保険等々で一定のところまでは補填されま

すので、これがまた自然災害等で相当な落ち込みがあった場合とは別に、この程度のものについてまでやるかどうかというのは非常に難しいのではないかと。確かに農業は重要ですが、そのほかにも様々な業種もありますので、また新型コロナウイルスだけでこの問題が発生しているわけでありませので、やはりこの後も米余りという大きな状況も出てきますので、むしろ単純にこれを補填するよりもこの後の営農ということで近代的な営農対策に十分に金を使うべきではないかと思っています。

加賀屋千鶴子委員

知事のその考え方も否定するものではありません。ですが、先ほど来言ったように、やはりこの後の秋田県の農業の政策を進めていくということにおいて、農家の皆さんをしっかりと支援する、支えるということが重要だと思いましたので、是非この後の農家の皆さんの状況などをきちっと見ていただき、声も聞いていただいて、引き続き検討といえますか、それを求めたいと思います。

農林水産部長

もう少し今の米価の下落の影響を説明したいと思います。1俵1万2,600円から1万600円に2,000円落ちました。今の1俵1万600円は、どういう水準かといいますと、5ヘクタール以上の大規模、いわゆる担い手と言われている人たちにとっては、この米価1万600円という水準は、経営というのはほぼ——自家労賃といいますか、自分で働いた分の所得も全てカバーできているという状況です。全算入生産費という言い方をするのですが、そういう意味では1万600円であってもいわゆる自分の給料的なものも確保できる水準であるというのがまず1つあります。なおかつ、それに下落した分の2,000円に対してはナラシ対策や収入保険で、これは6月になるのですが1,000円弱から大体下落したのと同じ2,000円くらいまで補填されるという状況ですので、今のこの米価水準でもって担い手の方々が立ち行かなくなるという——個々にはいろいろなばらつきはあると思いますが、そういう経営的なダメージのあるようなレベルではないということがまず1つ前提としてあります。

加賀屋千鶴子委員

ただ、実際には関係者の皆さんからの話を伺いますと、法人も高齢化していて再編していかなければならない、次に渡す人がいないということも、全てとは言いませんがそういう実態にもあると。ですから私は、やはり一人でもやめていく方を減らし、一人でも多くの方に参加していただくということがなければ、今策定しようとしているビジョンについてもこの後進めていくことがなかなか厳しくなると考えましたので、その立場で提案をさせていただきます

した。

質問が変わります。米粉パンについてです。水田活用の直接支払交付金などで主食用から飼料用や加工米などへの作付転換が進められていますが、やはり米の消費を拡大していくために小麦の代わりに米粉でパンを作ると。秋田県の今の状況は、米粉パンを作るための米粉の需要があれば供給できる体制だと伺ったのですが、このことに間違いはないですよね。

農林水産部長

一時期、10年くらい前ですか——たしか日本で小麦粉が500万トンくらい輸入されていたと思いますが、そのうちの10%、50万トンを米粉に置き換えようというプロジェクトが国で始まって、ほとんど官製需要のような形でやったものの長続きしなくて失速したのですが、ここ数年グルテンフリー（グルテンを含む食品を摂取しない食生活のこと。）というのが注目されてきて、ある意味そういう健康的なものから最近需要が高まってきて、需要が高まればそれなりに供給するような……。要は出口がないことには作れないので、そういう環境にはあるかと思っています。

加賀屋千鶴子委員

そこで教育長にお伺いしますが、学校の給食に出されているパンについては教育庁から学校給食会（（公財）秋田県学校給食会）に調査をしていただいたのですが、小麦は100%外国産で、主にアメリカ産だと伺いました。米粉パンも出されているが、どこが原産県なのか把握していないということでした。ですので、消費を拡大していくということや、秋田で作られた農産物で子供たちに安全に食料を提供していくということのためにも、米粉パンを計画的に学校給食で取り入れていく、拡大していくということをするべきではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

教育長

我々の小さい頃の給食は毎日パンで、たまに御飯が食べたいと思ってもずっとパンだったのですが、御存じのとおり最近では週5日のうち大体4日くらいが御飯で県産米を使っていますが、週1日くらいが麺やパンというメニューがほとんどで、更に子供たちは麺が好きですので、なかなかパンという日が日数的には少ない、実際に少ないということです。ただ、昨年度は秋田県産米の米粉パンを使った給食を出した市町村が15市町村あると。それは全て県産の米粉を使っているということで。ただそれでも実際に小麦のパンを使っているほうが多いのですが、市町村に聞くと、どうしても米粉のパンのほうが価格的に高いので、給食費が微々たる金額でやっている中で更に高いのを使うことになり大変さがある

ということで、米粉パンの回数は少ないのですが…。ただ学校給食の意味合いから、県産の米や米粉で作ったパンだという話をしながら食べるとふるさと教育の一環にもなるかと思えますし、米粉パンの良さもありますので、機会を見て話題にはしていきたいとは思っています。

加賀屋千鶴子委員

確かに給食で出される回数は少ないかもしれませんが、これをもっと増やしていけば消費が増えることは確実なわけですので。価格の問題もあると思いましたが。そういう課題をクリアしながらも、計画的に、できたら100%県産の米粉パンを提供するという目標に取り組んでいただきたいと思いますのですが、その点いかがですか。

教育長

いずれ市町村の——小中学校ですので、我々も市町村を回ったときにでも話題にして、少しでも米粉パンが出せるような状況ができないかと、値段の面もあるのですが、話題にはしていきたいと思えます。

農林水産部長

米粉の、米の需要拡大という趣旨の質問だと思います。実際、学校給食で米飯給食で週4回で食べてもらっていると、大体年間1,000トン以上消費するすごく大きなお客様になっています。米粉パンは月2回、それを全部米粉のパンに換えたとしても大体30トンくらいにしか——しかという言い方も——ならないので、あまり需要先としての意味は——恐らくそれほど効果はないのではないかと思います。

先ほど言いましたが、小麦粉を米粉に置き換えるという発想は官製需要で長続きしなかったと言いましたが、結局それは最後にコストの議論になってしまうのです。先ほどのグルテンフリーというのは、コストの議論ではなく付加価値の議論になるわけです。だから、米粉をもし増やすということになっていくとすると、やはり付加価値を目指していかないと、いつもコストの議論はなかなか突破できないので、我々としては向かっていく方向としてそういう付加価値をつける取組は推し進めていきたい。教育的な配慮として利用いただく分については、いいものはしっかりと供給していきたいと思えます。

加賀屋千鶴子委員

それも分かります。ただ、何かをしないとこのまま消費が減っていくのを黙って見ているということではないですが、その方向に進んでいくことになってしまうわけですので、小さいかもしれないですがやはりそれを積み重ねて、いろいろなもので積み重ねていくという方法を——本当は全農（全国農業協同組合連合会秋田県本部）などが中心にやるべきことなのかかもしれませんが、そこは県も含めて検討し

ていただき、消費拡大と……。農業といっても米だけではありませんが、是非振興に力を入れていただきたいということで、このことについての……。

農林水産部長

いずれ我々も国にいろいろな要望をするときも——いつも抑制するような話ばかりなので、そうではなくそもそも米の消費をもっと増やさなければいけないのではないかという話は国にも要望させていただいておりますし、我々自身でも例えば大潟村に今年パック米飯工場が造られ、それに県でも応援したのですが、縮小している中でも伸びる分野——先ほどのグルテンフリーの分野もそうかもしれません、日本酒などもそうかもしれません——伸びる分野をどうやって取り組んでいくかということが大事だと思いますので、委員の趣旨を十分踏まえながら、我々も需要拡大に努めていきたいと思えます。

加賀屋千鶴子委員

質問変わりますが、2番の日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業についてです。この事業の中にはワクチン接種ができない方の場合の検査というのと、あとは感染が拡大した場合に都道府県の判断で検査を無料化するという2つの事業があります。最終的には都道府県の判断でということですので知事が判断することになると思えますが、感染が拡大してからでは遅いわけで、私はやはり感染が拡大するかもしれないその前の段階でこういう無料の検査を広くやる必要があると思うのですが、その辺の認識はどのようにお持ちでしょうか。

健康福祉部長

まん延防止のためには、やはり感染の拡大傾向については早めキャッチして、迅速に対応することが基本的に必要だということは考えています。一般検査事業を実施するに当たっては、対象となる期間や地域、あるいは感染拡大の傾向の根拠といいますか——週当たり何人だとか、何人ずつ増えているとか——そういったものをいろいろと分析しながら、特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）担当大臣に、国に対して協議することが前提となっていますが、新規感染者数や病床使用率などの我々が持っている数字の推移を適切に判断して、実施が必要な場合には速やかに対応するようにしてまいりたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員

必要だと判断するそのタイミングなのですが、これまでの県内の感染状況からすると、どういう段階でということは今現在で想定できるものでしょうか。

健康福祉部長

これまでも例えば警戒レベルを引き上げるときには、単に全県的な数字だけではなく、どこの地域で集中的にとか、あるいはクラスターの発生状況、病

床の使用率など、そういったものを総合的に判断してきたところです。そういったものを切り替えるときには、秋田県新型コロナウイルス感染症対策協議会、医療関係者等による専門の会議がありますので、そういった委員の意見も参考にしながら県として判断してきたところです。

加賀屋千鶴子委員

日常の生活に戻るためには、感染をきちんと抑制できなければ元に戻ることはできませんので、やはり適切なタイミングというのはすごく難しいわけですが、早め早めの対応で是非感染を抑えていただくためにお願いしたいと思います。

質問変わります。3番目の働きながら子供を産み育てる環境づくりについてです。これについて今回の補正で咲きほこれ！あきたウーマンパワー応援事業——必要なことではあるのですがそれ以前に——それ以前にというかそれと並列で、私は仕事をしながら子供を育てることに取り組む必要があるのではないかと思いました。この環境を作ることこそが今必要なのではないかと思っています。今年に入ってからすぐ、秋田市内の30代の女性の方から、産後のケア、職場の理解が足りずにもう一人欲しいとは思えないという声を寄せていただきました。せっかく2人目なども想定していた中で、この声は私にとって本当にショックだったのです。実際にいろいろな取組をされているのですが、まだ県内の職場の中には女性がこういう思いをしている職場もあるということが現実なのです。このことについてはどのように受け止められるでしょうか。

理事

令和元年でワーク・ライフ・バランスの実現について調査させていただいたところ、やはり企業の取組としては育休や介護休暇の取得が進めにくいという声が38.6%、約40%近くありました。令和2年度の育休の実態を調べたところ、女性が96.5%、男性が10.7%。そういう意味では女性は一定の高い水準なのですが、男性は全国平均と比較しても低い状況となっています。女性が働きやすい環境を保つためには、女性だけではなく男性の育児、家事への参加が重要だと思っていて、ここは男女問わずこういうものが取りやすい環境を作っていくことが最も重要だと認識しています。これについては今までも男女とも働きやすい職場づくりを進めていまして、そういう意味ではそこを一層——今までの取組を更に推進していくことが重要だと考えています。具体的には、あきた女性活躍・両立支援センターの企業訪問を通して、企業側、経営者側に男女を問わず育休が取りやすい環境を——制度や会社の雰囲気を整えるなど、そういう両立支援に向けた働きかけを更に進めていきたいと思っています。昨

年度から進めていまして、ここでは昨年くるみん認定を受けた企業も出てきていますので、一定の成果は出ていることは確認しています。

先ほどの話にもありました咲きほこれの事業ですが、この中に2軸として企業経営者に対しての意識改革の取組をしていまして、そこでも企業経営者の皆さんにこういう働きやすい職場を作っていくことを含めたシンポジウムであるとか、経営者向けのセミナーといったものも行いながら、更にそういう考え方を浸透させていこうと努めています。

加賀屋千鶴子委員

ありがとうございます。この事業はすごく大事で必要だと思いますが、やはり併せて企業者の方——経営者の方もそうですし、県民の意識を変えていくというか、県民の意識に働きかける対策も必要ではないかと思っています。今話していただいた内容は、このワークライフバランス読本（令和3年3月秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課発行）にいろいろと盛り込まれているのですが、これはどのように活用されているのでしょうか、ありましたらお知らせください。

委員長

暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

午後 2時32分 再開

委員長

再開します。

理事

労働局の支援も受けながら、各取組団体などを通して配布を実施しています。

加賀屋千鶴子委員

分かりました。取組団体にもお知らせいただくことは大事ですが、やはり私は若い——例えば高校を卒業して就職する方々などにも是非このパンフレットをお渡しいただいて、自分たちがこの先どのような人生を歩んでいくかとか、結婚や出産の過程の中でどのように進んでいくかを理解していくことがやはり大事ではないかと思うので、その点についてはいかがでしょうか。

理事

高校生に対しても、これらの資料を基に情宣（情報収集及び内外への宣伝活動のこと。）は既に実施しています。

加賀屋千鶴子委員

時間ですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長

以上で加賀屋委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は午後2時45分とします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。松田委員の質疑を行います。

松田豊臣委員

それでは、質問させていただきます。

初めに、コロナ禍における対応についてですが、これまでの質疑の中で重複している部分を省いて質問させていただきたいと思っています。まず1つ目に新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてですが、先ほど高橋委員からも質問がありましたので、その部分については省きます。これまで1回目、2回目とワクチン接種をしてきたわけですが、そのときの運営における課題について、今どういう認識を持っておられるのかお聞きします。

健康福祉部長

県全体での課題ということでよろしいでしょうか。

松田豊臣委員

はい。

健康福祉部長

まず、実際始まってみていろいろと啓発等を行ってきたわけですが、どういった順番で接種するかといったことを県民の方に理解していただくためには、多少情報不足だったところがあったと思います。その中で、初めに接種が開始されたときに、予約の関係で市町村でなかなかサイトに接続しにくい、あるいは電話につながりにくいといった面でいろいろと御不便をおかけしたことがあったと思っています。

また、始まってきて中で、ワクチンの供給の関係がありました。前倒しということで県からも市町村にいろいろと働きかけた中で行ってきたわけですが、加速がついた段階で市町村が要望するワクチンがなかなか国から供給されない状況がありました。そういったことで問題があったと思います。

それから職域接種についていえば、国の対応が途中で手間取ってしまったというか、初め早い時期に接種できるということで手挙げした団体が多かった

わけで——21団体ほどありましたが、審査等に時間が掛かってしまって、うち6団体が結果的に途中でやめるといったこともありましたし、そういったことも課題であったと思っています。

ほかにもいろいろとありましたが、こういったことは3回目に向けて、解決に向けて対応してまいりたいと思っています。

松田豊臣委員

その課題について——今回来年9月30日までに接種を終わらせようという計画と聞いていますが、実際に先ほどの課題をどうやって克服し解決して進めていく計画なのでしょうか。

健康福祉部長

例えば予約の面からいえば、1回目は一斉に接種券が配られたところもありましたので殺到することもありましたが、3回目は2回目の接種を終えてから順次——今のところ8か月ですが——8か月が経過する前後に通知されるということですので、そこら辺は少し解消されていくとは思っています。

あと、ワクチンの供給量です。これは現在2月までの供給量が決まっていますが、今前倒しされる場合にどうなるかといった問題、それから今回ファイザー社製とモデルナ社製の2種類のワクチンが供給されますので、その配分と運用があります。県でも、実際に接種する対象者、そのタイミングで調査しながら、市町村に適切に配分できるよう調整してまいりたいと考えています。

職域については、今回改めて早く接種することでそういった問題、必要性はなくなりますので、今希望する団体が準備をしている状況です。

松田豊臣委員

1回目、2回目の接種の中で1つ大きな課題になっていたのが、障害をお持ちの方へ配慮した接種の仕方といいますか、それとともに妊産婦への優先接種も1つの大きな課題とされていたのですが、障害児者に対する接種の在り方と妊産婦への優先接種についてお知らせください。

健康福祉部長

障害児者への接種については、以前に総括でも委員からいろいろと御質問頂きましたが、県で取組事例といいますか、こういった対応方法があるといったことを例示して市町村等に情報提供しました。こういった取組は全国的にも評価されていて、国の検討委員会でも秋田県の好事例ということで紹介されている経緯もあります。

それから、妊産婦への対応です。ここら辺は市町村でのきめ細かな対応ということになりますが、会場に向かわれたときに列に並ばずすぐ接種していただける体制など、それぞれに工夫されたものと思っています。

今回3回目の接種に当たり、そういったものへの市町村それぞれの対応の中からまたピックアップして、更に情報提供した中で県全体でそういったレベルアップが図れるように努めてまいりたいと思っています。

松田豊臣委員

是非とも各市町村と連携を取りながら進めていただきたいと思います。

コロナ禍における対応の一つなのですが、高齢者肺炎球菌ワクチンというのがあり、肺炎は高齢者になればなるほどに重篤化、重症化しやすいと言われていまして、高齢化に伴って年々肺炎球菌による死亡者数も増加していると聞いています。特に高齢者の死亡率が高い肺炎予防のための定期接種制度が2014年10月から始まっていますが、この制度は5年間で65歳以上の全人口をカバーするという経過措置期間を設けていて、対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの各年齢になる方で、生涯に1回だけその制度を活用した接種が可能となっている制度です。しかし、この接種率が伸び悩んでいるために、国では2023年までにその経過措置を延長しています。特に今年度は新型コロナウイルスワクチンの接種も実施されていまして、特に高齢者においては接種とか、又は通知時期が重なることもあり、肺炎球菌ワクチンの接種率が例年に比べて低いと聞いています。対象者によっては、新型コロナウイルスワクチンの接種をすれば大丈夫だとか、又は新型コロナウイルスワクチンの接種を優先することにより肺炎球菌ワクチンの存在を忘れてしまったという方もいると聞いています。

そこで、3回目の接種に関わる時期に肺炎球菌ワクチン接種への影響をどのように考えておられるのか教えてください。

健康福祉部長

肺炎球菌ワクチンに限らず様々な予防接種——インフルエンザ等もあります。2週間以上間隔を空けてということとして、そうしたことは予診票等にも記載されていますので適切に対応されているとは思いますが、肺炎球菌ワクチンは年度初めに個別に通知している市町村が多いようです。そういった意味で、接種時期は割と年度初めに集中すると思いますが、今後3回目の新型コロナウイルスワクチンと重なった場合に接種される方が同時期にというわけにはいきませんので、個々に判断されることにはなるのですが、もしその時期にタイミングを逸してしまった場合には翌年度に接種してもいいといった通知も国から出されていますので、そこら辺の情報の周知も図りながら、市町村の広報を通じて適切に伝わるように努めてまいりたいと思っています。

松田豊臣委員

肺炎球菌ワクチンの件ですが、県が強いリーダーシップを発揮して、でき得れば年度内で接種してもらえるような呼びかけ又は再通知が必要だと思うのですが、知事はどのようにお考えでしょうか。

知事

私もちょっとこれあまりよく分からない。私はやりました。ただ、接種がこういう状況だというのは今初めて分かったのです。いずれ医者からもこれは非常に効くということで私もやったのですが、一般の方がほとんど分かっていないという状況が大分あるようです。私も医者から言われて分かったのです。そういうことからすると、県としても市町村と連携しながら様々な機会にこの存在や接種のルールをしっかりと広報して、できるだけ多くの方がこれを受けられるように、そのようにしむけていく必要があると思います。

松田豊臣委員

是非ともよろしく願います。

それでは質問を変えさせていただきます。次は、2つ目の多胎児支援についてです。多胎児の件については、これまでも一昨年の自民党会派の代表質問や、今年2月の一般質問で取り上げられたテーマです。日本において多胎児の分娩件数は——近年横ばいから減少傾向にあるのですが——約9,800件と聞いています。多胎児は単胎児に比べて低出生体重児の割合も高く、低出生体重児特有の支援が必要となっている場合もあると聞いています。同時に2人以上の妊娠、出産をすることに伴う身体的、精神的負担も大きい、また経済的な問題もあると聞いています。さらには、社会からの孤立という問題もありますので、多胎児に対する支援は本当に必要だと感じているところです。

国としては2020年度から、昨年度から双子などの多胎児がいる家庭に対する支援事業を始めます。その内容は、多胎児に特化した支援策として育児経験者をサポーターとして家庭に派遣するほか、同じ悩みを抱える親同士の交流会などを開催していると。多胎児の子育ては大変であり、過去には三つ子の育児に悩む母親による虐待死亡事件も起きています。ということで、まず本県が多胎児の出産状況をどのように認識しているのかお教えてください。

健康福祉部長

多胎児ということですが、令和2年度は43組、83人の子供ということです。令和元年度は74人、平成30年は89人ということで大体同じような数字ですが、出産数が減っている中であって多胎児の数は大体一定数ですので、割合としては高くなっているという印象を持っています。

(※75ページで発言訂正あり)

松田豊臣委員

多胎児の産前産後の家庭に国（厚生労働省）は、外出に同行したりする多胎妊産婦サポーター等事業を進めているのですが、特に産後3か月から4か月の間でその訪問支援が大事だとも言われています。本県としても市町村と連携しながら、多胎児子育て経験者による訪問支援に取り組むことが重要だと考えますが、健康福祉部長のお考えをお聞かせください。

健康福祉部長

初めに先ほどの数字について、年度と申し上げましたが、年、暦年ですので訂正させていただきます。

（※74ページの発言を訂正）

多胎妊産婦サポーター等事業は、令和2年度から国の事業として始まりましたが、残念ながら今年度本県で今年度実施しているところはまだありません。

そういった中で、県としてはこの事業の情報を市町村に提供して働きかけを行うとともに、実施したいという市町村に対して、サポーター養成のための研修会に助産師等の講師を派遣するなど、そしてまた親御さんの心身の負担を軽減し、孤立化の解消を図られるような好事例について情報提供を図ってまいりたいと思っています。

松田豊臣委員

実際単胎児と比べて多胎児の場合はベビーカーなどの費用もそれなりに掛かるし、子供服等も単胎児の家庭に比べれば倍の費用が掛かる、3倍に掛かるといった経済状況もあると聞いています。

そこで経済支援について、実施主体は市町村で、一部の自治体はやっていると聞いていますが、本県市町村と連携しながら経済的支援を進めていく必要があると考えるのですがいかがでしょうか。

あきた未来創造部長

私から、保育料、副食費助成については多胎児だからという特別な扱いではないのですが、所得制限はあるものの多胎児について1子目は2分の1若しくは4分の1助成、2子目は全額助成という形で…。副食費についても同様で、これらはいずれも市町村等が連携しながらやっているところですよ。

また、多子世帯ということで、これは第3子以降ということになりますが、一時預かり利用料や子育て用品の購入費、といったものに助成をしている市町村もあるところですよ。

いずれそうした経済的な支援に対するニーズは多様化していますので、地域の実情に応じたそうした子育て支援メニューの充実について、市町村と連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

健康福祉部長

加えてですが、多胎児ということで低出産児、未熟児等のケースが多いことから医療費の助成ということで、市町村と連携しながら支援させていただ

いているところです。直接的な経済的助成ということでは、これまでなかなかできなかったこともありましたが、今後とも市町村とはいろいろと情報交換し、どういったことが可能かといったことを考えてまいりたいと思っています。

松田豊臣委員

多胎児家庭の理解促進について、NPO法人で子育て支援をしているフローレンスというところがあり、そこで多胎家庭に実施したアンケート調査の結果によると、育児の悩みについて外出・移動が困難と回答された方が89%で最も多く、次いで大変さが周囲に理解されていないという家庭が49%以上になっているという話でした。多胎児は今部長がおっしゃったように、未熟児というケースも多いと聞いていて、発達障害又は知的障害等の障害をお持ちの家庭も多いという現況だそうですね。その中で、県内で妊娠期から中学生世帯まで約100世帯が会員となって多胎児の支援を行っている多胎サークルひなっこクラブというのがあります。そこでは、年代を分けて多胎児世帯が孤立、孤独にならないように、月に平日と土日、各1回ずつ合計2回の交流会を設けていると聞いています。そのほかにこのサークルでは、まず多胎児や多胎児家庭を知ってもらおうと勉強会又は交流会も開催して、多胎児家庭の困難さの理解促進に向けて活動されているという話です。

そこで、多胎児家庭における子育ての困難さについて、まずは理解の促進をすべきと考えますが、知事の御所見をお願いします。

知事

今どちらかということと少子化ということと——1人か2人ということ、そういう中で多胎児の方の家庭というのは、逆に言えば急にあつという間に多くの子供を抱えるということ、やはり相当負担があると思います。そういうことで、そういうサークルに対していろいろな面で——講師の派遣や会場の提供、あるいは勉強会の後援などについて、これから少しやっていく必要があるのではないかと考えています。そうしたことを通じながら県民の方に理解していただいて、地域の方もそうした子育ての一環としていろいろな面で協力し合うような雰囲気を作っていくことが必要だと思っています。

松田豊臣委員

是非ともよろしくをお願いします。

それでは、質問を変えます。秋田県DX推進計画（素案）についてお伺いします。今議会において、秋田県DX推進計画が来年度から実施されるという素案が提示されています。そこで、庁内の推進体制として、知事を本部長に知事部局、教育庁、警察本部の長を本部長とする秋田県DX推進本部を設置をされて強力に推進をする司令塔としていますが、実

際に司令塔としての本部はどのような機能や権限を有して推進されるのかお知らせください。

企画振興部長

ただいま紹介いただいたDXの戦略本部ですが、主な所掌事項としましては県のデジタル化の推進やDXの推進に関する基本的な計画策定ということで、今年度はまず立ち上がりの年度でもありますので、この基本計画の策定に向けて今数回にわたり議論しているところです。また、本部自体が本県のDX戦略全般についての推進役という役割を果たしますので、そういった意味から産業振興や地域課題の解決などに向けてデジタル化やDXを推進……。そして行政の事務事業についても同様にデジタル化、DXの推進などを図っていききたいということで考えています。

松田豊臣委員

このデジタル化は非常に今大きなテーマだと思っていて、実際新秋田元気創造プラン（素案）にも元気を創造するための施策の選択・集中プロジェクトの一つになっているものですから、是非とも大きな力を発揮しながら推進していただきたいと思います。その中で、県の選択・集中プロジェクトの一つであるデジタル化推進については、やはり透明度を上げて推進を目指していただきたいと考えています。その推進本部での協議、決定内容などは、その進捗状況も踏まえてでき得れば見える化をしながら、県民一体となつての取組としていただきたいと、情報発信を強力に実施していただきたいと考えますが、知事の御所見をお願いします。

知事

いずれどういったことをやっているのかという、またどういった目的でこれをやるのかということは、県民の皆さんに対し分かりやすく示すことが必要ですので、いろいろなウェブサイトあるいは様々な報告書において、こういうものを見る化していきたいと思います。ただ、相当分かりにくいというか——分かりやすさというの——分かりやすくできないところがあるのです。専門用語が出てきますので、そういうところはどのように処理するか。非常にこの問題は、相当専門的な部分に入りますとほとんど誰も分からないということになってしまいますので、まずは身近な効用がどのように——中の技術的なことは別にして——こういうことをすることによってどういった利便性があるのか、あるいはどういった方向で役に立つのかという点を強調しながら、県民の皆さんへの広報あるいは情報の提供をしっかりとやっていきたいと思ひます。

松田豊臣委員

是非ともよろしくお願ひを申し上げます。

実際今回の計画（新秋田元気創造プラン）と推進

計画がデジタル化又はDX化の推進に向けた全体像であるとも聞いています。その全体像としてのロードマップ等の提示も、推進する意味では必要だと思いますが、企画振興部長の御所見をお願いします。

企画振興部長

今議会でお示しした素案の中にはまだ付けてはいませんが2月議会でお示しする案では、この推進期間において各部局でどのような形で年度ごとに作業していくのかといったロードマップを作成することにしていて、今現在その調整中です。2月議会にはお示ししていきたいと考えています。

松田豊臣委員

是非ともよろしくお願ひします。

続きましては、デジタルデバインド（パソコンやインターネットを活用できる人とできない人の間に生じる格差のこと。）の解消についてお伺ひします。デジタルデバインドの解消は非常に大きなテーマではありますが、昨年の自分の一般質問の中でも高齢者、障害者などを含めた全ての県民がデジタル化によるサービスを受けられるよう、環境の整備と支援体制の構築に向けた取組を推進すべきと質問させていただきました。その答弁で知事からは、「民間企業と連携しながら多様な事業を展開することにしており、全ての県民がひとしくデジタル技術の恩恵を受けることができるよう取り組んでまいります」とおっしゃっております。

そこで、デジタルデバインドの実際起こり得る要因、起こっている要因と根本的な解決策をどのように考えておられるのか、知事の御所見をお願いします。

知事

これは、全ての人に分かれと言っても無理なのです。あとはスマートフォンの普及率もありますが、必要のない方もいますので、これを全部強要することはできません。また、一定の年代になりますと、無理やりこれを押しつけることも……。こういうものに価値観を感じない人もいますから。今のところスマートフォンの使い方をもっともっと覚えたいという方に対する研修会、あるいは実際に様々な県の事業を通じてこういうことがどのように役に立つか……。そういう操作とかではなく、これの社会における役割のほうで覚えていただくということが中心であろうと思ひます。一定の年代になりますと、もう何十年になると分かってきますが、その頃はまた別の、もっと別なのが出てきますので、これが全部行き渡ることはないと思ひます。ただ、この効用だけはしっかりと覚えていただくことが一番重要ではないかと思ひます。

松田豊臣委員

デジタル化は当然国でも進めようという事業の一つです。今少し格安なスマホもいろいろと発売され

ている状況と聞きますし、また必要であってもなかなか近場にそういったところがないという方もいらっしゃることを考えたときには、いろいろな教育、又は支援の施策は当然重要になってくると思いますので、是非ともよろしくご願ひ申し上げます。

その中で実際に今知事がおっしゃった内容を進めていく、そういう部署は県庁のどの部署で、いつくらいからどのようにして進めていくのか、具体的に教えていただきたいのですが。

企画振興部長

今デジタル関係の施策は、企画振興部のデジタル政策推進課で行っています。具体的に6月補正でお認めいただいたようなスマホの体験研修会、操作体験会、あるいはデジタル活用サポーターということで、身近なところでそういったお困りの方々に対して寄り添いながらサポートしていく人材も今研修の中で養成していますので、そういった方々を中心としデジタル政策推進課において各部局とも連携をしながら進めてまいりたいと考えています。

松田豊臣委員

多分これからはいろいろな行政サービスのプッシュ型が増えると思うのですが、そのプッシュ型が必要な方に速やかに届くような仕組みとしても、このスマホや機器を使った支援策が必要だと思いますので、是非ともよろしくご願ひします。

それでは、質問を変えます。最後の質問ですが、今秋田市で外旭川地区まちづくり構想について、市会議員で議論を進めています。新スタジアムの隣接を含む外旭川の地区構想なのですが、今回AIやICTなどの先進技術を活用したまちづくりについて、民間の専門的知見やノウハウを生かし秋田市と共同でまちづくりを進める事業パートナーを選定し、令和5年3月には外旭川地区まちづくり構想の策定に向けて検討を進めているとの話を伺っています。この件について、知事はどのように感じていますでしょうか、御所見だけご願ひします。

知事

どういうものが出てくるか。ただ県として関わる部分はスタジアムと。それ以外のまちづくりは秋田市が中心になり市場（秋田中央卸売市場）の改築——あれが中心ですので——そこら辺がどういったものになるか県として見守っていく中で、例えば全県的に活用できるようなものがあればこれを参考にするという、今そういうスタンスで臨んでいます。

松田豊臣委員

では、よろしくご願ひします。

副委員長

以上で松田委員の質疑は終了しました。

次に、小野委員の質疑を行います。

小野一彦委員

企画振興部長にお尋ねします。秋田県人口ビジョン（案）と今回の新プラン（新秋田元気創造プラン（素案））との関わりです。この人口ビジョンの改訂版を見ますと巻頭に、人口減少問題の克服に向けた取組の充実強化を図るために新たな人口の将来展望を示すのだと書いています。このビジョンの中の21ページを見ると、社人研の推計と、県が目指すべきとした推計2との差が出てくるのがあとちょうど10年後です。この施策を充実強化しなければ36万2,000人になると。44年後という私は106歳になるのですが、大隈重信公によると正しいことをすれば人間は125まで生きられるということなので、もしかすればそういう時代に行くかも分からないです。ただ、この人口だともしかすれば秋田県知事はいなくなるかもしれないです。東北州の秋田地域振興局長になるかもしれないです。やはりこれは本当に大変な時代になるのではないかと。この人口ビジョンを枕元に置いて寝ているのですが、最近寝られなくなってきました。土地改良区の賦課金はどうなるのだとか、ため池の管理をどうするのだとか、もう大変です。そのためにこの10年間、今にこやかに笑っている1歳、2歳の子供たちがこの秋田を守って生かしていく活躍の場を作るのが私たちの役目だと思います。その

10年のうちの4年というのは、そういう部分を社会全体で取り組んでいくスイッチオンの4年間だと思うのですがいかがですか、部長。

企画振興部長

私も時々プランのことを考えると夜中に目が覚めたりするのですが、今委員がおっしゃられたように、この4年間というのはこれから先の我が県を見据えた場合に、これまで以上に重要な期間になると考えています。そうしたことも踏まえて、今大変革の時代に備えて——大変革の時代に備えてというよりは真ただ中にいる我々が強い覚悟を持ってこの4年間しっかり取り組んでいかなければならないと考えています。

小野一彦委員

この10年間の中で、先ほど言った1歳、2歳の子供たちのことについて、ふるさとで生き抜く力、あるいは生きていくライフプランみたいなもの、そういう部分はこのたびの新プランでは何か盛り込まれているのですか。

企画振興部長

生き抜く力については、戦略6の教育・人づくりのところ、それぞれの子供たちがしっかりと素養を高めていくような取組について、幾つかの視点からそういう方向性を盛り込んでいるつもりです。

小野一彦委員

そういったことに呼応して、先ほど来の女性の活

躍の場をもっと増やしていくということでいろいろと議論がありました。秋田県は今まで、女性が活躍している企業の表彰制度（秋田県女性の活躍推進企業表彰）を行っています。その企業について——先ほど理事はメリットを企業経営者にお伝えしたいと話していましたが、本当にいいことだと思います。それでそのときに企業の方々も——中小企業の場合はそうした人材確保で何とかしなければならないと思っただけでも、なかなか一歩踏み出せない忙しさといった悩みもあります。

そこで、今回オープンデータ化されているデータの中で、そうした企業の経営分析をしてみました。建設業では公表されている経営事項審査と東日本建設業保証(株)のデータがあり、これを使用して比較すると、表彰企業は明らかに資料2ページ目の売上高対経常利益率がかかなり高いのです。9社の中で一定の規模を持っているところもあるし、そうでないところもあるのですが、どうしてかと思ひ、実は秋田市内のある建設業の社長を訪問して聞き取りしました。するとその社長がおっしゃるに、我が社は地域を良くしたいというパーパス（主に社会の中で何らかの価値や意味を生み出すための個人や組織の意思のこと。）という部分を社員と共有しているのだと。若い社員が男も女も現場を持つようになるためには10年掛かるのだそうです。その10年掛かるための能力給的な部分で、いきなり賃金を上げることはできないものの、子供が生まれた場合はみんなの宝だということで出産支援金——今国が考えている金額の5倍くらいの支援金をお支払いしますと。そして小学校に入る前にまた同じくらいお支払いすると。あと、施工管理技士や建築士の資格を取る場合、そして御本人が目指すあまり職場に関係ないような資格でも職場として支援すると。つまり職業訓練に対する支援をきちんとして、さらに育児休業で職場に復帰する場合に復帰プログラムを用意して、スムーズにいけるようにやっているという話をしていました。そういう部分で、もしかすれば一定の規模になるための結果になったのかもしれないし、コストをきちんと生かしながら売上げを上げるための仕事のチャンスをつかんでやるための結果になったのかもしれないし、そういう部分についていろいろな県内企業の隠れたポテンシャルというか、取組内容が見える化して、単に好事例ということではなく処方箋のバックデータとなるような企業分析を加えた形で情報発信するべきでないかと思ひますがいかがでしょうか。長くなってすみませんが。

理事

ありがとうございます。おっしゃるとおり、県内企業の皆さんはやはり負担感ばかりでリアルな効果はあまり実感していないというのが現状だと思っ

ています。女性活躍推進というのは、そういう意味では労働力の確保だけではなくそれ以外のメリットということで——今回この中は多分プロセスイノベーション（ある製品やサービスのプロセス（製造工程、作業過程など）を変革することで、効率化による時間・原価低減や品質向上などにより競争力を高めること。）だと思ひのですが、生産性が高くなって——私も今建設事業の数値を拝見させていただいて、これが出ているのではないかと思ひています。

私、実は今いろいろな企業の皆さんに対して、研修の中で秋田県ならではの好事例というのを話させていただいておしやるとおり定性的ではなく定量的な数値をこちら側から情報発信することによって、より感じていただけるのではないかと思ひています。今日頂いたこの表——私も先ほど拝見させていただいたのですが、まず収益性が高いということと、それから健全性——これはもう見るからに数値を見て問題はないと思ひますし、活動性においては総資本回転率（総資産がどれだけ効率的に売上高を生み出したかという資産運用効率を表す指標のこと。）——これは1以上あればまず健全であるということ、それから自己資本回転率（自己資本をどれだけ有効活用して売上高につなげているかを表す指標のこと。）——ここは建設業であれば2.3以上あればいいということ、そういうことを考えると活動性がBという評価をされていますが、書いていらっしやるとおり自己資本金が大きくなっていることで一時的に低く見えますが、ここから読み取れることは生産性が上がっている、労働の質を上げたということで、1人当たりの労働力が1.3倍とか1.5倍になっているというのを、不確かではありますが私はこの表からそのように読み取りました。こうしたファクトに基づいて今後いろいろなところで好事例、そして数値的な結果とそれに基づく具体的な行動をどうされたかというのを、これからいろいろな場で皆様に情報共有させていただきたいと思ひますし、現在そうした好取組を皆さんから自薦、他薦を問わず教えてくださいということも情宣していますし、その好事例はいろいろなメディア——SNSやテレビ、ウェブサイト等でも、文字ではなく動画も添えて展開していきたいと思ひます。

小野一彦委員

社会全体で、そのようにもっと広がるようによろしくお願ひします。

あとは賃金向上の道筋についてですが、12月12日に県民の意見を聞く会を由利本荘市内で行いました。その中で新プランに関してある女性の方から出されたことなのですが、「私の周りには若い20代の男性がいらっしやって——10人くらいで

すか——すごく給与水準低くて非正規で、なかなか仕事を探してもいいところなくて、結局東京に出て行ってしまったのです。小野さん、どうしてくれるのよ。」と私は言われました。それで私としては、やはりきちんとこの場で知事に届けたいと思っています。それで、この前労働局にも行ってきました。労働局でももちろん、成長性のあるところへの労働移動、あるいはキャリアアップのための助成金などいろいろとやっています。そういう部分と併せて県としても、そういう悩みを持つ若い人たちが——ジョブセンターなどがあると思うのですがそこに行ったときに、県も国も一緒になって職業訓練の道もやるような体制を是非作ってほしいのですが、あるのですか。その、ちょっと教えてください。

産業労働部長

そういった窓口としては、例えば秋田テルサに若者向けのそういった相談窓口を設置していて、またハローワークも隣接していますので、そういった職業相談あるいは自らのキャリアプランについて相談に乗る体制はとっています。

小野一彦委員

一般質問のときも話しましたが、賃金を上げるための道筋はそう簡単にはいかないわけですね。賃金を上げるとなれば、社会保険料の負担分も増えたりして一時金で対応するなどいろいろな企業が出てくると思いますが、やはり業種や規模に応じて一定のプロセス——長い年月を掛けながら賃金を上げていくような、単に労働移動だけではなくて、そういったいろいろな処方箋を、労働局の相談事例やいろいろなところから酌み取って、先ほど女性活躍と同じように、100あれば100の賃金向上に向けた支援の道筋があると思うので、そこら辺は是非ストックして提供していただければと思います。いかがですか。

産業労働部長

我々は企業側からだけではなく、そういった労働者側からもいろいろと話を伺う機会を作っていますので、これからもそういった情報を集めながら施策に反映させていきたいと考えています。

小野一彦委員

次に、輸送機産業の構造転換対策ということで、今年の事業の当初予算で内燃機関——エンジンがいづれなくなって——トヨタも今回発表しましたが——そういう部分に対してどういったニーズがあって、地元企業はどういったチャンスがあるのかということは今やられていますか、そこら辺は今どういう段階だと認識していますか。

産業労働部長

この事業は、EV化が進む転換期において、県内の関連企業の方向性を調査して必要な支援につなげ

ていきたいというものです。調査によると、県に求める支援としてはやはり設備投資、あるいはビジネスマッチング、研究開発等となっています。県内の自動車・輸送機関連企業ですが、モーターあるいはインバーター（直流または交流から周波数の異なる交流を発生させる（逆変換する）電源回路、またはその回路を持つ装置のこと。）といった今後も電動化に向けて伸びが見込まれる部分も多数ありますが、一方で今後事業を——現在保有する技術を生かしながらEV化に向かって事業の転換を図っていくという企業もありますので、そうした個別のニーズに基づいて適切な支援を行ってまいりたいと考えています。

小野一彦委員

地元の電子デバイス関係の社長から、この前話を聞いたのですが、やはりECU（エンジンコントロールユニット。エンジンの制御を行うコンピューターの中心となる装置のこと。）というか、制御関係やセンサーといった部分のニーズも高く、今まで地元企業が産業機械で金型を削ったりしていた部分を組み込むシステムエンジニアといった人材がすごく多くなるのではないかと考えていたのですが、どのように思われていますか。

産業労働部長

電子部品、デバイス関連は、今後EV化に伴ってまた伸びが見込まれる産業ですし、それを動かすためのソフトウェアの部分も人材が必要になってくると思いますので、そういった人材の育成、確保に向けて取組を進めてまいりたいと考えています。

小野一彦委員

また、この新プランに関してですが県民の方々から——この前も総括で言った記憶がありますが、空き家の問題がすごく心配されています。市町村も取り組んでいます。ただ、その市町村だけの取組ではなく民間、それから県全体のいろいろないい事例みたいなものをセットにした取組で、例えばワンストップの窓口があり建設技能組合（秋田県建設技能組合連合会）の人たちが入っていたり、不動産屋がいたり、NPOがいたりといった体制がやはり今必要なのではないかと。決算特別委員会でも——仙北地域振興局でやっていた取組などはすごく結果を出しています。新プランの素案を見るとそうしたワンストップについて記述がありますが、これについてはいかが考えているのでしょうか。

あきた未来創造部長

空き家については、当部の担当課の調査でも全県で2万戸を超えているといった形で増加傾向にあるということでして、空き家の相談自体は市町村が主体的に実施をしているところですが、自治体によってマンパワー不足、それからそうした専門性の知

識が蓄積されないといったいろいろな課題があり、必ずしも十分な対応がとられていない状況にあります。本来であれば市町村がそれぞれ相談窓口を設置して実施するのがいいのですが、市町村ごとに窓口を設置するというのはなかなか困難な事例もありますので、県で一括した形で相談体制をとることができないかといったことを今検討しているところです。

小野一彦委員

認知症の予防対策についてお尋ねします。

新型コロナウイルスがあつて健康福祉部は大変だったと思います。今も大変だと思いますが、予防部の議論の中で、あるいは秋大の大田先生（秋田大学高齢者医療先端研究センター教授の大田秀隆氏）からも、一定の予防に対する取組について一歩前進すべきではないかという意見を頂いています。それについて新プラン素案を拝見すると、介護予防と認知症予防のための取組ということで幾つかあるのですが、インターバル速歩（筋肉に負荷をかけるさっさか歩きと、負荷の少ないゆっくり歩き数分間ずつ交互に繰り返すことで、筋力・持久力を無理なく向上させることができ、骨密度の増加や生活習慣病リスクの改善などにも効果があるとされるウォーキング法のこと。）やコグニサイズ（頭で考えるコグニション（認知）課題と身体を動かすエクササイズ（運動）課題を同時に行うことで、脳と身体の機能を効果的に向上させること。）など、今回調査した結果に基づく早歩きみたいな部分の取組などももっと広げていくべきではないかと思いますが、その辺はいかがですか。

健康福祉部長

認知症予防部会において、運動と認知トレーニングを組み合わせたコグニサイズなど認知症の発症の遅延や重度化予防に有効とされる活動について、市町村でいろいろな取組は始まっていますが、ばらつきがあるというか、市町村間で進行具合にいろいろと差があります。今後効果的な活動等は県が取りまとめて情報を共有して広く全県に横展開できるようなことで積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

小野一彦委員

知事に最後お尋ねします。冒頭で申し上げたとおり、10年間のうちの4年間で第4期ではなく新としたことについては、私は大いに共感します。やはり新たに危機感を共有し、危機ばねでみんなに向かっていかなければいけない、今そういう段階だと思います。そのときに私は変わらなければいけない、変わらなければいけないといつも言われて、なかなか変われずに自己否定で今に至っているのですが、やはり先ほどの県内企業のようにいろいろな可能性

もあるし、あるいは人口減少に向かって下水道の共同化などをやって世界に、日本に誇っているような取組もあるので、是非このプランの中で秋田県ならではの地元の良さやポテンシャルみたいなものを前面に出した形での取組としていただきたいのですがいかがでしょうか。

知事

この数年間は正にパラダイムシフト（その時代に当然と考えられていた物の見方や考え方が劇的に変化すること。）、かつての様々な価値観ががらっと変わると。また、様々に努力したのも全くその努力が報われないということもあります。例えば労働力市場——これまでは特別スキルがなくても職はあったのです。これからは、スキルがある方とそうでない方は完全に格差——これをどうするか。あるいは企業経営——大企業ほどそうした将来を見て危機感を感じて相当行動転換——これをいかに県内で中小企業も含めて全ての産業がそのようになるかどうか……。正にこの三、四年です。だから、今までこうやったからいいのだと、うちはこうだからいいのだと、それはもう通じないと。完全に感情論を捨てて、物すごく冷徹に現状をしっかりと見据えてチャレンジするという風潮が一番必要だと思います。

その中で今私が言っているのは、これからの子供——いかにスキルを身に付けるか、あとは女性の活躍……。そして本県が持つ農業基盤、あるいはエネルギーといったものをしっかりと踏まえて、これを今後の10年間、20年間のベースに据えるという、これが正にこの三、四年であろうかと思っておりますので、そういう視点を踏まえながらしっかりとやっていきたいと思っております。

小野一彦委員

終わります。ありがとうございました。

副委員長

以上で小野委員の質疑は終了しました。

以上をもちまして予定された委員の質疑は全て終了しました。総括審査を終了します。

本日はこれをもって散会し、来週12月20日月曜日午後1時30分に委員会を開き、討論、採決を行います。

散会します。

午後 3時39分 散会

令和3年12月20日（月曜日）

本日の会議案件

1 議案第193号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

2 議案第194号

令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第1号）
（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

3 議案第195号

令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

4 議案第196号

令和3年度秋田県電気事業会計補正予算（第1号）
（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

5 議案第197号

令和3年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

6 議案第198号

令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

7 議案第222号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第8号）
（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	原 幸 子
副委員長	三 浦 茂 人
委員	北 林 康 司
委員	鶴 田 有 司
委員	川 口 一
委員	柴 田 正 敏
委員	小 松 隆 明
委員	佐 藤 賢一郎
委員	加 藤 鉦 一
委員	近 藤 健一郎
委員	工 藤 嘉 範
委員	竹 下 博 英
委員	北 林 丈 正

委員	高 橋 武 浩
委員	今 川 雄 策
委員	佐 藤 信 喜
委員	鈴木 健 太
委員	杉 本 俊 比 古
委員	佐々木 雄 太
委員	鈴木 真 実
委員	小 山 緑 郎
委員	児 玉 政 明
委員	住 谷 達 人
委員	宇佐見 康 人
委員	島 田 薫
委員	瓜 生 望
委員	高 橋 豪
委員	土 谷 勝 悦
委員	三 浦 英 一
委員	渡 部 英 治
委員	東海林 洋
委員	佐 藤 正 一 郎
委員	吉 方 清 彦
委員	鳥 井 修
委員	石 田 寛
委員	小 原 正 晃
委員	薄 井 司
委員	石 川 ひとみ
委員	加 藤 麻 里
委員	加賀屋 千鶴子
委員	松 田 豊 臣
委員	小 野 一 彦
委員	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	山 内 雅 絵
議会事務局議事課	佐 藤 宏 生
議会事務局議事課	山 崎 裕 介
議会事務局政務調査課	安 杖 千 佳 子

会 議 の 概 要

午後 1時28分 開議

出席委員

委員長	原 幸 子
副委員長	三 浦 茂 人
委員	北 林 康 司
委員	鶴 田 有 司
委員	川 口 一
委員	柴 田 正 敏
委員	小 松 隆 明
委員	佐 藤 賢一郎

委員 加藤 鋳 一
委員 近藤 健一郎
委員 工藤 嘉範
委員 竹下 博英
委員 北林 丈正
委員 高橋 武浩
委員 今川 雄策
委員 佐藤 信喜
委員 鈴木 健太
委員 杉本 俊比古
委員 佐々木 雄太
委員 鈴木 真実
委員 小山 緑郎
委員 児玉 政明
委員 住谷 達
委員 宇佐見 康人
委員 島田 薫
委員 瓜生 望
委員 高橋 豪
委員 土谷 勝悦
委員 三浦 英一
委員 渡部 英治
委員 東海林 洋
委員 佐藤 正一郎
委員 吉方 清彦
委員 鳥井 修
委員 石田 寛
委員 小原 正晃
委員 薄井 司
委員 石川 ひとみ
委員 加藤 麻里
委員 加賀屋 千鶴子
委員 松田 豊臣
委員 小野 一彦
委員 鈴木 洋一

説明者

副知事 神部 秀行
副知事 猿田 和三
教育長 安田 浩幸
警察本部長 久田 誠
総務部長 松本 欣也
総務部危機管理監(兼)広報監 土田 元
企画振興部長 鶴田 嘉裕
あきた未来創造部長 小野 正則
観光文化スポーツ部長 嘉藤 正和
健康福祉部長 佐々木 薫
生活環境部長 柳田 高人
農林水産部長 佐藤 幸盛
産業労働部長 佐藤 徹

建設部長 佐藤 秀治
会計管理者(兼)出納局長
奈良 聡
議会事務局長 千葉 雅也
人事委員会事務局長 真壁 善男
労働委員会事務局長 岡崎 佳治

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
初めに、本委員会における質疑は終局したものと認めます。
付託議案について、討論・採決を行います。議案第193号、議案第194号、議案第195号、議案第196号、議案第197号、議案第198号及び議案第222号、以上7件を一括議題とします。
討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

ございませんか。
【「ありません」と呼ぶ者あり】

委員長

討論はないものと認めます。
採決します。初めに、議案第193号、議案第194号、議案第196号、議案第197号及び議案第198号、以上5件について採決します。
議案第193号ほか4件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者多数であります。よって、議案第193号ほか4件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。
次に、議案第195号及び議案第222号について採決します。議案第195号及び議案第222号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者全員であります。よって、議案第195号及び議案第222号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。
以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。
本日の委員会を終了します。
散会します。

午後 1時30分 散会